慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	清輔本古今集考(上)
Sub Title	
Author	川上, 新一郎(Kawakami, Shinichiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1991
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.26 (1991.) ,p.1- 143
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000026-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清輔本古今集考（上）

川上新一郎

はしがき

右の表題を掲げるに当り、私自身いささか躊躇と懼れの念を禁じえないものがある。なぜならば、古今集の伝本研究には、西下経一氏『古今集の伝本の研究』（昭29刊）、久曽神昇氏『古今和歌集成立論』全四巻（昭35～36刊）の二大著が厳然と存在しており、そこに示された二先学による資料の博捜と、傾けられた情熱、更に精緻な考察は、後学をたじろがせて余りあるものであるからである。私自身、改めて言うまでもなく、清輔本古今集という限られた範囲においても、二先学の博捜と分析に及ぶべくもないことを感ずるのである。まして、古今集伝本の全体について、何の認識も持ちえないまま、一小部分に限って、文字通りの管見を披露するが如きは、分をわきまえぬと言われても当然と考えるとためらいが生ずるのを如何ともし難いのである。一、二の伝本を対象としても、疑問百出という状態で拙文を公にするのは、徒らに混乱を招くのみという思いもある。しかしながら、これまで六条藤家につき種々考察を加えるに当り、歌道家の存立の基盤が古今集にあることを考えるにつけ、やはり清輔本古今集について自分なりの考えをまとめておく必要があると感ずるに至ったことも事実である。

更に、清輔本古今集はいずれも古写の稀覯本であり、調査に当って御所蔵者や関係各位に御無理と御迷惑をおかけしたのも

一再でなく、やはり拙くとも調査結果を報告すべきと考えるものである。

くり返すが、自ら古今集伝本全体に論及する力は全くなく、清輔本内部をもう少し整備してみたいというのが、本稿のささやかな、しかし、私にとっては荷の重い目標である。

古今集の伝本については、清輔・顕昭、俊成・定家以下、何れの人々にも、定本を確立しようとする努力に苦闘の跡が認められる。自らと比較するのは不遜の極みであるが、これら偉大な先人の跡を逐うことに、成果の如何は問わず、聊かの慰めを感じているのも事実である。

古今集　和歌　千九十九首　此中長歌五首（中略）

古今證本、陽明門院御本（貫之自筆）是延喜御本相伝也。後顕綱朝臣申賜、其後展転於二故公信朝臣許一焼失了。此本無レ序。次小野皇太后宮御本（貫之自筆。仮名序也）於レ宮焼失了。以二件本之流一通宗朝臣自筆本是也。其由被レ書二表紙一。花園左府御本（貫之妹自筆仮名序。）是閑院贈太政大臣本伝来云々。所レ令レ進二新院一也。其後不レ書。是等本皆無二相違一。異二普通本一歟。（後略）

（『袋草紙』故撰集子細、日本歌学大系本二四―五頁）

以二若狭守通宗朝臣自筆本一書写古今也、文字仕不レ違二彼件本一、僧隆縁為二彼朝臣外孫一所二相伝一也、端書文彼朝臣筆也、以二片仮名一書入歌等同彼人所二考入一也、件古今貫之自筆小野皇太后宮御本之流也、上下考物者管見之所レ及予所二記付一也、真名序又以同前、後日校二合　新院御本一、朱雀（ママ）筆彼御本説也、件御本以二貫之妹自筆本一書写古今云々、（或説）件本貫之妹自筆云々、但有二序注一、如（少）二以有二疑殆一、件正本ハ閑院贈太政大臣本云々、転々在二故花薗左府御許一、又陽明門院御本説間々注二付之一、大略不レ違二此本一、件本貫之自筆延喜御本云々、後顕綱朝臣給預、其後転々於二公信朝臣許一焼失了、若州号二讃州入道本一此本也、（後略）（尊経閣蔵清輔本古今集奥書、読点、返点稿者、以下同）

右に掲げたのは、所謂古今集三証本に関する藤原清輔の記述の一節である。これが書き留められたことによって、我々は清輔本古今集の素性を知ることが出来る訳である。つまり、校合の方法等については先学に諸説あるも、結局、清輔本は三証本の中、「貫之自筆小野皇太后宮御本」に基づいていることが明らかである（細かい訓みの問題は改めて述べるのでここでは触れない）。

一方、俊成本、延いては定家本が、三証本の中、新院御本（花園左府御本）に基づいていることは、次に掲げる俊成、定家の記述でこれも明らかである。

本奥書云

永暦二年辛巳七月十一日壬午以家秘本重書写畢、件本紀氏正本也、抑彼所為宗本之先師貫公之真筆本、端無真名序也、只以仮名序為首始、而予有当初以前金吾基俊公本所書之本上、件本端置真名序、次置仮名序、是以所書加真名序也

貫公真筆本序之内有注詞之条、人或為疑云々、然而上古事暗以難決、只仰可為信耳

左京員外兆尹藤原改名在判

同十二日移付勘物等畢

是或依前金吾本或以浅見所及所注付也

此本之内所々以墨有令滅事、是貫公自筆本如是、若是草案本歟云々、又人名或詞等真名事多以仮名書之、是紀氏付属女子之本也云々、是故人伝言也者、為後輩注此旨、若有書写者存此旨推以莫違乱矣（宮内庁書陵部蔵永暦二年俊成本古今集奥書）

（前略）

抑崇徳院に貫之自筆本と申古今侍けり。教長卿、亡父五条三品禅門清輔朝臣各申うけて書うつしけるを、宰相は真名仮名の字をも一字たがへず、そのつかへる文字をかゝれ侍けり。是はたゞ真名は真名、仮名は仮名に書写。但此本当時所見不審甚多。頗難信用おぼえしかば、先年前金吾基俊の説を受て書たりしかば、本の説をうしなはず、是此取要て我家の説とすと申されしを、むかしきゝ侍しに、近年ある人、清輔朝臣の注古今と申草子をみせ侍し、注の外の事はかはらざりけりと云侍しに、のちに又彼秘本と申物みする人侍しかば、かれこれ不同いかに侍し事にか、いづれを書誤けん、おぼつかなくぞ侍し。（後略）（『顕注密勘抄』奥書、日本歌学大系本三〇五―六頁）

このように、俊成、定家何れもが御子左家の家本は貫之自筆の新院御本によったものであると述べている。

但し、右の俊成、定家の記述にもかかわらず、俊成本、定家

本に基俊本からの要素が色濃く残っており、俊成、定家が本文画定に際し、底本である新院御本と基俊本との間で微妙に揺れ動いたことが既に指摘されている（西下氏前掲書一三四頁以下）。また、右に掲げた『顕注密勘抄』奥書で定家が俊成の見解として伝える言葉の中に、新院御本を「当時所〻見不審甚多。頗難=信用-おぼえ」たとしており、必ずしも絶対的証本とは見做していなかった如くである。従って、相伝の基俊本も全く無視されるということはなく、結果的に両者の混態本文になったと言うこともできるが、少なくとも俊成、定家の公的な立場と認識では、三証本中、新院御本を採用したと考えていたであろうことは間違いない。

この結果、以後長い間に亘って古今集の定本となった定家本と、その陰に隠れながら受け継がれた清輔本とが相並んで成立することになった。そして、現存する古今集諸本の中、とにもかくにも素性が明らかなのは今城切、雅経本（共に新院御本系統に属する）等の例外を除くとこの二系統のみということになる。例えば基俊本にしろ、元永本にしろ、それらを古今集諸本中いかなる位置に据えるにしても、その素性を文献的に明らかにすることはついに不可能であるからである。

また、見方を変えれば、小野皇太后宮御本、新院御本の二大証本は、清輔本、俊成本（定家本）と形を変えることによってのみ、古今集の規範的本文としての地位を獲得し、今日まで脈々と受け継がれることになったとも言えるのである。従って、清輔、俊成の証本選択は、あるいは彼ら自身が考えていた以上に後世に重大な影響を及ぼしたといえるかもしれない。

ところで、六条藤家、御子左家という二大歌道家にとって古今集学が家の存立にかかわる重大問題であったことは疑いえない。いかなる本を家の証本として選択するかは、歌道家としてまず決定されなければならない問題であるからである。しかし、この時点での六条藤家、御子左家両家は共に中世の歌道家とは異り、歴史も浅く、基礎も十分固まっていたとは言い難く、未だ家の証本について明確な理念を持ち合わせていなかったとも考えられる。

現在、清輔本、俊成本以前の古今集の中、完全な形で存在するのは元永本のみであり、その他の古写本はみな断簡である。このような現状では、当時の人々の古今集本文に対する認識を伺うことはなかなかに困難である。その多くが調度品として書写された古今集の断簡によってでは、書写、あるいは繙読の際、

どの程度本文に厳密さが求められていたか、更にそれに伴って、本文研究がどの程度行なわれていたかを明らかにすることは容易でないからである。思うに、確たる論拠もなしに、想像をたくましくするのみという批判を恐れず言えば、本文に対する厳密な校訂意識はさ程発達していなかったのではあるまいか。本文を厳格に取り扱おうとする意識が生まれ、大きくなるには、歌道家の成立と発展を俟たねばならなかったであろう。

右のような気運の中で、六条藤家の清輔本、御子左家の俊成本（定家本）の成立を見た訳であるが、その際、両歌道家のとった態度には共通したものがあった。つまり、在来の家本を捨て、貫之自筆もしくは貫之妹自筆と称される古今集三証本に、歌道家の存立にかかわる家の証本を求めた点である。

まず六条藤家の場合を考えると、清輔が小野皇太后宮御本を底本に家の証本作成に着手した時点で、おそらくそれ以前の家の証本があったはずである。従来指摘され、問題とされているように清輔本古今集で、「或本」あるいは、「普通本」と呼ばれている本は、必ずしも一伝本をさすものではないかもしれないが、六条藤家で通常用いていた本が含まれていると考えるのが妥当であろう。

とするならば、そのような家伝来の本は、小野皇太后宮御本を家の証本として採用することによって家本としての地位を取って替られ、僅かに清輔本の注記中にその片影を残すにすぎなくなったことになる。

一方、御子左家の場合、俊成の師基俊より伝えられた基俊本が存在したにもかかわらず、それを用いず、新院御本によることとし、永暦二年俊成本では既にそれを「家秘本」と呼称している。この場合も、基俊本のみに存在し、三証本何れにも存しなかった真名序を巻末に据えた他、基俊本の注記を転記し、古今集の家説はそのまま伝えるといった折衷策がとられたと考えられるが、基俊本が捨て去られた事実には変りがない。今日基俊本そのものが伝来しないのは、この時点で御子左家が、家の証本を新院御本に変更したためであることは論を俟たない。

このように、六条、御子左両家が、相ついで家伝来の古今集を捨て、新しい証本の作成に向った原因は何処に存在するのであろうか。まず第一に、貫之もしくは貫之妹筆とされる証本の権威にすがったのではないかと考えることができる。この時期、六条藤家と御子左家の歌道家としての主導権争いは既に始っていたのであるから、相手方が証本を採用すれば、当家でも証本

と称するに足る権威ある伝本を採用しなければ対抗できないという、戦略上の問題があったのであろう。

しかし、そのことは、逆に両家が従来用いて来た伝本には証本性がなかったということになる。中でも、御子左家の場合、俊成の師基俊の本が存在していたにもかかわらず、それが捨てられたということは当時の歌道家の姿を考える上で示唆するものがある。つまり、いまだ伝統の継承のみによって家の存立がなされるという段階ではなく、自らの判断によって、基礎を作り上げて行く段階であったとも言えよう。

古今集本文に関しても、家本を墨守するのではなく、より良い本を求める自由があったといえるのではあるまいか。従来はとりあえず手元にある伝えられた本文により、「いづれの本にまれ、よきあしきにつきてこそ、とりもすてもすべきわざなれ」という態度を取っていたのが、さすがに、それでは通用しなくなったのがこの期の実態なのであろう。

このようにして三証本の権威が、六条、御子左両家を支配することとなった訳であるが、それでは、貫之自筆もしくは貫之妹自筆と伝えられた三証本の中から、六条藤家が小野皇太后宮御本を、御子左家が新院御本をそれぞれ選び採ったについて、必然性があったのか否か、偶然に過ぎなかったのかという点は興味を引かれる問題である。十一世紀半ばのこの決断が、現在に至るまで、古今集のあらゆる問題を決定的に支配して来たことは疑いようのない事実であるからである。俊成が師より伝えられた基俊本を墨守していたならば、或いは、清輔が伝来の六条家の家本を用い続けていたならば、我々の接する古今集本文は、現在とは大分異っていたに違いないからである。三証本の方が基俊本や六条家伝来本より優れていたか否かは、由緒の正しさという問題も含めて、清輔、俊成の判断を尊重するしかなく、果して絶対的優位にあったかどうかは今となっては決定出来ないというのが真実であろう。

更に、先の問い、六条、御子左両家が新たに家本として三証本中の一本を選ぶに当って必然性があったか否かについては、やや否定的にならざるを得ない。清輔は『袋草紙』で三証本を列挙した後に、「是等本皆無二相違一。異二普通本一歟。」と言っている。「皆無二相違一。」とは、小野皇太后宮御本を底本とする清輔本と新院御本の系統である雅経本とを比較すると余りに大雑把な物言いで、歌数こそ同じく千百首であるが、(1)排列を異にする箇所が六箇所もあり、(2)字句の異同も少なくなく、「皆無二相違一。」

とは到底言い難く、結局、貫之自筆、貫之妹自筆と伝えられる三証本の権威を考慮した多分に政治的発言と思われるのである。

何れにしろ、三証本の権威を認めれば、必然的に家の証本を三証本の何れかに求めねばならず、その際三証本の何れを選択するかは、恣意的判断に委ねられることともなる。

以後八百年以上に亘る古今集の享受と研究はこの偶然の決断に左右されてきたともいえるのである。

以上の如く、六条、御子左両家は、三証本に自らの家の証本となるべき権威を求める点で共通の認識に立つ一方、両家の証本作成の態度には相違もあったと考えられる。両者を比較して言えば、六条藤家の方が学究的であったと言えよう。異文の校合をそのまま残し、勘物を書き入れる等伝本の紙面が煩雑になることも厭わず、調査結果や私見を書き記している。後に寂恵が同様の書き入れを行っているが、清輔当時は異例の措置であったと思われる。既に小野皇太后宮御本には通宗の書入れが存在したと清輔は述べており、そのことが多量の書入れをする口火となったのでもあろうが、やはり、清輔独自の見識が多量の書入れを試みさせたのであろう。

一方、俊成は、何故か清輔本の中、保元二年本の勘物を一旦自らの証本に転記したが、[3] 以後の俊成本では採用せず、清輔本が次第に注を増加させ、顕昭に至ってもなお新たな書入れが続けられたのとは逆に、本文勘物ともに整理統合化の道を辿ることになった。ここに両家の途は別れることとなるのであるが、以後、中世の歌学の流れを考えると、余りにも考証的、学究的な清輔、顕昭の態度は、その流れから外れていたと言わざるをえない。清輔の場合は、『奥義抄』の注釈態度にも明らかなように、理詰の考証一辺倒ではなく、前代の伝承、伝説をそのまま受け容れる面もあり、我々の目から見て、学問的には詰めの甘さを感じさせる一方で、歌道家を標榜するに当っての知恵を感じさせもするが、顕昭に至ると、現代的意味における学究肌となり、その徹底振りが、読むものをして一種鼻白ませる結果を招いたであろうことも否めない。

両家が以後辿った途を考える上でも、古今集証本確立における清輔、俊成それぞれのとった姿勢の違いは無視出来ない要素であると言えよう。

さて、本稿の目的は先にも述べたように、古今集諸伝本中の清輔本の位置を明らかにすることではなく、清輔本諸本の伝本

整理を行うことである。清輔本古今集の諸本研究は、早く西下経一氏「古今集伝本の系統論—特に俊成本定家本清輔本の研究—」（「国語と国文学」昭4・1）があり、俊成本、定家本、清輔本の性格を初めて明らかにした本格的論文として画期的なものであった。西下氏の研究はその後、先述の著書へと発展完成されて行くが、基本は既に昭和四年の論文で確立されていると言ってよい。

一方、やはり戦前から古今集の諸本研究に幾多の業績を挙げられた久曽神昇氏には、『古今和歌集綜覧』（昭12刊）、『崇徳天皇御本 古今和歌集』（昭15刊）が存在するが、古今集諸本の系統については集大成としての先述の大著にその全てが盛り込まれていると言ってよく、清輔本に関しても数々の新資料紹介と新見がある。

両氏の見解は、古今集諸本の系統論については必ずしも一致を見ず、寧ろ懸隔さえ感じさせるものがあるが、清輔本においては、さしたる齟齬はなく、枠組は一致していると見てよいであろう。本稿もその枠組に異見はなく、それに従いつつ記述することとする。

まず、清輔本の基本的性格であるが、西下、久曽神両先学以下、詳細な分析がなされており、その点に関してはほぼ一致を見ているといってもよいので、ここで逐一記述することは省き、ごくあらましを述べ、問題点を列挙することとする。なお、以下清輔本と称する場合、顕昭本と対比する場合以外は顕昭本をも含み、共通の問題として扱うこととする。

まず、管見に入り、調査対象とする諸本を列挙し、以下の記述の便とする。また、カッコ内は以下の記述の際の略号である。

Ⅰ 志香須賀文庫蔵六条家本（六）

Ⅱ 清輔本

(ア) 天理図書館蔵片仮名零本（存巻十二—二十、零）
静嘉堂文庫蔵榎本寛親模写本（存巻十一—二十、静）

(イ) 永治二年本—宮本家蔵伝二条為氏筆本（宮）

(ウ) 仁平四年本—伝本なし
付、曼殊院蔵本[4]（存巻一—八、曼）

（以上本輯、以下次輯予定）

(エ) 保元二年本—尊経閣文庫蔵伝清輔筆本（尊）、穂久邇文庫蔵伝世尊寺経朝筆本（存巻一—十、穂）、宮内庁書陵部蔵伏見宮旧蔵一本（存巻十一—二十、伏一）、金沢文庫蔵本（存巻一、二、未調査、推定）

Ⅲ　顕昭本

(ア)　宮内庁書陵部蔵伏見宮旧蔵伝顕昭筆本（伏）、天理図書館蔵伝藤原家隆筆本（天）、宮内庁書陵部蔵鷹司本（天理蔵伝家隆筆本臨写）

(イ)　ノートルダム清心女子大学蔵黒川本（黒、未見）

(ウ)　内裏切第一種[5]

右の分類は先学の分類を基として、多少の増補を加えたもので、一部分便宜に従った箇所もある。

また、個々の伝本の性格については、何れもそれぞれの項で述べることとする。

まず、問題とすべきは、清輔本の底本とその成立である。この点は、清輔本の奥書によりかなりの点まで明らかである。先に掲げた保元二年本の奥書（他の本もほぼ同じ）によれば、清輔本の底本は藤原通宗自筆の所謂通宗本であり、通宗の外孫、僧隆縁が伝えたものを借りて清輔が書写したものである。その通宗本は古今集三証本の一で貫之自筆本と称された小野皇太后宮御本の流であった。通宗が直接小野皇太后宮御本を転写したのか、その間に介在する本があったのかは明らかではないが、小野皇太后宮（教通女歓子、後冷泉院后、康和四年〈一一〇二〉崩、年八十二）と藤原通宗（応徳元年〈一〇八四〉卒）の生存年代を考えれば、直接と考えても差支えないかと思われる。

その際、通宗は小野皇太后宮御本を単に書写するに止まらず、注記を書き入れたという。清輔本であるか否かの目安とされている巻頭の「本云／以二貫之自筆本一書写古今也、／件本ハ於二皇大后宮一焼失告畢云々、／和哥等不レ似二餘本一其説頗違矣／通宗」という端書（曼殊院蔵本には存在しない）の他、清輔の奥書によれば「以二片仮名一書入歌等同彼人所二考入一也」（保元二年本）という。巻頭の通宗の端書については問題がないが、清輔の奥書中に見える通宗の書入の実態については従来から問題とされている。先の引用は尊経閣本によったものであるが、保元二年奥書を持つ書陵部蔵伏見宮旧蔵顕昭本、同伏見宮旧蔵一本はこれに同じく、一方、年記を欠く寛親本と永治二年奥書を持つ宮本家本では「又所二考入一之哥等以同前」とあって「片仮名」の字句を欠いている。

この点は、現在清輔本に見られる勘物中、何れが通宗の手になるもので、何れが清輔のものかということだけでなく、頭書、書入れ、本行と諸本によりまちまちな異本歌を書き入れたのが通宗、清輔の何れであるかの問題とからんで微妙な問題となる

のである。

しかしながら、この問題を解決するのは容易でない。なぜなら、清輔本諸本間の異同は著しく、保元二年本間においても異本歌の書入方法が異なり、また本文校合にも多くの異同を見出すからである。つまり、俊成本、定家本のように、原則として一本文に校訂する方式を採るならば、見解の変化により、本文に揺れが認められても不思議とはいえないが、清輔本のように校合方式を採るならば、注記の増減、誤写脱落等は存在しても、基本的に本文や書写形式は一致していなければならない筈である。しかしながら、清輔本諸本間の異同はその予想を裏切るのである。奥書に「以二片仮名一書入歌等」という共通の記述を持つ保元二年本諸本間においてさえ、異本歌の書入方法が平仮名、片仮名、本行、書入れ、頭注とまちまちであり、伏見宮旧蔵顕昭本に至っては本文が片仮名書であり、明白に奥書と矛盾しているのである。従って西下氏が、尊経閣文庫本の異本歌の書入れが、本行平仮名と書入片仮名の二種あることによって「異本の歌十六首の内、片仮名で記入した九首は通宗の記入したものであることがわかる。」（前掲書二四六頁）とされたのは、他の保元二年本（例えば、穂久邇文庫蔵本、伏見宮旧蔵一本）と比較すると受け容れ難いと言わざるをえない。(6) また、諸本の異同を比較すると、本文と新院御本との校異を示す朱傍書が入れ替る例がしばしば認められ、如何なる理由でこのような現象が起ったのかは理解に苦しむ。

先述したように、基本的には同一本文、同一書写形式が期待される清輔本諸本間に何故このような異同が存するのかについては、遂に明らにしえないのである。

異本歌の注記が、平仮名、片仮名何れにより、どのような形式で書き入れられていたかは、現在では確認する手だてもないが、新院御本による朱校合については、新院御本によって書写され、その本文をかなり忠実に伝えていると考えられる雅経本が存在しているため、清輔本諸本と比校することが出来る。

このことは、既に久曽神氏が『崇徳天皇御本古今和歌集』において、尊経閣本の朱校と比較を試みておられ、朱校と雅経本とが著しく一致することより、雅経本が新院御本をかなり忠実に伝えていること、逆に清輔本の朱校が、これもかなり正確であることを立証されている。

ここでは、清輔本諸本に対象を広げることにより、清輔本内部で朱校がどの程度揺れ動いているかを確認したいと考える。

つまり、くり返し述べて来たように、本来本文は同一である筈の清輔本諸本の本文にどのような揺れが存するかを確認する一助としたいからである。

以下の一覧では、新編国歌大観番号、清輔本朱校箇所に該当する雅経本本文（久曽神氏著書による）、清輔本中、朱校が雅経本本文に一致もしくはほぼ一致する伝本の本文と略号（既掲）、一致しない伝本本文とその略号の順に掲げた。

校異は、漢字・仮名、平仮名・片仮名、送仮名等の区別は特殊な場合以外は省略し、一致、不一致それぞれの中においては、冒頭に掲げた諸本の順により、表記は最初に挙げる伝本に従った。

朱校箇所はなるべく多数掲げることとしたが、重要でないと思われる一部を省略した他、頭脚注による指摘は諸本一致している事が多いので、更めて掲げない。

なお、六条家本には新院御本との校異を示す朱注はないので、校異の対象としない。

また、雅経本には朱墨の校異があり、既に久曽神氏が指摘されているように朱校は清輔本によるものと考えられるが、墨による傍書は性格が不明で、傍書、本行何れが新院御本本来の本文か判別しにくい点がある。(7) このため、以下の一覧において、清輔本朱校が雅経本本文と一致しているか否か判断に迷う点が生じるが、一応本行をもって雅経本本文と認めることとした。

また、清輔本諸本には合点、声点等の記号が付されており、殊に宮本家本、伏見宮旧蔵顕昭本、天理顕昭本には記号が多く付され、その中には本文の異同にかかわるものも多いと考えられるが、その大部分は意味不明であり、又、印刷により表示するのも困難であるので省略した。

仮名序　をとこをうな—ム（曼尊天）、ん（穂）—ん（宮）
同　ゝなをにて—ほ（宮尊穂伏天）、ヲ（曼）
同　かすへうた—そ（宮尊穂伏天）、ス（曼）
同　なすらへうた—ソ（曼尊穂）—そ（宮）、ス（伏天）
同　とみけり—ひ（尊穂）—ひ（宮曼）、ミ（伏天）
同　とのつくりせり—せ（宮曼穂天）、セ（「セ」ニ朱合点、伏）—せ（尊）
同　つくはやまかけて—つくは山にかけて（尊伏）—つくは山にかけて（宮曼穂天）
同　みつのあはとを—はを（宮）、は○を（尊）、ハヲ（伏天）—ハヲ（曼穂）

同　ひろまりける—ひろまりける（墨。朱デミセケチ）（尊）、ヒロマリニケル（朱）（伏）—ひろまりにける（宮曼穂天）

同　うたにあやしく—く（宮）、ウ（朱）（曼穂伏天）、ウ（朱）（尊）

同　ゑにかけるをうな—む（朱）（尊伏天）—ム（曼穂）、女（宮）

同　うちの僧せき—きせん（朱）（宮）、キセ（朱）（曼尊伏天）—きせ（穂）

同　よきをうな—む（朱）（尊伏天）—ム（曼穂）、女（宮）

同　しらぬなるへし—ぬ（宮曼伏天）—す（墨）（尊）、ぬ（朱）（穂）

同　よつのとき—月（朱）（宮尊穂伏天）—トキ（朱）（曼）

同　御そところの—御書ところの（宮）、御書所ノ（朱）（曼）—御書のところの（尊）、御書ノ（朱）（穂）、御書ノ（朱）（伏天）

同　かひのさう官—カヒノ目（朱）（曼）—かひの目（宮尊穂伏天）

同　おふし—ナシ（朱）（曼）、凡（朱）（尊）、凡（朱）（穂）—凡（宮伏天）

同　みつからのことも—のことをも（宮）、ノヲモ（朱）（曼）、の。をも（朱）（穂伏）、の。おも（朱）（天）—のをも（尊）

同　はるなつあきふゆともいはす—ともいはぬ（宮尊穂）、トモイハヌ（朱）本不可□（朱）トモイハヌ（朱）ニモイラヌ（曼）、ニモイラヌ（伏）、○（天）にもいらぬ（墨）

同　かくてれは—こ（朱）（宮尊穂）—コ（曼伏天）

一　たちけるひ—日（宮）、ニ（朱）（曼尊伏天）—に（穂）

三　たてるやいつこ—タテルヤイツコ（曼穂）—たてるやいつこ（朱）（宮尊伏天）

六　ゝなとやみらん—ら（宮穂）、エ（朱）（曼）—え（尊天）

八　みやすところ—みやす所（宮曼穂）—みやす○ところ（朱）（尊）、みやすところ（朱）（天）

九　つらゆき—キノツラユキ（曼）、つらゆき（尊天）、キノツラユキ（墨）（伏）—きのつらゆき（宮穂）

九（朱）　みやこはのへに—に（宮穂）—ニ（朱）（曼尊天）

一四　いまひとしほの—同上（宮曼穂天）—ほ（朱）（尊）

一五　ふるときは—ことに（朱）（宮尊天）—コトニ（曼穂）

一六　みたれてはなは—ハナノ（朱）（曼尊天）—はなの（宮穂）

一七　西大寺—にしの大てら（西大寺（朱））（宮穂天）、ニシノヲホテラ（西大寺（朱））（曼）、西大寺（朱）にしのおほてら（尊）

一八　むめのはなうへし—へ（宮）、ゑ（朱）（尊天）—エ（曼穂）

一九　しる人そしる—ミル（朱）（曼尊）、しる（穂天）—しる（朱）（宮）、ミル（朱）（「シ」朱合点、伏）

二〇　うめのはな—む（朱）（宮曼尊伏天）—む（穂）

二一　ひさしう—同上（宮尊穂伏天）—ウ（朱）（曼）

四三　よめる—よめる（宮曼伏天）、よめる（尊穂）

五〇　さと丶ほみ—を（宮）—ホ（曼尊伏天）、を（穂）

五一　いは丶しる—は丶（穂）—は丶（宮伏天）、ハ、（曼尊）

同　たきなくもかな—同上（宮尊穂伏天）—ナ（曼）

同　たをりもてこん—てもこん（宮）、テモコム（曼）、てもこん（尊）、てもこむ（穂伏天）

五七　むかしなからに—をなしむかしに（宮）、おなしむかしに（尊）、おなしむかしに（穂）、オナシムカシニ（伏）、をなしむかしに（天）、ヲナシムカシニ（曼）

六一　としたにも—ことしたに（宮曼尊伏天）—ことしたに（穂）

六二　よみける—同上（宮曼伏天）、よめる（尊）—よめる（穂）

六三　きえすはありと—ト（曼）—と（宮尊穂伏天）

六五　いさやとりして—やとりもて（宮）、ヤトカリテ（曼）、やとかりて（尊）、やとかりて（穂）、ヤトカリテ（伏）、やとりかりて（天）

七一　ありてよのなか—り（宮）—リ（曼尊穂伏天）

八一　東宮のか院にて—雅院（宮天）、閑院（曼穂伏）、雅院（尊）

八二　さくらのはなのちりはへりけるをよみける—さくらのとくちるをよみける（宮）、サクラノトクチリケルヲヨミケル（曼天）、さくらのとくちりはへりけるをみてよみける（尊）、さくらのとくちるをよみける（穂）、サクラノトクチリケルヲヨミケル（伏）

八七　よめる—よめりける（尊）—よめる（宮曼穂伏天）

九一　はなのきは—も（宮尊穂伏天）—モ（曼）

同　うつろふいろに—を（宮穂伏天）、お（尊）—ヲ（曼）

九三　いたるいたらぬ—る（穂伏天）—り（宮曼）、り（尊）

九九　あつらへつくる—と（尊）—と（宮曼穂伏天）

一〇〇　こぬものゆへに—へ（曼穂天）、ゑ（尊伏）—え（宮）

一〇一　さくらはな—同上（宮）、さくはなは（尊穂伏天）—サクハナハ（曼）

同　たれかはゝなを—タレカハ、ルヲ（伏天）—たれかは春を（宮曼尊穂）

一〇七　洽子朝臣—洽（宮穂天）、佮（曼伏）、洽（尊）

同　おとらさらまし—サラマシ（伏）—ましやは（宮曼尊穂）、さらまし（天）

一〇八　よみける—よめる（宮曼穂伏天）—よみける（尊）

一三　わかみもともに—モヒトモ(朱)(曼尊伏天)—も人も(宮)む人も(穂)

一五　はへりけるに—侍(宮天)、あへり(朱)(尊穂)、アヘリ(朱)(伏)—アヘリ(曼)

一三　うへけんきみか—エ(朱)(曼)、へ(伏天)—へ(朱)(宮尊)、ゑ(穂)

同　こよひこなくに—こよひこなくに(宮穂伏天)、こよひこ(墨)なくに(「こよひ」ニ朱合点、尊)—コヨヒコヒナクニ(朱)(曼)

一三四　ほとりに—ツラニ(朱)(曼伏)、つらに(朱)(尊)、ほとりに(朱)(天)—つらに(宮穂)

一三六　よめる—ヨメリケル(朱)(曼尊)、よめる(天)—よめりける(宮穂)

同　あはれてふ—といふ(朱)(宮)、テ(朱)トイフ(朱)(曼)、てふ(尊穂)、テウ(朱)といふ(天)

一四四　ふるのみやこの—の(宮)、ノ(朱)キ(朱)(曼尊)、の(墨)(天)—き(穂)

同　むかしなりけれ—同上(曼尊穂伏天)—む(朱)(宮)

一四六　ふるさとひとそ—さへ(朱)(宮尊穂伏天)、ヒト(曼)

一六一　あまひこは—あ(墨)(尊)、あ(穂伏天)—や(宮曼)

一六三　みふのたゝみね—たゝみね(御云無明(朱)(宮)、タ、ミネアルナリ(無花薗本可止(朱))(曼)、たゝみね(御本無名(朱))(尊穂伏天)

同　むかしへや—イニシ(朱)ヘ(曼)、いにしへ(朱)(尊伏天)—むかしへ(朱)(本行朱合点、宮)、いにしへ(穂、傍書改竄)

一六五　なとかはつゆを—なにかは(ト(朱))(宮)、なにかは(ト(朱))(尊穂)—ナニカハ(曼伏天)

一六八　かよひちは—に(ハ(朱))(尊伏)—に(宮曼天)

一六九　ふちはらのとしゆき—同上(尊)、ノ朝臣(伏)—朝臣(宮曼)、の朝臣(穂天)

一七〇　ふきよする—うち(フキ(朱))(宮尊伏天)—ウチ(曼穂)

一七三　いなはそよきて—同上(宮穂伏天)、モソヨキテ(朱)(曼)—もそよと(尊)

一八一　そせい—同上(宮尊穂)、ソセイホウシ(朱)(伏)—ソセイホウシ(曼天)

一八三　みふのたゝみね—ニ(ミ(朱))(曼尊伏)、み(穂天)—に(宮)

一八七　あきこそかなし—ソカナシキ(コソカナシ(朱))(曼)、こそかなし(ソカナシキ(墨))(尊伏)、そかなしき(コソ(朱))(穂)、こそかなし(天)—そかなしき(宮)

一八九　いつもとは—も(宮)、は(モ(朱))(尊穂伏天)—ハ(曼)

一九三　なりぬらし—ふけ(ナリ(朱))(宮尊伏天)—フケ(曼)—「らし」

ノ右傍「ナリ（朱）」（穂）

二〇三　ちりしつもれる—て（尊穂伏）—て（宮曼天）

二〇四　かけにさりける—ソア（曼尊）、そあ（穂伏天）—そあ（宮）

二〇七　はつかりかねそ—かねそ（尊）—かねそ（宮曼伏天）、かねそ（穂）

二〇九　なきつるかりか—つ（宮穂）、ぬ（尊伏）—ヌ（曼）、つ（天）

二一〇　かりかねは—ハ（曼）、の（尊穂伏）—の（宮天）

二一五　詞書ナシ—たいしらす（朱合点ハ御本ナシヲ意味スル、宮曼尊穂伏）—誤ッテ二六詞書ニ朱合点ヲ付ス（天）

二一九　わすれさりけり—同上（宮尊穂伏天）、カハラ（曼）

二二〇　いねかてにする—同上（曼尊穂伏天）—する（宮）

二二四　つゆしけみぬれてをゆかん—しもにふれて（宮尊穂伏天）—シモニヌレテ（曼）

二二六　なにめてゝおれるはかりそ—かほをよみうちみはかりそ（宮尊伏天）、かをゝよみうちみはかりそ（穂）、カホヲヨミウチミハカリソ（曼）

二二七　かねみのおほきみ—カネミノ大君（伏天）—このほんにはよみ人なし、あるほんにかねみの大君（宮曼尊穂）

二二一　かにこそにほへ—香こそにほへれ（宮）、かこそにほへれ（尊穂伏天）—カコソニホヘレ（曼）

二二三　うへてたにみし—へ（曼穂）、ゑ（尊伏天）—ゑ（宮）

二二五　もみちはに—、（曼尊伏天）—ゝ（宮穂）

二二五　おなしえを—に（宮伏天）、を（尊）—ニ（曼穂）

同　いろつくは—うつろふは（宮曼尊穂伏天）

二二六　きのつらゆき—ツラユキ（曼）—つらゆき（宮尊穂伏天）

二二七　ふちはらのとしゆきのあそん—〇トシユキノ朝臣（曼）—としゆきの朝臣（宮尊穂伏天）

二二七　はゝそのもみち—色は（宮尊穂伏天）、イロハ（曼）

二二八　うゑしうへは—ヱ（曼伏天）—ゑ（尊穂）、つ（宮）

二二九　めしありけれは—あけられて（宮）、あけられて（尊穂）—アケラレテ（曼伏天）

二二一　はなまちとをに—ヲ（曼穂天）、ほ（尊伏）—ほ（宮）

二二二　それかあらぬか—はな（宮尊伏天）—ハナ（曼穂）

二二三　いつかはちよを—ちとせを（尊穂伏天）—ちとせを（宮曼）

二二五　たれかうへけむ—へ（宮曼）、ゑ（尊伏天）—ゑ（穂）

二六　よめる—よめる(ヨミケル朱)（宮曼穂伏天）、よめる(ヨメリケル朱)（尊）

二六　ゆくゑさためぬ—ゑ（宮穂）、へ(ゑ朱)（尊伏天）—へ（曼）

二九一　よはからし—わ(ハ朱)（宮尊伏）、ハ（曼穂）—わ（天）

二九三　みやすんところ—みやすところ(ム朱)（尊伏）—宮すところ（宮曼穂天）

三〇七　からころも—ふちころも(ふち)（宮曼穂天）、ふちころも(カリトコソ朱合点)（本ノマ、カリトコソ本マ、(墨)尊）、フチコロモ（本行朱合点、伏）

三一七　たかきのやまに—フカキノヤマニ(タ朱)（曼尊伏）、ふかき(た(墨))のやまに（天）—ふかきの山に（宮穂）

三一七　みふのたゝみね—に(たかき(墨))（宮尊伏）、み(ミ朱)（天）—ニ（曼穂）

三一九　あとはかなくて—あとはかとなく(アトハカナクテ朱)（宮）、あとはかもなく(ナクテ朱)（尊伏）—アトハカモナク（曼穂天）

三一一　おもひもかけぬ—おもひかけぬを(モカケヌ朱)（宮尊穂伏天）—ヲモヒカケヌヲ（曼）

三四〇　としのくれゆく—ヌル(ユク朱)（曼）—ぬる（宮尊穂伏天）

三四三　こけむすまてに—こけのむすまて(ムスマテニ朱)（宮尊穂伏天）、コケノフスマテ(ムスマテニ朱)（曼）

三四五　きみかみよをは—みちよを(ミヨヲハ朱)（宮）、ミチヨヲ(ヨヲハ朱)（曼）、みちよを(ミヨヲハ朱)（尊伏天）—みちよを（穂）

三四六　きみかやそちに—やちよに(ソチニ朱)（宮）、ヤチヨニ(ソチ朱)（曼尊伏天）—やちよに（穂）

三四七　きみかやそちに—ヤチヨ(ソチ朱)（曼尊伏）—やちよ（宮穂天）

三四九　みちまとふかに—か(ト朱)（宮曼穂伏）、と（天）

三五一　たてまつりけるに—同上（宮天）、○(ニ朱)（伏）—ナシ（曼穂）

三五六　かはりて—あつらへられて(あつらへられて)（宮穂）、アツラヘラレテカハリテ（曼）、アツラヘラレテカハリテ（伏）、あつらへられて○(かはりて(墨))（天）

三五七　四時きのゑ—しきのゑ（天）—しきのゑ(四時朱)（宮曼穂伏）、○(し(墨))きのゑ(四時朱)（尊）

三六一　いろまさりゆく—かはり(かは朱)（宮曼尊伏天）—かはり（穂）

三六七　おくらさめやは—サムヤハ(メ朱)（曼）、さむやは(メ朱)（尊伏天）、さめやは（穂）—さんやは(ラメヤ朱)（宮）

三七一　たちなんのちは—トキ(ノチ朱)（曼尊伏）、のち（天）—時（宮穂）

三七六　きみとしに—み（宮）、ム(ミ朱)（曼）—ん（尊）、む（穂伏天）

同　寵—諸本「無御本（朱）」トアリ

三七七　ひとのいへにやとりてあかつきにいてたつとて—同上（曼天）、○いてたつとて（尊）、○イテタツトテ（伏）—いてたつとて（宮穂）

三八二　あひしれりける—レ（曼）、○（伏）—ナシ（宮尊穂）、れ（天）

三八六　きえやわたらん—も（宮尊穂伏）、き（天）—モ（曼）

三九二　ゆふさりかた—ユフ○ツカタ（曼尊穂伏）、ゆふさりつかた（天）—ゆふつかた（宮）

同　よみはへりける—よめる（宮）、よめる（尊穂伏天）—ヨメル（曼）

三九三　やまに—ひえ（宮）、山（穂）—山（曼）、ひえ（尊）、山（伏）、やま（天）

四〇三　しゐてゆく—ひ（宮穂伏）、キ（曼尊天）

四〇五　みちにあへりける—か（宮伏）、ア（曼天）—か（尊穂）

四〇六　みかさのやまに—同上（穂）—に（宮尊）、ニ（伏天）

四〇七　をのゝたかんらのあそん—の朝臣（宮天）、○（尊伏）—ナシ（穂）

四一〇　あつまのかたに—へ（宮伏天）—へ（尊穂）

同　いとおもしろく—う（尊伏）、く（天）—う（宮穂）

四一五　みふのたゝみね—に（尊）—に（宮穂伏天）

四一九　ゝのはなをこそ—を（宮）、を（「を」ニ朱合点、尊）、を（穂）、ホ（伏天）

四二八　いまそやまのを—いまそ野山を（宮）、いまその山を（尊穂）—イマソノ山ヲ（伏天）

四三九　くのかみに—かしらに（宮）、かしらに（尊穂）—カシラニ（伏天）

四四二　りうたうのはな—りうたん（宮）、りうたむ（尊伏天）—りうたむ（穂）

同　とりうたう—む（尊伏）—ん（宮）、む（穂天）

四四五　めとにけつりはなさせりける—同上（宮）、めとに（墨）はへりけるはなさせりける（尊）、メトニハヘリケルハナサセリケルヲ（朱）—ケツリハナサセリケルヲ（朱）—ケツリハナサセリケルヲ（伏）—めとにはへりけるはなさせりける（穂）、けつりはなさせりける（天）

四四九　うはたまの—む（宮尊伏天）—む（穂）

四五七　いかゝさきける—け（宮）、く（尊伏天）—く（穂）

四六七　なへみれと—なれと（宮穂伏天）、されは（尊）

四六八　僧正さうほう—遍昭（「遍昭」ニ朱合点、宮）、遍照

サウホウ（「サウホウ」、墨ノ上ヨリ朱重書、「遍照」「サウホウ」ニ朱合点、尊）、遍照（サウホウ（朱）「遍照」ヲ消ス意ノ朱合点、「サウホウ」墨合点、伏）、さうほう（天）—遍照（穂）

四九六　よんてつかはしける—み（ム（朱）尊伏一伏）、む（天）—ミ（静宮）

四九二　いはきりとをし—ヲ（静）、ほ（ヲ（朱）宮伏一伏天）—ほ（尊）

四九三　ありてふを—テフヲ（静宮）、といふを（てふ（朱）伏一）、トイ（テ（朱））フヲ（伏）—といふお（尊）、といふを（天）

四九六　いろにいてなん—イテナム（静天）、いてなん（宮）、いてぬへし（なむ（朱）伏一伏）—いてぬへし（尊）

五〇二　あはれてふ—テフ（トイ（墨）静）、といふ（テ（朱）宮尊）、といふ（てふ（朱）伏一伏天）

五一〇　あまのつりなは—たく（タクイ（朱）尊伏一伏）、つり（ツリ（朱）天）—タク（ツリ（墨）静）、たく（宮）

同　くるしくのみや—と（ク（朱）尊伏一）—ト（静宮伏天）

五一六　いかにねしかは—ヨカ（ヨカイ（朱）カハ（朱）静宮伏天）—よか（尊）

五四七　ほにこそ人を—は（ヲ（朱）宮尊伏）—ヲ（ハ（朱）静天）

五四九　われかはあやな—カハ（ニヤイ（墨）静）、にや（カハ（朱）「カハ」墨合点、宮）、にや（カハ（朱）尊伏一伏）—かは（ニヤ（朱）天）

五五〇　あはゆきの—ハ（静宮尊）—は（ワ（朱）伏一天）、ワ（ハ（墨）本行朱合点、伏）

五五一　すかのねしのき—ス（シイ（墨）静）、し（ス（朱）宮尊伏一伏）—す（シ（朱）天）

五五六　こまちかもとに—モト（静天）、人（モト（朱）宮尊伏一伏）

同　そてにたまらぬ—同上（静伏一天）、と（タ（朱）宮尊伏）

五六二　ゆふさりは—れ（リ（朱）宮尊伏一伏天）—レ（零静）

五六四　いふ人もなし—ノナキ（モナシ（朱）零尊伏天）、モナシ（ノナキ（墨）静）—のなき（モ（朱）宮）

五九三　ぬきてわかぬる—レ（キ（朱）零宮尊伏）、き（天）—レ（キ（墨）静）、れ（伏一）

六〇九　みはてぬゆめを—ノ（ノイ（朱）ヲ（朱）静尊伏天）—ヲ（ノ（朱）零）、の（宮伏一）

六一七　なかめにまさる—ニマサル（静天）、にまさる（ぬる〻（朱）宮）、まさる〻（ニマサル（朱）尊伏一伏）

六二〇　みまくほしさに—さ（宮天）、き（サ（朱）尊伏一伏）—キ（サ（墨）静）

六二一　きえぬへきかな—キエヌヘキカナ（けものを（朱）静）、けぬへきものを（キエヌヘキカナ（朱）宮伏一）、けぬへきものを（キエヌモノカナ（朱）尊）—ケヌヘキ物ヲ（伏）、きえぬへきものを（ケ（朱）天）

六二三　まもらせけれは—スレハ（セケ（朱）静伏一伏天）、せけれは

（宮）、すれは（尊）

六三五　あふといへは—同上（零静）、あふとあへは（尊伏）—あふといへは（宮）、あふとあへは（天）—字体不明（伏一）

六三六　ふりそほちつゝ—ホ（零宮）、お（尊）、を（伏一天）、ホ（本行朱合点、伏）—ヲ（静）

六四五　おもほえす—同上（静宮伏天）—オホツカナ（零）、をほつかな（尊）

六四七　さたかなる—タ（静）、や（尊伏一伏天）—ヤ（零）、や（宮）

六五六　さこそはあらめ—サモコソ（零）、サモコソ（静宮尊伏一伏天）

六五七　ゆめちをさへは—ニ（零静宮尊伏一伏天）

六五八　あしもやすめす—ス（零静宮尊伏一伏天）

六六五　みるめのうらに—ウラ（静）、そこ（「ウラ」朱合点、宮尊伏一）—ソコ（零伏天）

六六六　そこきよみ—同上（零静宮尊）—そこ（伏一）、ソコ（傍書朱合点、伏）、うら（天）

六七三　かくるとすれと—ス（零）、ル（静）、る（宮）、す（尊）—す（伏一天）—カクストスレト（伏）

六九五　かきねにさける—ほ（宮尊伏一伏天）—ヲ（静）

七一七　わすれなめ—す（宮）、か（尊伏天）—カ（零静）

七二八　めにこそみえね—ミ（零尊伏天）、メ（静宮）

七四七　こそをゝもひいてゝ—こそおこひて（尊）、こそを（思いてゝ朱、「思い」ハ墨ノ上朱）こひて（伏一伏天）—コソヲオモヒイテ、コヒテ（零静）、○こそをこひて（宮）

同　よめりける—ヨメル（零尊伏一伏天、伏一ハ傍書抹消）、ヨメルヨメリケル（朱）（静）—ナシ（宮）

同　おなしみにして—モトノミニシテ（零宮）、モトノミニシテ（静）、もとのみにして（尊）、もとのみにして（伏一伏天）

七五八　おもひしか—カ（静）、を（宮伏一伏天）、お（尊）—ヲ（零）

七七三　わひしきものを—にし（宮尊伏一伏天）—ワレニシモノヲ（零）、ニシ（静）

同　ころもにかゝり—同上（零静）、かはり（宮伏一）、かはり（尊伏天）

七七六　うへていにし—同上（静）、ゑ（尊伏一伏天）—ヱ（零宮）

七八二　うつろひにけり—オトロヘ（零伏一伏）、ウツロヒ

（静）、をとろひ（尊）、うつろひ（天）—おとろへ（宮）

七八八　つれもなく—ツレナクモ（零宮尊伏一伏）、ツレモナク（墨）（静）—つれもなく（天）

七八九　ふもとよりのみ—ヨリノミ（零静）、ノミヨリ（伏）—のみより（宮尊伏一）、よりのみ（天）

七九〇　つかはせりける—セリ（零）、し（尊伏天）、し（伏一）—シ（静宮）

七九五　いろにそありける—サ（零）、ソア（静宮天）、さあ（尊）、そあ（墨）（本行朱合点、伏一）、サ（伏）

七九七　はなにそありける—サ（零）、ソア（静）、そあ（宮）、さ（尊伏天）、さ（伏一）

八〇一　しもはおかなん—ヲクトモ（零）、ヲカナム（静）、をくとん（宮）、おくとも（尊伏一）、ヲカナム（伏）、おかなむ（天）

八〇七　人はうらみし—ヒト（零静伏一伏天）—よを（尊）、よを（宮）

八一八　かすにそありける—サリ（零）、ソアリ（静）、そあり（宮尊）、さり（伏一）、サリ（伏）—そあり（天）

八一九　いやとをさかる—ヲ（零静）、ほ（尊伏一伏）—を（宮）、ほ（天）

八二〇　あふそうれしき—カナ（零宮尊伏一伏天）、カナ（静）

八二一　いろかはりけり—カハ（零静宮伏一伏天）—まさ（尊）

八二三　うらみてもなを—ナヲ（零静宮）、なほ（尊伏一伏天）

八二四　よそにそきゝし—同上（零静宮伏一伏天）—て（尊）

八二七　けぬるあはとん—ケヌルアハトモ（零静伏一）、けぬるあはとん（宮）、ケヌルアワトモ（伏天）—きへぬあはと（尊）

八三一　僧つ勝延—僧正遍照（零尊伏一伏）、僧正遍昭或本僧都勝延（墨。朱合点）（静）、僧都勝延（天）—僧正へせう（宮）

八三七　くひのやちたひ—ヒ（静伏天）—ヒ（零尊伏一）、ひ（宮）

八三九　ときしもあれ—シマレ（零）、シモアレ（静）、しまれ（尊伏天）、しまれ（伏一）—しまれ（宮）

八四一　山てらへ—に（尊伏一伏）—ニ（零静宮天）

八四六　いへによみていれたりける—イエニヨミテイレタリケル（零）、いへによみていれたりける（宮伏一伏天）、○よみていれたりける（尊）

八五四　ちゝのはへりけむときに—ム（零静）、ル（伏）—る

（宮尊伏一）、む（朱）（天）

八六三　つゆやおく（朱）なる—ツユヤヲク（朱）ナル（零静）、つゆそを（朱）くなる（宮）—つゆそおく（朱）なる（朱）（尊伏一伏天）

八六四　まとゐせるよの—ハ（朱）（零静宮尊伏天）、の（伏一）

同　ものにそありける—サリ（朱）（零）、ソアリ（墨）（静）、さり（朱）（宮）、さり（朱）（尊伏一伏天）

八六六　ものにそありける—サリ（朱）（零）、ソアリ（墨）（静）、さり（朱）（宮）、さり（朱）（尊）—サリ（伏天）

八七一　おしほの山も—おしを（朱）（尊）、おしほ（天）—ヲシヲ（零）、ヲシホ（静宮天）、をし（朱）を（伏一）、ヲシヲ（朱）（伏）

八七四　かめをもたせてきさいのみやの—同上（零静宮天）、○きさいのみやの（尊伏一伏）

同　くらむとゝも—人（朱）（尊伏一伏）、むと（天）—人（零静宮）

同　くらむとのなかに—ひと（朱）（伏一）、人（朱）（伏）—ヒト（零）、人（静宮尊天）

同　こかめはいつら—ハ（墨）（静）、や（朱）（尊伏一伏天）—ヤ（零宮）

同　こよろきの—ヨロ（墨）（静）、ゆる（朱）（尊伏一伏天）—ユル（零）、ゆる（墨）（宮）

八七五　ならはなりなん—ラ（墨）（静）、ら（尊）、さ（朱）（伏一伏天）—サ（零宮）

八七九　つきをもめてし—を（墨）（宮）、に（朱）（尊伏）、を（天）—ニ（零静）

八八〇　いたらぬさとも—サトモ（零）—サトノ（静）、いたつらことも（宮）、事も（尊）、

サトハイ（墨）　サトハイ（墨。朱合点。「ハ」ニ「ノ」朱傍書）　サト　コトモ　サトモ（墨）

サトノアラシ（墨）　ハイ（墨。朱合点）　さとも（朱）（天）

八八一　みえはへりけるを（「はへり」ニ「イ本无」ト朱傍書）—ハヘリ（零静宮）、○（朱）（尊）—「はへり」ナシ（伏天）

同　いつるつきかけ—同上（静天）、カナ（朱）（伏）—カナ（零宮尊）

八八四　よめる—同上（零静）、よめる（墨）（宮）—よめる（朱）（尊）、よめる（朱）（伏一伏天）

八八九　ありこしものを—ありし物也（朱）（尊伏）—アリシモノナリ（零宮）、アリシモノナリ（墨）（静）、ありにしものを（朱）ありしものなり（伏一）、ありこしものを（朱）（天）

八九〇　ふりぬるものは—行（朱）（尊伏一伏天）—ユク（零宮）、ユク（墨）（静）

八九五　このみつのうたは—コノ○哥（朱）ハ（零伏一伏）、このみつのうたは（宮天）、この○みつのうたは（墨）（尊）—此哥ミツノ

（静）

九〇〇　ありてへは—トイヘハ（零静）、てへは（尊天）、とい（朱）へは（伏一伏）—といへは（宮）

九〇二　やへふりしける—にかさなる（天）—ニカサナル（零宮尊伏一）、ニカサナル（静）、ニカサナル（伏）

九〇三　おいすはけふに—アハ（零）、オイ（墨）（静）、あは（尊）、アハ（伏）—あは（墨。墨合点）（宮）、あは（伏一）、おい（天）

九〇四　うちのはしもり—ヒメ（零静尊伏一伏天）—ひめ（墨）（宮）

九一四　きみとおもひ—ヲ（零静宮伏一伏天）、お（尊）

同　ありとたにきく—同上（零静伏天）—き（宮尊伏一）

九一五　まちわたりつれ—ツ（静）、け（尊）—ケ（零宮伏一伏天）

九一六　まかりたりけるとき—レリ（零尊伏天）、リタリ（静）、れり（伏一）—れり（宮）

九二二　真せい法し—シム（零尊伏一伏）、真（静）、しん（天）—しん（宮）

九二三　なみたにそかる—カル（零）、カルスルイ（墨）（静）、かる（本行朱合点、尊）、かる（本行朱合点、伏一伏）—かる（宮）（墨）、かる（天）

九二三　ぬのひきのたきの—オナシヌノヒキノタキノ（伏）—ヲナシヌノヒキノタキノ（零宮尊）、オナシヌノヒキノタキノ（静伏一天）

九二七　ふむつきの—同上（宮天）、ふ○（尊伏）—ム（零）、フ（静）

同　たちはなのなかもり—フチハラノ（零尊伏一）、橘（静）、藤原ノ（伏）、たちはなの（天）—藤原の（宮）

同　ぬしなくて—く（宮伏天）—ク（零）、ク（静）、く（「く」ノミセケチ符号抹消、尊）、く（伏一）

九二三　屏風のゑに—ニ（零静）、お（尊）、を（伏一伏天）—を（宮）

九二三　けふはせになる—ハ（静）、の（伏一伏天）—ノ（零）、の（宮）、は（尊）

九二六　なをうきときは—は（宮）、に（尊伏一伏）—ニ（零静天）

九二九　はしにわかみは—ふ（尊伏一伏天）—フ（零静宮）

九六三　をうなの—をむな（伏一伏）、おむな（天）—オムナ（零）、女（静宮尊）

九六九　きのとしさたか—よ（尊）、ヨ（伏）、と（天）—ヨ（零静宮）

同　とふへかりけり—リ（零静宮）、る（尊）—り（伏一伏天）

九七三　をうなの—をむな（伏一伏天）—ヒト（零）、女（静尊）、をんな（宮）

九七六　ともたちのひさしうまうてこさりけるもとによみてつかはしける　みつね（以上朱）—トモタチノヒサシクマウテコサリケルモトニヨミテツカハシケル　ミツネ（零静）、トモタチノヒサシウマウテコサリケルモトニヨミテツカハシケル　ミツネ（伏）ともたちのひさしうまうてこさりけるもとよみてつかはしける　みつね（天）、たいしらす〔以下二行割、ともたちのひさしうまうてこさ／りけるもとによみてつかはしける〕みつね（宮）、たいしらす〔以下三行割、朱、トモタチノヒサシウマウテ／コ□リケルモト□ヨミテツカハ／シケル〕ミツネ（朱）（尊。伏一ハ破損、但シ、残画ヨリコノ形態デアル）

九七九　きゆるときのある—キユルトキアル（零静宮）、たゆるときある（伏一）、キユルトキノアル（「キ」ニ左朱合点、伏）、きゆるときのある（天）—たゆる時ある（尊）

九八〇　おもひくる—やる（尊伏）—クル（零）、ヤル（静）、やる（宮天）

九八二　わかいをは—ほ（尊伏天）—ホ（零静宮）

九八三　わかいをは—ほ（但シ「ヲ」抹消カ、尊）、ホ（伏天）—ホ（零静宮）

九九三　はう官—ハウ（静）、判（尊伏一伏天）—判（零宮）

同　ついてに—ツイテテニ（零）、次ニ（静）、つひてに（宮）、○つひてに（尊）、○に（伏一伏）、ついてに（天）

九九四　いくまねにて—マネ（静）、さま（尊伏一伏天）—サマ（零宮）

九九七　まえうしふ—万葉（尊伏、伏一残画コノ形態）—万葉（零静宮天）

同　なにおふみやの—ならのみやこの（尊伏天）—ナラノミヤコノ（零）、ナニオフサトノ（静）、ならの宮この（宮）

一〇〇一　もえつゝとはか（「ハニモイ又トハニト付タリ」朱傍注）—ハニモ（零尊伏）、トハニ（静）、はにも（宮伏一）、とはに（天）

同　てふのみなは—エ（零静尊伏一伏）—え（宮天）

同　おもひはふかし—フカク（零尊伏）、フカシ（静）、ふかく（宮）、ふかし（天）—ふかし（伏一）

同　たきつこゝろは—ハ（零静宮）、お（尊）、を（伏一）、

ヲ(墨)ハ（本行朱合点、伏）—を（天）

一〇〇三　なかうた—同上（零宮）—長哥（静）、なかうた(長哥(朱))（尊伏一伏天）

同　おれるこゝろも—コ、ロモヤ(コロモ、イ(朱)コロモヤ(墨))（ママ）（静）、ころもゝ(コ、ロモ(朱))（尊伏一）、コロモヤ(コ、ロ(朱))（伏天）—コロモヤ（零宮、但零ハ上ノ「フチコロモ」ニ「コ、ロモ」ト朱傍書アリ、位置ヲ誤ル）

一〇〇五　ふゆのなかうた—ナカウタ（零）、なかうた(長哥(墨))（宮）—長哥（静）、なかうた(長哥(朱))（尊伏一伏天）

同　やまあらしも—ヲロイ(ヲロイ(朱))シ（零天）、アラシ(アラ(朱))（静）、をろし(アラシ(朱))（尊）、おろし(あら(朱))（伏一伏）—をろし(あら(墨))（宮）

一〇一一　いとひしもをる—ヲル(ノヲ(墨))（静）、する(ヲ(墨))（尊）、ヲル（伏天）—ノヲ（零）、する（宮）

一〇一七　のへにみたるゝ—タハル(タハイ(朱))、（零静伏一伏天）、たはるゝ(ミタル(朱))（尊）—たはるゝ（宮）

一〇二七　山たのそほつ—ほ(オイ(朱))（宮）、—ヲ（零静）、ほ(ヲ(朱))（尊天）、ほ(お(朱))（伏一伏）

一〇三三　たゝらぬやまの—かゝらぬ(カ、イ(朱))（尊伏一伏天）—カ、ラヌ（静宮）

一〇三四　なそわかこひの—ソ（静）、と(ソ(朱))（尊伏）—と(そ(墨))（「そ」ニ墨合点、宮）、と（天）

一〇四四　うつるてふなり—テフ(トイ(墨))（静）、トイフ(テ(朱))（伏）、といふ（天）—トイフ（零宮尊伏一）

一〇四七　なつは人まね—ナツハ（零静天）、かつは(ナツハ(朱))（尊）、カツハ（伏）—かつは(なつ(墨))（宮）

同　さゆるしもよに—お(ヲイ(朱))（尊）、ヲ(ニ(朱))（伏）、に（天）—ヲ（零）、□イ(ニイ(墨))ヲ（静）、を(に(墨))（宮）、

一〇四九　ひたりのおほいまうちきみ—イ（零天）、き(い(朱))（伏一伏）—左大マウチ君（静）、ひ（宮尊）

一〇五三　なのたつことの—に(ノ(朱))（尊伏）—ニ(ノイ(墨))（零）、ニ（静宮天）

一〇五四　をとこに○よそへて—おとこによそへて（天）—ヲトコニヒトニヨソヘテ（零）、オトコニ人ニヨソヘテ（静）、おとこ人によそへて（宮）、おとこ○へて(ヒトニヨソ(墨))（尊）、をとこに人のよそへて（伏一）、ヲトコニヒトノヨソヘテ(ニ(朱))（伏）、

同　わかみにいとの—ゝ(トイ(朱)ノ(朱))（尊伏）、ゝ(の(朱))（伏一）—、（零静天）、のゝ(墨。墨合点)（宮）

同　たゝいつはりに—と(トイ(朱))（尊伏）、つ(ツ(朱))（本行朱合点、伏一）、つ（天）—ト（零静）、と(つ(墨。墨合点))（宮）

一〇六〇　そゑにとて—へ(朱ユ)（零尊伏一）、ゑ（天）—へ（静宮伏）

一〇六二　いかにくるしと—しと(朱クイ)く(墨)（宮）、しく(朱と)（伏一）、シト（伏天）—シク（零静）、しと(朱シク)（尊）

一〇六三　ことそやさしき(朱モイ)—コトソヤサシキ（静）、ことも(朱ソ)やさしき（尊伏一伏）—コトソヤサシク（零）、ことも(墨クヤ)やさしく（宮）、ことも(朱ソ)やさしく（天）

一〇六七　にしかはに—山(朱カハ)（零尊伏一伏天）—山（宮）

一〇六九　日本には—同上（零）—日本記（静宮）、日本(朱日ノ)（尊伏天）

一〇七九　さとゝをみ(朱ホイ)—ヲ（静宮）、ほ(朱ヲ)（尊伏一伏）—ヲ(朱ホ)（零）、ほ（天）

一〇八二　おほんへ—オホムへ（零）、御へ（静）、おほむへ(墨御)（宮）、おほむへ(朱御へう)（尊伏天）

一〇八三　おほんへ—オホムへ（零宮）、文脈錯綜(8)（静）、おほむへ(朱御へう)（尊伏天）

一〇八四　おほんへ—オホムへ（零静宮伏天）、おほむへ(朱御へう)（尊）

一〇八五　おほんへ—オホムへ（零宮伏天）、御へ（静）、おほむへ(朱御へう)（尊）

一〇八六　おほんへ—オホムへ（零宮）、御へ（静）、おほむへ(朱御へう)（尊伏天）

一〇九〇　をくろさき(朱ライ)—ロ（零静）、ら(朱ろ)（尊伏一伏）—ら(墨ロ)（宮）、ろ(朱ラ)（天）

一〇九七　よこをりこせる(朱ホイ)—ヨコホリコセル(朱ヲ)（零尊伏一）、ヨコホリコセル(朱ヲ)御本叶之(朱)（伏）—ヨコホリコセル（静）、よこほりふせる(墨を)（宮）、よこをりこせる(朱ホ)御本叶之(朱)（天）

一〇九九　かたへさしおほひ—キ(朱ヒ)（零伏一伏）、ヒ(墨キ)（静）、ひ（天）—ゐ（宮）、ひ(朱イ)（尊）

二〇〇　いろはかはらし—ハ（零静宮）、ヨ(朱ハ)（伏）—よ（尊伏一天）

以上の一覧は新院御本によるとされる朱校箇所の異同により、清輔本本文の諸本間の揺れを見る一助としようとするものであるが、これを見ても、本来、本文は一定であり、新院御本との校異も同一であるべき筈が到底そのようになっていないことが認められるであろう。

勿論、清輔本個々の事情による異同もあり、必要以上に特異本文を多量に有するかの如くに見える場合もある。それらの詳細については、各本の解題を行う際に述べることとするが、取敢えず一覧を見るに当り、誤解を生じそうな点のみ、記してお

くこととする。

穂久邇文庫本において、朱校が著しく少ないのは、後人（室町末乃至近世初期）による多量の書入れがなされた際、朱校を擦消もしくは塗抹し、その上から重書する等、恣な改竄が行われ朱校の多くが原形を失ったためである。一部、痕跡を残すもので原態を伺えるものもあるが、大事を取って確認し難い朱校を全て欠くとみなした結果、尊経閣本と異同が大きくなったものである。

また、静嘉堂寛親本は朱墨の校異があるが墨の校異は新院御本とは異なる何らかの伝本との校異らしく、一応除外すべきもののようである（後述するように天理図書館蔵零本にしばしば一致する）。

これに対し、末尾に至って増加する宮本家本の墨校異は、八三の箇所でも明らかなように、朱校とは性格の異なる校異と思われるにもかかわらず、一方では、他の諸本の朱校と一致するものも多く、その性格は今一つ明らかでない。

さて、この一覧によって問題となる点は種々あると思われる。ここではあくまで、清輔本の朱校と雅経本本文との一致不一致を問題としたため、清輔本諸本間の本文の異同はとり上げていない。しかしながら、掲出の箇所のみでも、本文自体に異同の多いことが認められるであろう。さらに、朱校との関わりで言えば、本行と朱校の入れ替り現象もまま見られるのである。傍書、校合の類が転写を重ねるに従い、減少もしくは増加することは容易に起りうることであり、又、傍書校合本文が本行化することも、しばしば見られることである。清輔本諸本間の異同を明らかにすることを目的としない先の一覧でも、右に述べたように転写過程での何らかの操作や物理的損傷によると考えられる異同がまま見られるのは事実である。朱校が特定の一本に欠けていたり、朱校の字句に転訛が見られる等はその例である。

しかし、本行と朱校の入れ替りに関してはその理由を明らかにし難い場合が大半である。

以下、叙述が重複する嫌いがあるが、前記一覧の中、朱校の全てもしくは大半が雅経本と一致しない箇所、清輔本諸本間で本行と朱校の入れ替りが認められる箇所をあげ、雅経本と一致する本を先に、不一致の本を後にあげる。朱校がなく本行同士で一致する場合は、ここでは一致不一致の何れにも含めず本行一致として＊印の後に別掲することとする。詳細は先の一覧を参照されたい。

仮名序　とみけり　尊穂—伏天　＊ナシ
同　しらぬなるへし　朱校不一致・穂　＊宮曼伏天
同　よつのとき　宮尊穂伏天—曼　＊ナシ
三八　しる人そしる　曼尊—宮伏(9)　＊穂天
五〇　さとゝほみ　宮—曼尊伏天　＊ナシ
五四　いはゝしる　朱校不一致・宮曼尊伏天　＊穂
同　たをりもてこん　朱校不一致・宮曼尊穂伏天　＊ナシ
七二　ありてよのなか　朱校不一致・曼尊穂伏天　＊宮
八七　よめる　尊—宮曼穂伏天　＊ナシ
一〇八　よみける　宮曼穂伏天—尊　＊ナシ
一六三　みふのたゝみね　朱注不一致・宮曼尊穂伏天　＊ナシ
同　むかしへや　曼尊伏天—宮(10)　＊ナシ
二七六　よめる　朱校不一致・宮曼尊穂伏天　＊ナシ
三七六　寵　朱注不一致・宮曼尊穂伏天　＊ナシ
三九三　やまに　宮—曼伏天　＊穂
四〇六　みかさのやまに　朱校不一致・宮尊伏天　＊穂
五四七　ほにこそ人を　宮尊伏—静天　＊ナシ
五四九　われかはあやな　宮尊伏一伏—天　＊静
五五一　すかのねしのき　宮尊伏一伏—天　＊静
六二一　きえぬへきかな　宮尊伏一—伏天　＊静
七九九　ふもとよりのみ　伏—天　＊零静
八一八　かすにそありける　零伏一伏—天　＊静宮尊
八一九　いやとをさかる　尊伏一伏—宮　＊零静
八二〇　あふそうれしき　朱校不一致・零静宮尊伏一伏天　＊ナシ
八三七　くひのやちたひ　朱校不一致・零宮尊伏一　＊静伏天
八五四　ちゝのはへりけむときに　伏—天　＊零静
八六四　よめる　朱校不一致・尊伏一伏天　＊零静宮
八八九　ありこしものを　尊伏—天　＊ナシ
九〇三　おいすはけふに　零尊伏—天　＊静
九三三　けふはせになる　伏一伏天—尊　＊静
九六九　とふへかりけり　尊—伏一伏天　＊零静宮
九八〇　おもひくる　尊伏—零　＊ナシ
一〇〇二　なかうた　朱校不一致・尊伏一伏天　＊零宮
一〇〇五　ふゆのなかうた　朱校不一致・尊伏一伏天　＊零宮
一〇二七　山たのそほつ　朱校不一致・尊伏一伏天　＊宮
一〇六二　いかにくるしと　伏一—尊　＊宮伏天
一〇六九　日本には　朱校不一致・尊伏天　＊零

一〇七九　さとゝをみ　尊伏一伏―零　＊静宮
一〇八二　おほんへ　朱校不一致・尊伏天　＊零
一〇八三　おほんへ　朱校不一致・尊伏天　＊零宮
一〇八四　おほんへ　朱校不一致・尊　＊零静宮伏天
一〇八五　おほんへ　朱校不一致・尊　＊零宮伏天
一〇八六　おほんへ　朱校不一致・尊伏天　＊零宮
一〇九〇　をくろさき　尊伏一伏―天　＊零静
一〇九七　よこをりこせる　零尊伏一伏―天　＊ナシ
一〇九九　かたへさしおほひ　零伏一伏―尊　＊静天

これを見ると、保元二年清輔奥書によって相近い関係が予想される尊経閣本と穂久邇文庫本、尊経閣本と伏見宮旧蔵一本、更に同じ顕昭本である伏見宮旧蔵顕昭本と天理蔵顕昭本とが必ずしも一致していないことがわかる。更に言えば、保元二年本から派生した顕昭本が保元二年本諸本とも必ずしも一致していないことも指摘できる。（つまり尊穂伏一諸本と伏天諸本との異同関係である。）

さればと言って、保元二年清輔本諸本間に大きな異同を有するのか、或いは伏見宮旧蔵、天理蔵の顕昭本二本間に大いなる異同を有するのかと言えば、必ずしもそうではなく、後述するように、頭脚注に関しては極めて近似しており、顕昭本二本間等は、直接の転写関係を有するかとみまがうばかり酷似しているのである。また、本文上においても、全体的に見れば、保元二年本として、あるいは顕昭本としての類似は否定できない。結局、転写上の単純な転訛と思われない細部に亘っての異同の理由はついに明らかにしえないと言ってよい。但し、新院御本との校合に関して言えば、清輔による一回のみの作業ではなかった可能性は高いと考えられる。少なくとも顕昭の段階で独自の校合が行われた可能性は想定してよいのではなかろうか。その理由は、清輔本に朱校の存在しない箇所の本文で、顕昭本が独自異文となった場合、朱校で清輔本、新院御本共通の本文が示された場合がまま見られるからである。(11) さらに、顕昭本には三、四種類の合点が認められ、それらがいかなる性格を有するかは明らかにしえないが、これらは顕昭独自の校合作業の結果を示すものと思われるからである。

しかし、その可能性を考えても、顕昭自らが新院御本との再校合を行わなければならない程、本行や朱校に異同が生じた理由は理解し難いものがある。清輔本が初期の静嘉堂寛親本から永治二年奥書の宮本家本、仁平四年奥書本の系統である可能性

の高い曼殊院蔵本、そして保元二年奥書本とその系統上に生まれたと思われる顕昭本に至る迄の本文の変化と発展を想定した場合、それが論理的に解決される一本の線上にあるとは思われないのである。

古今集の全ての伝本を一箇の系統図の上に収めるというようなことが容易でないことは、その伝来の歴史の長さ、複雑さから考えて当然のことであるが、清輔本と顕昭本に範囲を限ったならば、ある一定の線を引くことはあながち不可能ではないと一般的には予想されるのであるが、実際の本文異同は残念ながらそのようなものではないと言わざるをえない。

しかしながら、その一方で清輔本諸本間の本文の揺れは全く恣意的で何ら法則性が存在しないかと言うと、必ずしもそうではなく、後に各本の項に本文異同を挙げることとするが、何がしか系統分類上の隣接諸本に近似している点も認められる。

この点が、頭脚注等の勘物に至ると、系統間における改稿の様子は歴然となり、順次段階的に増補されているのは疑いようもない事実である。具体的な問題は後に譲ることとするが、この場合、勘物は単に補訂が加えられるだけでなく、注の様式そのものが、永治二年本、仁平四年本、保元二年本、更に顕昭本と少なくとも四段階で順次変更を加えられ、発展している。このことは、清輔が手元にただ一本を置いて原本とし、折々書入れを行い、進覧もしくは伝授する時にその原本から自ら清書したり、書写させたりするのみではなく、少なくとも年記を入れた奥書を書く度に新たな清書本を作成して手元に残し、次の補訂に備えたことを意味するように思われる。つまり、手元に最新の補訂を加えた本を出来得る限り確保するようにしていたのではないかと考えられる節がある。

以上のように考えるならば、清輔によって補訂がくり返される中に、勘物のみならず、本文までがゆるやかに変化（という程一定の方向性はないが）していることは、清輔の本文作成態度にある種厳密さが欠けているのではないかとする疑念を生じざるをえない。

先に述べたように、俊成本、定家本は新院御本を用いたとしながらも、実際は、御子左家伝来の基俊本の要素が加味され、そのことが俊成本、定家本に本文の揺れをもたらしたと考えられる。さらに新院御本の系統である雅経本、今城切を加え、清輔本の朱校も比較の対象に加えれば、四者四様、その差違は大きく、清輔本の朱校による新院御本と雅経本とが朱校の箇所に

おいては、かなりよく一致することが、寧ろ奇跡的とすら思われるのである。

このように同時代の歌学者によって転写された新院御本本文にこのような揺れが認められるということは、注（7）でふれたように、新院御本に傍書があったためかもしれないとしても、新院御本を書写したと称する諸本の底本に対する本文の忠実さに疑問を持たざるをえない。同様の疑問は清輔本についても存在し、清輔本本文の成立について、西下氏は、清輔の奥書をそのまま受け容れ、小野皇太后宮御本（通宗本）によって本文が立てられたとする見方をとられたが、久曽神氏はやや見解を異にされ、清輔本は六条家伝来本の要素をかなり含んでいると考えられ、志香須賀文庫蔵伝二条為明筆本が六条家伝来本の系統に属するとされた。六条家本については後述するので、ここでは清輔本本文成立にかかわる部分を引用させて頂く。

……即ち小野皇太后宮御本（通宗本）と六条家本との接触によって清輔本が成つたと知られるのである。（『古今和歌集成立論』研究編七五頁）

……かくて最初に異本歌十五首ほど多い六条家本と通宗本との校合によつて清輔本が生じたと解すべきであらう。証本に無い十五首は、最初の片仮名本、永治本などでは本文中に存したが、後にはそれが欄外に注記せられるに至り、位置を少しく誤つたものもあり、本文と細書と混ずるものも生じたのである。（同書一〇九頁）

久曽神氏が論じられたように、清輔本が、小野皇太后宮御本（通宗本）のみによったものでなく、六条家伝来の家本の要素を取り入れたものとすると、清輔本諸本間の本文の揺れが、転写上の故意もしくは無意識の変改や誤写の範囲を越えていることを説明するには都合のよいことになる。ちょうど、俊成本や定家本が新院御本を底本として立てながら、基俊本との間で、本文が揺れ動いたように、小野皇太后宮御本（通宗本）を底本としながらも、清輔がくり返し書写するごとに家本との間で本文に揺れが生じたと考えられるからである。

しかしながら、小野皇太后宮御本（通宗本）がどのような本文を有していたかは、清輔本を通してしか推測することが出来ず、一方、六条家伝来の家本は六条家本が従来それとされているが、後述するように、その性格に疑問があり、清輔本諸本と

比較の対象にし難い点がある。

さて、左記に掲げるのは、清輔本諸本間の異同を論ずる際、先学がしばしば試みられた異本歌の有無と書写形式を比較した一覧である。この一覧は、久曽神氏著書、「「伏見宮旧蔵古今和歌集」解題」（執筆者名なし、昭36刊）を参考にし、未見のノートルダム清心女子大学蔵黒川本については両者の表によったものである。異本歌本文は原則として尊経閣本によった。

異本歌1　巻二、八〇ノ次

さくらのやりみづにちりけるを　　貫之

ゆくみづにかぜのふきいるゝさくらばなきえずながるゝゆきかとぞみる

異本歌2　巻二、八二ノ次

雲林院にまかりてさくらのちりけるによめる

ゆきとみてぬれもやするとさくらばなちるにたもとおかづきつるかな

異本歌3　巻十、四六ノ次

くれのをも　　貫之

こしときとこひつゝをればゆふぐれのおもかげにのみみえわたるかな

異本歌4　巻十、四六ノ次

をきのゐ　みやこべしま　　小町

おきのゐてみをやくよりもわびしきはみやこへしまのわかれなりけり

異本歌5　巻十、四八ノ次

そめどの　あはた　をふしのあやもち

うきよをばよそめとのみものがれゆくゝものあはたつ山のふもとに

異本歌6　巻十一、五三ノ次

ヲチタギツカハセニウカブウタカタモヲモハザラメヤコヒシキモノヲ

異本歌7　巻十三、六六ノ次

マツヒトモコヌモノユヘニウグヒスノサキツル花ヲヽリテケル哉（ナ諸本）

異本歌8　巻十三、六四九ノ次

すまのあまのしほやきごろもなれぬればうとくのみこそみえわたりけれ　　よみ人しらず

異本歌9　巻十四、六九七ノ次

ミチシラバツミニモユカムスミヨシノキシニヲフテフコヒワスレグサ

異本歌10　巻十四、七三九ノ次

まなづるのあしげのこまやながぬしのわがまへ行ばあゆみとゞまれ

異本歌11　巻十五、七五一ノ次

アメノミカドノアフミノウネベニタマヒケル

イヌガミヤトコノヤマナルイサラガハイサトコタヘヨワガナモラスナ

異本歌12　巻十五、異本歌11ノ次

ウネベノ御カヘシ

ヤマシナノヲトハノヤマノヲトニダニヒトノシルベクワガコヒメヤハ

異本歌13　巻十五、七五七ノ次

ソトヲリヒメノミカドニタテマツルウタ

トコシヘニキミモアヘムヤイソナトリヲキノタマモヽヨルトキゝニ

異本歌14　巻十五、七五八ノ次

コトデシハタレナラナクニヲヤマダノナハシロミヅノナカヨドミスル

異本歌15　巻十五、七六二ノ次

トシフレバコヽロヤカハルアキノヨノナガキモシラズネシハナニドキ

	歌家	零	堂本*	家	院	閣	邇	宮	宮本*	顕
	本条	理*	嘉親	本	殊*	経	久	見本	見昭	理本
	異六本	天本	静寛	宮本	曼本	尊本	穂本	伏一	伏顕	天昭
1	本行平	欠	欠	本行平	頭注片	本行平	本行片	欠	頭注片	頭注片
2	本行平	欠	欠	本行平	頭注片	本行平③	本行④	欠	頭注片	頭注片
3	本行平	欠	欠	本行平	欠	本行平	本行片	欠	頭注片	頭注片
4	本行平	欠	欠	本行平	欠	本行平	本行片	欠	頭注片	頭注片
5	本行平	欠	欠	本行平	欠	本行平	本行片	欠	頭注片	頭注片
6	本行平	欠	本行片	本行平	欠	書入片	欠	欠	頭注片⑤	頭注片⑤
7	本行平	本行片	本行片	本行平	欠	書入片	欠	書入片	頭注片	頭注片

8	本行平	本行片	本行平	欠	本行平	欠
9	本行平	欠	本行片①	本行平	欠	書入片	欠
10	本行平	本行片	本行片	本行平	欠	本行平	欠
11	本行平	本行片	本行片	本行平	欠	書入片	欠
12	本行平	本行片	本行片	本行平	欠	書入片	欠
13	本行平	本行片	本行片	本行平	欠	書入片	欠
14	本行平	本行片	本行片②	本行平	欠	書入片	欠
15	本行平	本行片	本行片	本行平	欠	書入片	欠

8	書入片	頭注片	頭注片	頭注片
9	書入片	頭注片⑥	頭注片⑥	頭注片⑥
10	書入片	頭注片	頭注片	頭注片
11	書入片	頭注片	頭注片	頭注片
12	書入片	頭注片	頭注片	頭注片
13	書入片	頭注片	頭注片	頭注片
14	書入片	頭注片⑦	頭注片⑦	頭注片
15	書入片	頭注片	頭注片	頭注片

伝本名の末尾に＊を付したのは片仮名本を意味する。

注①静嘉堂寛親本は異本歌9「ミチシラバ」が六七ノ次でなく、五四ノ次にある。

②静嘉堂寛親本は異本歌14を重複書写している。オモテよりウラに移る箇所であるから衍文とも考えられるが、他の諸本との比較から、本来頭注にあるべき類歌の注記が本行化したと考えるべきであろう。

コトクシ（ママ）ハタレナラナクニヲヤマダノ
ナハシロミヅノナカヨドミスル」
コトデシハタガコト（ママ）ニヤアルヲ□マダノ
ナハシロミヅノナカヨドニシテ

二首目は、本来、頭注「在二万葉集一、記（ママ）女郎」に続く注の一部を誤って本行化したものである。

③尊経閣本では異本歌2「ゆきとみて」が本行の他、片仮名書入れとして重出する。

④穂久邇文庫本では異本歌2「ゆきとみて」が、平仮名本行で書かれた後、片仮名本行で重出する。

⑤顕昭本の中、伏見宮旧蔵本、天理蔵伝家隆筆本の二本では、異本歌6「オチタギツ」が三二「ハヤキセニ」歌の次を指示されている。

⑥伏見宮旧蔵本、天理蔵伝家隆筆本、ノートルダム清心女子大学蔵黒川本の顕昭本三本では、異本歌9「ミチシラバ」が六八「コヒシトハ」歌の次を指示されている。

⑦顕昭本の中、伏見宮旧蔵本、天理蔵伝家隆筆本の二本では、異本歌14「コトデシハ」が七九「ヤマシロノ」歌の次を指示

されている。

この一覧を見ると、異本歌の注記形式は、頭注の場合と本行本文の場合と大きく二つに分かれることがわかる。ところが保元二年清輔本に属する三本（尊経閣本、穂久邇文庫本、伏見宮旧蔵一本）はその何れにも属さず、独自もしくは混乱した形態を採っている。

まず、尊経閣本は、七首が平仮名本行、八首が片仮名書入れと形式が一定しない上、平仮名本行の異本歌2は片仮名書入れとして重出している。この混乱は後述するように、尊経本が上下冊別筆であることと何らかの関連があるのかもしれないが（上冊は五首全てが平仮名本行、但し、異本歌2は片仮名書入れとして重出、下冊は八首が片仮名書入れ、二首が平仮名本行）、いずれにしろ奇妙な感を拭えない。

また、穂久邇文庫本は平仮名本であるが、異本歌は片仮名本行で書写されている（異本歌2は平仮名、片仮名と二度書写されている。この点、尊経閣本と何らかの関係を伺わせる）。

更に、伏見宮旧蔵一本は全て片仮名書入れ形式である。

以上、保元二年清輔奥書本に限って異本歌の形式が目立って不安定なのは、この系統本が異本歌の注記形式において過渡的段階にあったことを示唆するのではないかと考える。

異本歌の注記形式は、清輔本では元来本行（曼殊院蔵本は例外）、顕昭本では頭注であったように思われる。一般的に考えれば、頭注に書かれている異本歌を本行化することは考えにくく、逆に、本行にあって注記が付されている歌を省略し、もしくは頭注等別掲する方が可能性が大きいと考えられる（定家本の墨滅歌もその例である）[12]。

従って、初期段階の清輔本では本行であった異本歌が、次第に明確に区別されるような書写形態に改められ、ついには頭注形式となったと考えるのが自然であろう。

ところが、そのように考えると、清輔が、初め清輔本を作成した際に、何故、頭注形式をとらずに、本行化したのかという問題が生ずる。異本歌が所謂三証本に存在しなかったことは確実で、当然小野皇太后宮御本にもなかったと考えられるから、異本歌は途中で挿入されたことになる。そこで異本歌の出処が問題となるのである。その出処として考えられるものは、一つは通宗本で、通宗が手元の本によって異本歌を書き入れたとするものであり、もう一つは、六条家伝来本であり、清輔が家本

により書き入れたとするものである。

先学の中、西下氏は先に述べたように、尊経閣本の本文形態と奥書とにより、尊経閣本で、片仮名書入れされている九首の異本歌が通宗の書入れたもので、残り七首が清輔の書入れによると考えられた（一首重複があるので実際は計十五首となる）。

しかしながら、既に明らかなように、尊経閣本で異本歌の形態が二通りに分かれているのは、該本の何らかの特殊事情によるもので、本来のものではないので、にわかに受け容れ難い。

一方、久曽神氏は、後述の六条家本との関わりを重視され、異本歌は六条家伝来の家本によって清輔が挿入したと考えられている。

この点は、六条家本の性格とも関連するため、後述の該本の項で更に検討を加えることとするが、この解釈を採った場合、依然として清輔が何故異本歌を本行化したのかという問題は残るのである（もっとも、通宗であろうと、清輔であろうと、異本歌を本行化するのは不可解であり、通宗ならありうるが、清輔だからありえない等というのは詭弁だと言われるかもしれないが、やはり通宗と歌学家の長であることを自負していた清輔とでは異本歌への対措の仕方も自ずと異っていたであろうと考えるのである）。

この何故本行に書き入れられているかという点は、清輔本の異本歌を考える上での難問の一つである。

そこで、解決案としては、平凡であるが、かつて一部で主張された小野皇太后宮御本には確かに異本歌はなかったが、通宗本の段階で異本歌十五首が書き入れられ本行化していたとする説が浮上する。こう考えれば、清輔が異本歌を別掲せず、本行のままにした疑問を解決することが出来るからである。最初は通宗本に従って本行のままにしておいたが、やはり不自然で、見た目にも不体裁ということで別掲することにしたと考えるのである。その過渡的状態にあるのが保元二年本における異本歌の書写形式の混乱であろう。

以上の如く考えると一応論理は通るように思われる。冒頭で問題とした奥書中の字句に戻り、静嘉堂寛親本、宮本家本で「以二故若州自筆本一書二写之一、表紙文彼人所レ被レ書也、又所二考入一之哥等以同前」とある部分が、保元二年本で「以二若狭守通宗朝臣自筆本一書写古今也、文字仕不レ違二彼件本一、（中略）、端書文彼朝臣筆也、以二片仮名一書入歌等同彼人所二考入一也」とある点も、清輔が保元二年本の段階に至って、本行本文と見ま

がうような異本歌の掲出方法を改め、一見それと判る方法をとろうとしたと解すると、一応の解決が付くと考えられるからである。

つまり、奥書の文言は、静嘉堂寛親本と宮本家本（永治二年本）は同一であり、保元二年本は字句が異っている。奥書中、「所考入之哥等以同前」（静嘉堂寛親本、宮本家本）とあるのを、「以片仮名書入歌等同彼人所考入也」（保元二年本）に改めたのは、最初通宗本に従って本行となっていた異本歌を保元二年本の段階で、片仮名書入形式に改めた（あるいは改めようとした）証拠であり、尊経閣本、穂久邇文庫本、伏見宮旧蔵一本の異本歌の形態にそれぞれその痕跡を残し、遂には顕昭本に見られる頭注形式に変ったと解するのである。

以上は全て推測にすぎず、細部に問題を残すも大筋は解決出来ると思われる。

このように、清輔本の異本歌は全て通宗本に書き入れられていたものを踏襲したとする立場を採ると、それを補強する事実が一つ存在していることに気づく。それは、清輔本古今集の各巻巻首に書き入れられている各巻歌数の注記である。その中、異本歌を含む巻の注記を示すと左の如くである。

巻二

春下六十六首、但御本ニハ六十四首也、（以下朱）此外他本哥二首カキ入ラレタリ（宮）

歌六十六首、其外他本哥二首勘入之（曼尊穂）

春下六十六首、（以下朱）此外他本哥二首カキ入ラレタリ（伏天）

巻十

物名卅七首、（以下朱）此外他本哥三首カキイレラレタリ（宮）

歌卅七首、（中略）、此外他本哥三首勘入之、（後略）（穂、尊ハ欠丁）

歌卅七首、（中略）（以下朱）此外他本哥二首勘入之、（後略）（伏天）

巻十一

八十三首、（以下朱）此外他本□、カキ□（静）

哥八十三首、（以下朱）此外他本哥一首カキ入ラレタリ（宮）

歌八十三首、（中略）、此外他本哥一首勘入也、（後略）（尊、伏一ハ欠丁）

哥八十三首、（中略、以下朱）此外他本哥一首勘入之、（後略）（伏天）

巻十三

六十一首、（以下朱）此外他本哥二首カキ入ラレタリ（静、零ハ欠丁）

哥六十一首、（以下朱）此外他本哥二首カキ入ラレタリ（宮）

哥六十一首、（中略）、此外他本哥二首勘入也、（後略）（尊）

歌六十一首、（中略、以下朱、伏天）此外他本哥二首勘二入之一、（後略）（伏一伏天）

巻十四

恋四、七十首、（以下朱）此外他本哥二首カキイレラレタリ（零）

七十首、（以下朱）此外他本哥二首カキイレラレタリ（静）

哥七十首、（以下朱）此外他本哥二首カキ入ラレタリ（宮）

歌七十首、（中略）、此外他本哥二首勘入也、（後略）（尊）

歌七十首、（中略）、此外他本哥二一勘二入之一、（後略）（伏一）

哥七十首、（中略、以下朱）此外他本哥二首勘二入之一、（後略）（伏）

歌七十首、（中略、以下朱）此外他本哥二首勘二入之一、（後略）（天）

巻十五

恋五、八十二首、（以下朱）此外他本哥五首カキイレタリ（零）

八十二首、（以下朱）此外他本哥五首被二書入一（静）

哥八十二首、（以下朱）此外他本哥五首カキ入ラレタリ（宮）

歌八十二首、（中略）、此外地本哥五首勘入也、（後略）（尊）

歌八十二□、（中略）、此外他本哥五首勘二入之一、（後略）（伏一）

歌八十二首、（中略、以下朱）此外他本哥五一勘二入之一、（後略）（伏天）

まず問題とするのは、これらの注を書き入れたのは誰かということであるが、清輔と考えて間違いあるまい。（万一、通宗であるとすると、それだけで異本歌が通宗本に存在した証拠となるが、注記の形式が、清輔本後撰集に類似していることからも、清輔の所為として差支えない。）そこで、「他本歌幾首カキイレラレタリ」もしくは「他本歌幾首勘二入之一」と伝本に見られる書式に注目したい。前者は永治二年本及びそれ以前の段階の伝本に見られる書式であり、後者は以後の段階の伝本に見られる（顕昭本は混合型）。従って、前者、後者は共に清輔によって書かれた表現であり、前者が後者を訓み下したものではない。すると、「他本歌幾首カキイレラレタリ」という書式は、清輔

自らが他本歌を書き入れたとは解し難く、眼前の本に既に書き入れられていると解すべきことになろう。つまり、清輔の見た通宗本には既に異本歌が書き入れられていたことを示している。

これにつき思い起こされるのは金葉集の場合も各巻巻頭に歌数が記入されている伝本が存在していることである。この注記に初めて注目されたのは岡田希雄氏で、同氏は「金葉集攷(一)〜(八)」(「藝文」昭2・4〜3・1)において、村上家蔵柳原本を紹介され、同本に「朱筆本」と称する本の歌数が各巻巻頭に記入されていることに着目され、「朱筆本」は撰者自筆の草本ではないかと述べられた(同氏論文(五)、昭2・10、一五章)。更に平沢五郎氏は『金葉和歌集の研究』(昭51刊、三五九—六六頁)において、この「朱筆本」の歌数を二度本精撰過程の終焉を伺う重要な資料として用いられている。

ここは金葉集を論ずる場でないので、「朱筆本」に関する両氏の見解等一切略すが、問題としたいのは、「朱筆本」の歌数表記の書式である。例えば巻一、春部には「九十三首内返歌一首、此外於二首一者除了、仍不レ入レ員」、巻二、夏部には「六十二首、一首除定也」などとある。この書式が清輔本古今集、後撰集とよく似ていることは注目に値する。岡田氏はこれを季経の記したものとされているが、これも清輔の記述である可能性があるかと思われる。しかもこの記述は、撰者(源俊頼)自筆草本を見ての記述であり、「除了」「除定」の主語は撰者であると両氏共解されている。当然ながらこれを記した清輔(あるいは季経)ではない。

つまり、この記述は「朱筆本」を見た(もしくは書写した)際に、「朱筆本」の状況を記したものであり、「除了」「除定」とは、見せけち、抹消がされている様を言っていると考えられよう。補注(1)

翻って清輔本古今集の注記に返れば、これも清輔が通宗本の状況を記したものと考えるべきであり、自らが「カキイレ」たとは解せないであろう。

なお付言すると、既に通宗本に異本歌が存していたとすると、その先、小野皇太后宮御本にも存していた可能性が生じるが、その場合は清輔本に「或本有二此歌一」とは書かないであろう。この書き方は、清輔が異本歌が小野皇太后宮御本に存在しないと承知しての書き方と思われる。(真偽は知らず、貫之自筆と称する小野皇太后宮御本に「或本有二此歌一」と記されていたとは尚更思われない。)

さて、以上の如く異本歌について六条家伝来本の関与を否定

するとどうなるであろうか。

小野皇太后宮御本に存在せず、現在、清輔本が有するものは、異本歌十五首、仮名序古注、真名序の三点である。

このうち異本歌については右に述べた通りである。

次の仮名序古注については、清輔の奥書に「序注御本ニ有」（朱、静嘉堂寛親本）、「序注御本ニ有レ疏」（朱、宮本家本）、「新院御本……有ニ序注一、少以有ニ疑殆一」（墨、保元二年本）とあり、更に仮名序古注には新院御本との校異を示す朱校がないことを併せ考えると新院御本より取り入れたと考えられる。

最後の真名序は出処不明であるが、存する本（宮本家本、尊経閣本、伏見宮旧蔵一本、伏見宮旧蔵顕昭本、天理顕昭本、ノートルダム黒川本）と存しない本（静嘉堂寛親本、下冊のみで巻末になし）があり存する諸本間に本文、注記共に異同が多く、一定の本文を有しない。なお、宮本家本は明らかに後人により付加されたものである。（実は真名序の異同に関しては、更に検討の要が存するが、この問題は後述することとし、ここでは言及しない。）このような態度で取り扱われている真名序が、六条家伝来の家本によったものであるか否かは疑しいと言わざるをえない。

このように考えると、清輔本に六条家伝来本の要素が含まれているとする確証は存在しないこととなる。（六条家伝来の家本の存在そのものを否定している訳ではない。歌道家として既に三代目に当る清輔の時代に至って古今集の家本がないということはまず考えられない。）

翻って清輔の奥書を読めば、そこには家本に言及した部分はなく、他に確証のないまま六条家伝来本の要素を清輔本に見ようとするのは危険であるともいえよう。

それでは、六条家伝来本の清輔本への関わりを「或本」「普通本」などとある僅少の校合程度と見て、さしたる影響なしと考えるべきかとすると、問題は依然として存在するのである。何故なら先述したように、清輔本諸本の本文間には誤写の範囲を越えて、一定ではないが、ある種の流れの如きものが存在しており、何らかの理由で本文が改められることがあったらしく思えるからである。明確な形では文献上に現れない六条家伝来本の存在が云々されるのは、清輔本諸本間の本文の異同の原因をその関与によって解決出来るかもしれないという事情が働いているからである。

この点を明確にすべき何らの徴証も見出すことは出来ないが、

ここで考えておかなければならないのは、先に異本歌が全て通宗本の本行にあったであろうと推定したことの意味するものであり、それは何かと言うと、小野皇太后宮御本と通宗本とは同一のものではないということである。

清輔の奥書によっても、静嘉堂寛親本、宮本家本には「以二故若州自筆本一書二写之一」とあるのみで、清輔自身は「小野皇太后宮御本」に言及せず、通宗の端書によってのみそれと知られるのである。仁平四年本、保元二年本では奥書中にその名を見ることが出来るが、仁平四年本の「称二皇太后宮一小野皇后也」は通宗の端書中の字句の注に過ぎず、保元二年本では「件古今貫之自筆小野皇太后宮御本之流也」[13]と述べるのみで、何れも一歩退いた間接的表現に止っている。唯一、清輔が通宗本が小野皇太后宮御本に忠実な伝本であることを述べているのは、寛親本の朱書奥書に「通宗本以二小野皇后宮御本一書写、文字仕等貫之本二一字不レ違云々」とある箇所のみである。しかしながら、これは貫之自筆と称する陽明門院御本についての記述に続く部分であり、清輔本の底本である通宗本を陽明門院御本と比較している文脈の中であるので、「一字不レ違」の語句には多分に陽明門院御本を意識しての表現が感じられる。従ってこれのみでは清輔が通宗本を貫之自筆と伝える小野皇太后宮御本に極めて忠実な伝本と考えていた証には必ずしもならないと考える。通宗の識語には「以二貫之自筆本一書写古今也」とあるが「一字モ違ハズ」とは言っていず、清輔も保元二年本の奥書では、通宗本に対して「文字仕不レ違二彼件本一」と述べるが、通宗本自身の忠実さには言及していない。

思うに、通宗本は異本歌の挿入を初め、通宗の恣意の加わった本だったのではあるまいか。あるいは、本文も単一でなく、既に傍書校合等が加えられていた可能性も存するのではあるまいか。陽明門院御本、伊勢大輔自筆本等との校合は明らかに見えているが、清輔が本文の取捨に迷うような箇所も少なからずあったのかもしれない。

清輔本本文に揺れや一種の変化が認められるのは、既に通宗本の本文にその原因があるのではなかろうか。清輔自身、初めは出来得る限り通宗本に忠実に書写しようとして本文を作成したが、次第にその本文に疑問を懐くようになり、通宗本を通してその先にある小野皇太后宮御本を復元したい、あるいは自ら正しいと考える本文を立てたいと考えた結果が、清輔本諸本間の本文の揺れを引き起こしたのではあるまいか。

しかしながら、どのように考えても解決し得ないのは、新院御本の朱校と本行との交替現象である。これに関しては、通宗本をどのような本と仮定しようと、六条家伝来本の関与を認めようと、認めまいと解決は不可能である。結局のところこの問題の解を得ることは出来ない。

右の如く、縷々述べ来ったにもかかわらず清輔本本文の基本に関わる点で幾つかの解明しえない問題を残すこととなったが、この問題は以上を以て一旦打ち切り、以下清輔本全体に関し、ここまで触れなかった点一、二を取り上げることとする。

一つは、歌頭に付された合点である。この合点は貫之が古今集入集歌を中心に撰んだ『新撰和歌集』撰入歌であることを示す符号であり、清輔本では天理図書館蔵零本、穂久邇文庫本を除く、静宮曼尊伏一の各本に付せられており（但し、曼は途中まで）、顕昭本はノートルダム清心女子大学黒川本のみに付せられていると思われる。(14)

また、この合点が『新撰和歌集』入集歌を示す符号であることの注記方法は二種類あり、静宮では巻二十巻末に「合点謌新撰集也」とし、一方、曼尊穂（穂は合点はなく注記のみ）は巻一巻頭（もしくは二番歌）に「合点新撰集歌也」と注記する（黒川本は不明、伏一は巻一巻頭と思われるが欠巻）。

これを見ると、『新撰和歌集』入集歌に合点を付したのは清輔と考えて差支えないようであり、静嘉堂寛親本にも既に付されていることからして、清輔本は有するのが本来かと思われる。顕昭本は有しない本が多く、顕昭によって省略された可能性がある。顕昭本は保元二年奥書清輔本を底本として注を増補したと考えられるが、その場合、単に誤りを正したり、増注したのみではなく、理由の明らかでない省略や、注形式の改変等も行われている（作者勘物は基本的に清輔本より簡略に形式を改めている）。従って、合点に関しても、顕昭の判断により省略されたものかもしれない（顕昭は複数の清輔本を見ていたと思われる節があるので、たまたま顕昭本の底本となった清輔本に合点が欠けていたとは考えにくい）。

以上の点についても各本の項で述べる予定であるので、ここでは詳述しない。

次に声点の有無の問題である。

声点に関しては、秋永一枝氏『古今和歌集声点本の研究』（全四巻、昭47～平3刊）の大著があり、清輔本（顕昭本も含む）古今集についても、声点を付された伝本に関して巨細詳密な研

究がなされており、本稿稿者には何ら発言する資格がない。本稿で取り扱う諸本中、声点を有するのは、天理零本、宮本家本及び顕昭本中、伏見宮旧蔵本、天理本（ノートルダム清心女子大学黒川本は不明）である。顕昭本の声点に関しては秋永氏の御研究で明らかなように、顕昭は声点への関心がかなり高く、他の著作においても差声が多く施されていることから見て、顕昭の手になると見て間違いなく、声点そのものも一貫したものが認められる。

これに対して、清輔の場合は、声点に対する理解や関心がどの程度のものであったのかは今一つ明らかでなく、清輔の著作においても、清輔の手になる声点が初めから差されていたか否か多少の不安が残るのが実情である。従って、声点が付されている天理零本、宮本家本も、声点に限れば、果たして清輔自身の手になる本来のものと見てよいか否か疑う余地がある。

但し、秋永氏前掲書（研究篇下、三七六―三八〇頁）によれば、寂恵本古今集に「清（清輔本）」として校合されている清輔本は永治二年本（宮本家本）系統であり、[15]その際声点も校合されており、それらは一部一致しないものもあるが、基本的には宮本家本と一致しており、両者の関係は密接であるとされている。

声点に関しては稿者には語る資格がないがいずれにしても、寂恵本に清輔本による声点が校合移点されているということは、声点を有する清輔本が当時存在していたことを証することになる。声点を差した清輔本が永治二年本だけであることに不安を感じないでもなく、[16]寂恵も後人の差声した清輔本によったのではないかという疑問を完全に拭い去るのも難しいが、この点に関しては、宮本家本の項で更めて考えることとする。

清輔本古今集を考えるに当って、もう一点気になるのは、片仮名本の存在である。一般に片仮名書きの歌集写本はごく珍しく、勅撰集においても稀である。ところが清輔、顕昭が関わった六条家本系統の写本において片仮名書きのものが珍しくなく、先の異本歌一覧に掲げた十一本の内四本が片仮名書きである。一方、清輔本系統以外の古今集の古写本には片仮名書きのものは全くなく、古筆切でもごく稀である。

後撰集においても事情は同様であり、片仮名本は清輔本系統である。[17]

しかしながら、そうであるからと言って、清輔本系統本が全て片仮名書きであるわけではなく、古今集、後撰集何れの場合

も、他に殆んど類を見ない片仮名本が存在するのみで、平仮名本もまた多数存在している。

古今集に限れば、清輔本の底本である小野皇太后宮御本も通宗本も平仮名書きであったことは確実である。しかるに片仮名書きの清輔本古今集が何本も存在しているのはいかにも不思議である。

その理由の一つとして、声点を差すには平仮名より片仮名の方が都合が良いのではないかと考えられなくもないが、実際には、平仮名本に声点を差した場合もあり（清輔本以外に幾らでも存在する）、片仮名本でも声点のないものもあり、関連性はほとんど認められず、結局不明とするしかない。

右の如く、清輔本古今集の成立と変化についてはなお不明な点、不可解な点が多く存する。清輔本全般に亘る問題点はこの他にもあろうが、以下各本の解題を試みる中で更に考察することとする。

I　六条家本

志香須賀文庫蔵伝二条為明筆本は、その紹介者であり、御所蔵者でもある久曽神昇氏によって六条家本と称されているので、本稿もそれに従うこととする。

志香須賀文庫蔵本

〔鎌倉末〕写・伝二条為明筆　　二帖

綴葉装。後補黄蘗色地金銀泥花鳥雲形文様裂表紙（二〇・九×一四・四糎）。外題、表紙左肩、後補金砂子散打曇斐紙題簽「古今和哥集上(下)」。見返し、金銀切箔砂子散し。料紙、斐紙。僅かに雲母引が認められる。墨付、上冊八八丁（内四丁補写、後述）、下冊八六丁。遊紙、上冊前後各一丁及び巻五末一丁、下冊前後各一丁。字面高さ、約一七・三糎(やや不等)。毎半葉、仮名序十―十一行書、本文十一―十三行書（十二行を基本とする）。和歌二行書。全巻一筆、平仮名交り。内題、「古今和謌集序」「古今和謌集巻第一（―二十）」。奥書、印記、なし。各冊巻頭遊紙に「二条家為明卿（琴山印）」の極札を貼付する他、添状四通を付す。添状は享保十三年（一七二八）川勝宗久のもので、外題は照高院道晃法親王、本文筆蹟は二条為明卿と極めている。[18]

また、本書は改装の際裁断したらしく、特に左右が窮屈な感がある。

本書は、巻頭に仮名序を置き、真名序は存しない。（但し、仮名序の古注部分は存しない。）また本文中に切取りによる欠脱と、祖本に原因すると思われる書き落しが存する。久曽神氏著書研究編七五頁以下に詳細に述べられているが、改めて記すと左の通りである。

まず切取と補写であるが、上冊に二枚計四丁の欠脱があり、遊紙を用いて近世補写されている（極と同時代か）。久曽神氏が指摘されているように、筆跡を似せただけで本文は紙面を埋めたのみで、余白がなくなると字句を省略する等杜撰なものである。

落丁補写の箇所は次の四箇所である。

巻一、五九詞書より空上の句まで。

巻二、九九より一〇七上の句まで。

巻三、一五九詞書（但し、補写では詞書省略）より一六四作者まで。

巻四、二〇七歌より二二四作者（但し、補写では作者は余白がないため省略）まで。

次に和歌の有無排列の違いを示す。新編国歌大観との比較で示すため、清輔本系諸本共通の異同も掲げる。

一六欠。

八〇ノ次、異本歌1あり。

さくらのやりみづにちりけるを見て　貫之

ゆくみづに風のふきいるゝさくらばな
きえずながるゝゆきかとぞ見る

八二ノ次、異本歌2あり。

雲林院にまかりてさくらのちりけるをみてよめる

ゆきとみてぬれもやするとさくらばな
ちるにたもとをかづきつるかな

八三、八六、八四、八五、八七の排列。

一五四、一五三の排列。

二五四、二五三の排列。

三〇七、三〇六の排列。

四四六ノ次、異本歌3あり。

くれのおも　貫之

こしときとこひつゝをればゆふぐれの
おもかげにのみみえわたるかな

四五六ノ次、異本歌4あり。

をきのゐ　みやこしま（ママ）　小町

をきのゐのみをやくよりもかなしきは
みやこへしまのわかれなりけり
四六二ノ次、異本歌5あり。

そめどの　あはた　　をふしのあやもち

うきよをばよそめとのみものがれゆく
くものあはたつやまのふもとに
五三〜五五欠。「泪川なに水上をノ次、種しあればヨリ夢の中にマデ十四首脱落」の紙片が挟まれている。
五六〇欠。
五六三ノ次、異本歌6あり。
をちたぎつかはせにうかぶうたかたの
おもはざらめやこひしきものを
六三六ノ次、異本歌7あり。
まつ人もこぬものゆえにうぐひすの
なきつるはなをゝりてけるかな
六四九ノ次、異本歌8あり。
すまのうらのしほやきごろもなれぬれば
うとくのみこそみえわたりけれ
六九七ノ次、異本歌9あり。

みちしらばつみにもゆかんしろたえの
きしにおふといふこひわすれぐさ
七三九ノ次、異本歌10あり。
まなづるのあしげのこまやながぬしの
わがまへゆかばあゆみとゞまれ
七五一ノ次、異本歌11あり。

あめのみかどあふみのうねべにたまひける

いぬがみやとこのやまなるいさらがは
いさとこたへよわがなもらすな
異本歌11ノ次、異本歌12あり。

うねべの御返事

やましなのをとはのやまのをとにだに
人のしるべく我こひめやは
七五七ノ次、異本歌13あり。

そとをりひめみかどにたてまつる哥

とこしへにきみもあへなんいそなとり
おきのたまもゝよるとき〳〵に
七五八ノ次、異本歌14あり。
ことでしはたれなくなくにをやまだの

なわしろみづのなかよどむらん

七六二ノ次、異本歌15あり。

としふればこゝろやかはるあきのよの

ながきもしらずねしはなにどき

九六歌～九元作者欠。

一〇〇三長歌中途～一〇〇六長歌中途欠。以下のようになる。

……ながらのはしのながらへてなにはのうらにたつなみの

（以上一〇〇三、以下一〇〇六）ふねながしたるこゝちして……

右に挙げた欠脱箇所はいずれも丁変り等には関係なく、底本に起因するものと考えられる。

それ以外の異本歌十五首及び排列は悉く清輔本と一致している。（なお、顕昭本は異本歌6、9、14の三首において位置が異なり、その点六条家本と相違する。）

その一方、清輔本に存する通宗の識語、清輔の奥書、頭脚の勘物、新院御本との校合等は、一切ない（若干例外がある。後述）。また、仮名序には古注がない。清輔本では、仮名序の古注は頭脚注もしくは朱書といった形式をとり、補入であることを明示している。

以上の如く、本書は異本歌や排列を清輔本と全く同じくしており、特に異本歌十五首を有する伝本は清輔本の他には全く存在していないことを考え合わせると、清輔本と密接な関係があることは疑えない。本書の紹介者である久曽神氏は、本書が清輔本より派生したものである可能性と、清輔本の祖本である可能性（この場合の祖本とは小野皇太后宮御本もしくは通宗本をさすのではなく、六条家伝来の家本をさす）とを考えられ、後者を可とされたが、その問題を考察する前に、本書の本文についてもう少し検討を加えたい。

まず、本書の書写態度であるが、能書とは言えないが、比較的丁寧に書写されている。その一方、擦り消し、重ね書き等によって本文を改めた箇所が散見され、それら全てが同筆同時代とも言い難いようである。それらの箇所の中、改訂以前の本文が読みとれる場合、概ね改訂以前の本文が誤りもしくは特異な本文で、改訂により正しいかもしくは無難な本文となっているようである。勿論元の字句が読みとれない場合の方が多い。それらは単なる誤写の訂正とも見られるが、後人の所為かと疑われる箇所もあり（擦り消し方はかなり乱暴である）、他本により穏当な字句に訂正した可能性も否定出来ないようである。また、傍書の異本校合もかなり多く認められるが、それらも後人別筆

かと疑われるものがあり、概して通行本文を示す場合が多い。但し、全文を他本により校合したのであれば、当然気づく筈の異本歌や排列の異同に何らの注記もないのも不審で、同筆別筆の区別も一々し難いことと併せて、本書の本文には不確定の要素があることを念頭に置く必要があろう。

更に本書の本文状態を全般的に見ると、特異な異文が著しく多いことが指摘出来る。その場合、清輔本諸本と比較して特異であるのみならず、西下経一・滝沢貞夫両氏編『古今集校本』(昭52刊)により検索しても、全くの独自異文の場合が少なくなく、かなり特異な本という印象を受ける。また、誤写と思しき箇所も少なからず存在する。

本書は久曽神氏前掲書に全文翻刻されているので、改めて本文を掲げる要もないと思われるが、比較のため、特徴ある本文を以下に示すこととする。上段が本書、下段が清輔本(原則として尊経閣本により、該本で代表しえない場合はその旨改めて注記する。本書と同一本文の清輔本がある場合も注記する)である。本書本文の末尾に*を付すのは、『古今集校本』を検するに独自異文の場合である。この場合、本書の傍書は後人別筆の疑いがあるものも散見されるので比較の対象としない。

仮名序　古今和謌集序—ナシ、同　こゝろおもふことを*—こゝろにおもふことを、同　人のよとなりてそ(宮)—人のよとなりてよりそ、同　このふたは*—このふた。(他本本行)、同　人のこゝろの*—人のことのは、同　いなひうた*—いはひうた、同　ナシ*—あたなるうた、同　かゝるついてなむあらぬ*—かゝるへくなんあらぬ、同　いまはふしのけふりもたえすなり*—いまはふしの山もけふりたゝすなり、同　かの御ときや—かのおほんよや、同　おほきみつのくらゐ(定)—おほきみゝつのくらゐ、同　ことはたくみにて—ことはゝたくみにて、同　ことはゝかすかにして—ことはかすかにして、同　これかれを—かれこれを、同　このはのことくにおほかれと(定)—このはのことくにおほけれと、同　ふもとよりも(定)—ふもとより、同　きこしめすいまとき*—きこしめすいとま、同　それかなかより*—それか中に、同　ひろはせたまひけるすへてうたはちうたはたまきなん*—えらはせたまひけるすへてちうたはたまき、同　つらゆきか—つらゆきらか、同　人丸なくなりにたれとも—人丸なくなりにたれと、同　うたのこゝろをしり—うたのさまをしり、六　みてよめる(曼穂)—よめる、七　さきのおほいま

うちきみ（穂）―さきのおほきおほいまうちきみ、九　ゆきのふりかゝりけるを＊―ゆきのふりけるを、一〇　詞書ナシ＊、一四　大江千里（定）―よみ人しらす、二　人ニわかれさせ給ける―人にわかなたまひける、二四　哥合によめる（曼穂定）―うたあはせに、二六　はるしもそ（定）―ときしもそ、二七　西大寺のやなきをよめる―にしのおほてらのほとりのやなきをよめる、同　はるのあをやき―はるのあをやき、三〇　おもひいてゝよめる―おもひてよめる、四〇　をるとてかのいゑのあるし＊―おるとてよめる、四二　さかりなりけるを＊―さけりけるを、五三　さくらのはなをみてよめる―さくらをみてよめる、同　なかりせは（曼定）―さかさらは、五八　さくらをもて＊さくらをみて、七三　たひねしつへし―たひねしぬへし、七四　ちらはちりなん＊―ちらはちらなむ、七六　よめる（宮曼）―よみける、七八　ちらはちりなん（宮）―ちらはちらなん、八〇　あたらしとておまへおろしこめて＊―あたらしとておろしこめて、異本歌1　ちりけるを見て―ちりけるを、異本歌2　ちりけるをみてよめる＊―ちりけるによめる、八三　さくらほと＊―さくらのこと、八五　藤原としかせ＊―ふちはらのよし風、九七　あるらめと＊―ありなめと、一〇七　おとらましかは＊―おとらましやは、一〇九　そせい法師―そせい、一二五　こへゆけは＊―こえくれは、一二九　はひまとはれよ（穂）―はひまつはれよ、一三三　ころしきなくに＊―こよひこなくに、一三四　さけるをよめる―さけりけるをよめる、同　よしのやま＊―よしのかは、一三五　たちはなのきよもと＊―たちはなのきよとも、一三六　そせい法師―そせい、同　そこともしらぬ―そことんいはぬ、一三八　なきをもる＊―なきとむる、一三九　みちのさま〳〵＊―みちのまに〳〵、一四〇　友かた（曼）―もとかた、一四四　哥合の○哥＊―哥合の哥、一五八　題不知＊―ナシ、同　さつきには―さつきこは、同　またしきほとの（定ハ「ほとの」）―またしきときの、一四三　そせい法師―そせい、一六七　をこせたりけるに＊―おこせたりけれは、一七〇　すゝしくもあるかな＊―すゝしくもあるか、一七三　あきかせそふく（宮曼ハ「そ」）―秋風のふく、一七三　たゝぬひそなき（曼ハ「ソナキ」）―たゝぬひはなし、一七七　うたつかまつれ＊―うたゝてまつれ、一九七　これたか＊―これさた（但シ、尊ハ「これたか」ヲ重書デ「これさた」ニ改ム）、同　かなしかるらん（穂定）―わひしかるらん、一九九　むしのわふらん＊―むしのわふれは、二〇三

たれまつむしの(曼)—たれをまつむし、同　こゝになくらん(合点)—こゝらなく覧、二〇四なきつるのへに(曼、傍書モ一致)—なきつるなへに、二〇七　これたか*—これさた、二一六　詞書ナシ、同　しかのなくなる*—しかのなくらん、二一八　哥合の哥—哥合によめるうた、二二〇　いまよりは*—いまよりや、二二二　或人云—ある人、二二四　めにみえねとも—めにもみえねと、二二六　題しらす　素性(後人書入)—ナシ、二四二　そてにみゆらん*—そてとみゆらん、二四八　やとはあれにし*—人はふりにし、二四九「によめる」擦り消シ(穂擦リ消シ、定ナシ)—によめる、二五一　藤原紀のよしもち*—きのよしもち、二五二　しくれもいたく(合点)*—しくれもいまた、二五五　いろつくはうつろふはイ—うつろふは、二六一　もみちするらん*—もみちそめけむ、二六三　哥合の哥*—哥合によめる、二六八　はなこそかれめ*—はなこそちらめ、二六九　つかまつりけるなり*—つかうまつりたりけるなり、二七二　ふきあけのはまのかたにうへたりけるを*—ふきあけのはまにきくうゑたりけるを(宮ハ「はまかたに」、曼穂伏天定ハ「はまのかたに」)、二七六　にほふさかりは*—にほふかきりは、二七七　詞書ナシ*、二七九　「よみてたてまつりける」ナシ*、同　いろのまされる—いろのまされは、二八〇　作者ナシ*、二八三　或人云—ある人、二八七　とふ人もなし(合点)—とふ人はなし、二八八　さらにやいはん*—さらにやとはむ、二九二　よめる—よみける、同　たのむかたなく*—たのむかけなく、二九六　わけゆけは*—あきゆけは(尊欠丁、他本ニヨル)、二九八　かねみねのおほいきみ*—かねみのおほきみ、三〇〇　やまをすきける*—山をすきゆく、三〇四　みてよめる(曼)—よめる、三〇五　木のもとにむかひて*—きのもとにむまひかへて、同　よませさせ—よませ、三〇六　やまたかる*—やまたもる、三〇八　よをひたすらにあきはてぬとや*—よをいまさらにあきはてぬとか、三〇九　たちかへりに*—たけかりに、三一〇　たつたかはにもみちなかる*—たつたかはもみちはなかる、三一二　おほゐかはにて—おほゐにて、三一三　秋やいにけん*—秋はいにけり、三一一　ふらぬひそなき*—ふらぬひはなし、三一三　貫之—きのつらゆき、三一六　ふりくるみつは(ゆきイ)*—ふりくるゆきは、三一五　ゆきのふりかゝりけるを*—雪のふれるを、三一六　つらゆき—きのつらゆき、三一七　詞書ナシ*、三一九　なりぬれは*—なることに、三二一　五十のか(定)—御五十の賀(尊欠丁、他本ニヨル)、同　さくらのちるもとに—さくらの花のちるもとに(同上)、三二二　貫之—

きのつらゆき（同上）、三三三　きみにとゝめむ＊―きみにはしめん（同上）、三三四　きみそしるらん＊―神そしるらん（同上）、三三五　或人云―ある人、三三六　つねなか＊―つねなり、同　そせい法師（定）―そせい、三三六　すかるかる＊―すかるなく、三三九しけるによめる―しけるよゝめる、三七一　つらゆき―きのつらゆき、三七三　かつみるからに―かつみなからに、同　こひしかる覧＊―かねてこひしき、三七五　此哥はある人の云つかさ給はりて＊―このうたは（尊「は」ナシ）ある人つかさをたうはりて、同　たつといえりける―たつとはかりいへりける、三七六　詞書ナシ＊、同　くさまくらかな＊―くさまくらなり、三七七　あつまのかたへまかりける時に＊―あつまへまかれりけるときに、三九一　あつまのかたへ＊―あつまへ、同　良峯宗貞＊―よしみねのひてをか、三八二　よめる―よみける、三八三「としへて」ナシ＊、三八五　つこもりに―つこもりかたに、三八八　かへりてきして＊―かへりかてにして、三八九　さねかくいひける＊―さねかいひける、同　みにしあらは＊―みにしあれは、同　かへりさまに（以上二字改竄ノアトアリ）は＊―かへるさまには、同　みちもしられぬ＊―みちもしられす、三九〇　よめる―よみける、同　あふさかのハ（合点）―あふさかは、三九一大江のちさと＊―大江（朱）のちふる、三九六　なかるゝなみた＊―わかるゝなみた、三九七　貫之（定）―ナシ、三九八　をしむとも（宮）―をしむらん、三九九わかなれと＊―わかるれと（合点）、四〇四　わかれけるによめる―わかれけるをりによめる、四〇五　みちにあへりける（曼天定）―みちにかへりける、四〇六　といひてたちける＝＊―とていてたちけるに、四一〇　ともにする人＊―とんとする人、同　かきつはた（詞書二箇所トモ、定）―かいつはた、同　くのかみに―くのかしらに、四一一　おもひわひて（穂定）―おもひて、同なくしもあらさるをりに＊―なくしもあらす、さるをりに、同　みえぬとりなれは―みえぬとりなりけれは、同　みな人しらす―みな人みしらす、同　きゝて（天定）―うちきゝて、四一三　或人云―ある人、四一三　よしなく＊―ましなり、四一七　くにへ（穂）―くにのゆへ、四一九　このうたをかへす〳〵よみて＊―みこゝのうたをかへす〳〵よみつゝ、同　やとかる人は＊―やとかす人も、四二四　なかれたる（穂）―みたれたる、同　はかなからなん＊―はかなからんや、四二五　つゝまはや＊―つゝまめや、四二六　ひさしかるへき＊―こひしかるへき、四二七　貫之（定）―きのつらゆき、四二九　かねておもふに＊―かねておもへは、四三一　きゆとみゆらん―きゆ

とみつらん、四三　あふひ　かつら（宮定）―かつら　あふひ、
同　いかゝつらきと＊―いかゝつらしと、四七　はなにもえ（はイ）
にも＊―はなにもはにも、四八　いまはのやまを＊―いまそ
の山ノ（朱）山を、四七　あるとはきけとあるよしもなき＊―ありとは
きけとみるよしもなき、四〇　たかむらのとしはる＊―たか
むこのとしはる、四三　そせい法し＊―しせいほうし、四四
人にみつへく＊―人にみえつゝ、異本歌4　みやこしま（穂
定）―みやこへしま、同　かなしきは（定）―わひしきは、四九
みつのはなとは＊―水のはるとは、四三　ゆきかたのなき
（穂）―ゆくかたのなき、四四　いくそはくそかは＊―いくそ
はくわか、四六　よしや＊（かイ）―よしか、同　なかれいてん＊―な
かれいつる、同　かたゝにみへす＊―かたゝにみえぬ、四八
をゝはてにて＊―るをはてにて、同　よめる（穂）―よみける、
同　僧正聖宝（天定）―僧正遍照サウホウ（朱）、同　めにやあく
やとて―めにあくやとて、四七　こひしきは（くイ）―こひしくは、
四七　しるしらす（静）―しるしらぬ、四八　みえしきみかも
（静）―みえし君はも、四七　かけぬ日そなき―かけぬひはな
し、四七　いろにやいてん（こ□）―いろにやこひむ、四八　むめの
こすへに（ほつへにイ）＊―むめのほつえに、五〇一　なりにけるかな（らしもイ）―なり
にけらしも、五〇六　あふよしもなき＊―あふよしのなき、五一八
わかみはかけに―わかみはかけと、五三　おきつにも（へ）＊―お
きへにも、異本歌6　うたかたの―うたかたも（尊ハ小字片
仮名）、五三七　おもひこそやれ＊―おもひこそすれ、五三九　う
ちなきて（わひ（別筆カ））＊―うちわひて、五四五　ゆふくれは（さ）＊―ゆふされは、
五五一　こひのしけきは＊―こひのしけきに、五五三　たのみそめ
にき（て）＊―たのみそめてき、五五五　作者ナシ＊、五五六　しせいほ
うしの（定）―しせいか、同　侍りける事を＊―いへりけるこ
とはを、五五七　小野小町＊―こまち、五六六　したもえに＊―し
たきえに、同　こゝろにもあるかな＊―ころにもあるかな、
五七一　むなしきかたの（ら（別筆カ））＊（む）―んなしきからの、五七五　素性法師
（静定）―そせい、五七六　たゝふん（さ）＊―たゝふさ、五七九　さつ
きやみ＊―さ月やま、五八〇　はるゝそらなき＊―はるゝとき
なき、五八二　なくしかの＊―鳴しかに、五九三　ぬれてわかるゝ（きイ）
（にイ（別筆カ））
＊―ぬれてわかぬる（キ（朱））、六〇五　てもふれと（て）＊―てもふれて、六〇七
こひしてしものを＊―こひしきものを、六二一　おもふみなれ
は（ゝ）＊―思はかりそ、六二三　ひこほしの―ひこほしも、六二六　し
のひに人にものいひてのちに―しのひに人にものらいひての

ち、同　ねもせすよるを（合点）—ねもせてよるお（を）、六一七　つれ〳〵とのつれ〳〵の、六二〇　ゆきてはかへる（宮）—ゆきてはきぬる、六二三　秋のゝに（定）—あきゝりに、六二三　かひなき○あしたゆくたに（くるイ）＊—かれなてあまのあしたゆくゝる、六二九　あやなくも□＊—あやなくて、六三二　むかし＊—ひむかしの、同　かとよりも—かとよりしも、同　いきけれとん（も）—いきけれと、同　やれりける＊—やりける、六三四　まれにこよひは＊—まれにこよひそ、六四〇　わかみをゝしみ（れ）＊—わかれおゝしみ（を）、六四五　人やるすつもなくなりて（別筆カ）＊—人やるすへもなくて、六四九　わかなもたゝし—わかなもたてし、異本歌8　作者ナシ、同　すまのうらの—すまのあまの、六五〇　せゝのいはなみ（むもれ木）＊—せゝのむもれき、六六四　此哥はある人の云—このうたある人、六六五　みるめをそこに（のうらに）＊—みるめのそこに、六六八（墨。朱合点ウラ）　わかこひは＊—わかこひお（を）、同　いろにいてぬへし（定）—いろにいてぬへく、六七一　人丸か哥也＊—人丸かなり、六七九　読人不知—ナシ、六七九　ふるかはのへの＊—おゝかはのへの（ほ）、七〇二　或人の云—ある人、七〇四　あはせさらめや＊—あはさらめやは、　七〇六　ところさためぬ＊—ところさためす、同　作者ナシ＊、七〇八　詞書ナシ＊、七一〇　こゝろ　ありとや＊—こゝろあるとや、同　此哥は（静）—このうた、同　なかむと（零）—なかとむ、同　あつま人（宮定）—あつまつ（墨）（他本概ネ傍書ナシ）、七一三　あたかはゝ　なみとたて（別筆カ）＊—うはなみはたて、七一三　うすはなそめの＊—はつはなそめの、七一四　「ひたりの」ナシ＊、七一五　秋かせの—秋かせに、七一一　そてそふりぬる＊—そてそひちぬる、七一三　ほかへこく（りえゝゝ）＊—ほりえこく、同　こひわたるらん（宮）—こひわたりなむ、七一三　作者ナシ＊、同　あはときえなん＊—あわにうきなん、七一五　「よみて」ナシ、七一六　「よみて」ナシ（静）、七一五　あふことの＊—あふまての、七一七　又のとしの（伏一伏天）—又のとしのはる、七一八　思ひしか（静定）—おもひしお（カ朱）、七一〇　みつね—凡河内みつね、異本歌11　あめのみかと＊—あめのみかとの（尊ハ小字片仮名）、七一四　わすられぬらん（定）—わすられにけん、七一七　秋ならは＊—あきならす、異本歌13　そとをりひめ＊—そとをりひめの（尊ハ小字片仮名）、同　きみもあへなん＊—きみもあへむや（尊ハ小字片仮名）、異本歌14　なかよとむらん＊—なかよとみする（尊ハ小字片仮名）、七一〇　あひみれは＊—あひみねは、同　なにふかめて＊—なにゝふかめて、七一三　ふりぬれは—ふりぬるは、七一六　うふれとも＊—こふれとも、同　あふきのなきは（よイ）＊—あふよのなき

は、七九　なかるゝやとの月なれや＊—なかむるやとのつまなれは、七三　こぬやと□＊—こめやとは、七四　いまはうしと＊—いまはこしと、七五　こぬきみまたる＊—こぬ人またる、七九　かねみちのおほきみ＊—かねみのおほきみ、七〇　侍りける女—侍りけるお、七四　よるこさりけれは＊—よさりはかへり、七六　かけのりの朝臣＊—かけのりのおほ君、七七　あきかせの＊—あきかせは、七九　とふらひ侍りけれは（零静、伏一伏本行「ヒハ」朱ミセケチ）—とふらへりけれは、同　ふもとよりのみ（零静、天本行、「トノミヨリ」朱校）—ふもとのみより、七三　たへねとおもはめ＊—たへぬとおもはめ、七九　［おもへとも＊—思とも（諸本「おもふとも」）、八〇三　かゝせける＊—かゝせたまひける、同　素性法師（定）、八〇七　藤原真子朝臣＊—ふちはらのなほいこの朝臣、八一　人のみかくに＊—人のきかくに、八一四　作者ナシ＊、八一七　かえしてそ（重書）＊—〈〈ても、八二四　あたにそきゝし＊—よそにてきゝし（諸本「よそにそきゝし」）、八二五　左注ナシ、八三〇　さきのおほいまうちきみ—さきのおほきおほき（諸本「い」）まうちきみ、同　素性法師（静定）—そせい、八三一　おほいまうちきみの—おほきおほいまうちきみ（諸本「の」アリ）、八三三　ねてもみへ（合点。抹消）＊—ねてもみゆ、八三四　よみける＊—よめる、八三五　ゆめといふ—ゆめといはむ、八三六　みまかりにけるに＊—みまかりにける時に、同　せおかけは＊—せおせけは、八三七　みまかりける時—みまかりにけれは（諸本「みまかりにける時」）、八三八　とものりきみまかりに＊—とものりかみまかりに、同　あすしらす＊—あすしらぬ、八四三　詞書ナシ＊、八四四　ひるときそなき—ひるときもなし、八四五　しつむはないろ＊—しつくはなのいろ、八四七　こけのたもとよ（定）—こけのたもとや、八五一　きみなくて＊—きみまさて、八五三　左近中将にて侍りける＊—左近中将にてすみはへりける、同　しけきの秋とも＊—しけきの辺とも、八五四　よめりける哥ともを＊—よめりけむ哥とも、八五七　みまかりける（静）—みまかりにける、八五八　をとこ人の国にまかりけるにまに＊—おとこのひとのくにゝまかりけるまに、同　こえたにも＊—こゑおたに、八六〇　詞書ナシ＊、八六一　業平朝臣（定）—在はらのなりひらの朝臣、同　みちとはかねてきゝしかと（定）—きゝしものなれと、八六三　ゆきかよひちとそ＊—ゆきかひちとそ、八六四　おもふとき＊—おもふとち、八六五　たもとゆたかに（定）—たもとゆたけく、同　たてといはまし＊—たてといはましお、八六六　をくはな

は＊―おる花は、八六八　めのをとうとおもひの侍りける人にうへのきぬをくるとてよみてやりける＊―めのをとうとおも(を)てはへりける人にうへのきぬおくるときよみてやりける、同いろよき時は＊―いろこきときは、八七三　あはれといはん＊―あはれとおもはん、八七四　人とも＊―くら人とも(ムト朱)、同　かへりて＊―かへりきて、同　をくれりける＊―おくりける、八七六　よめる（零静）―よみける、八七七　をしみつゝなり＊―おしむへらなり、八八三　月のなかるゝ（零天）―月のかくるゝ、八九〇　ふりぬるものは（定）―ふり行(ヌル朱)ものは、八九一　もとくたけゆく（静）―もとくたちゆく（諸本「もとくたちゆく」）、八九五　こんといひせは(しりイ)＊―こむとしりせは、八九六　もとにかへると＊―ともにかへると、九〇〇　ことことはゝなくて＊―こと事はなくて、九〇二　かへす〳〵も―かへる〳〵も、九〇三　おほみきなと＊―おほみきなとたまひて、同　あそひなりと＊―あそひなと、同　なとわかかみを＊―なとかわかみお(を)、同あはましものを―あはまし物か、九〇四　なかしとはおもふ＊―かなしとは思、九〇六　いくよかへぬと＊―いくよかへしと、九〇七　よろつよかけて（零）―よろつよかねて、同　人丸か哥也―人丸かなり、九〇九　をきかせ＊―ふちはらの興風、九一三　みまくほしきは＊―みまくのほしき（尊欠丁、他本ニヨル）、九一四　いつのくにゝ＊―いつみのくにゝ（同上）、九一六　まかりける時―まかれりける(リタリ朱)時に（諸本「に」ナシ）、九一七　あまはつくれと＊―あまはつくとも、九一九　なみかとそみし＊―なみかとそ思ミル（諸本「みる」）、九二〇　或本には伊勢私＊―伊勢、九二三　又ぬのひきの＊―ぬのひきの、九二五　くりそめて(たイ)＊―くりためて、同　やまかけころも＊―やまわけ(カ)ころも（墨）（諸本傍書ナシ）、九二七　或本ニハたちはなりイ藤原なかもち＊―ふちはらのなかもり(タチハナ朱)、同　ぬしならて―ぬしなくて(ら朱)（傍書ナキ本多シ）、九二〇　おもひせて（静）―おもひせく、九二七　つかはしける（定）―つかはせりける、九二九　読人不知―ナシ、九四〇　作者ナシ、四九五　たへすなかるゝ(たなひく合点)＊―たへすたなひく、同　すめはすまるゝ（零）―すめはすみぬる、九四七　素性法師（静）―そせい、九四八　ためになれるや＊―ためになれるか、九四九　いろにいてけん―いろにいてにけむ、九五〇　やまのあなたに（静定）―やまのかなたに、九五一　ゆきふれは＊―よにふれは、九五二　いはのはさまにあらはかは＊―いはほのなかにすまはかは、同　きこへさるへき（零静）―きこへこさらむ、九五六　みつね―凡河内みつね、同　山へいる人―やまにいる人、九五七　いとけなき（静宮）―いときなき、同

なにをもひいつらん＊―なにおひいつらむ、九六三　右近将監―左近将監、同　みをたとるまに（零静、零ハ「ヨイ」アリ）―みおたとるよに、九六六　とけ侍りける―とけて侍りける（尊欠丁、他本ニヨル、伏ハ「テ」朱傍書、天ハ「て」）、九六八　かつらに（定）―かつらにいへ（尊欠丁、他本ニヨル、天ハ「家」補入）、九六九　業平朝臣（定）―ありはらの　なりひらの朝臣、九七〇　「けるにひえのやまのふもとなり」ナシ＊、同　いとものかなしくて侍り＊―「侍り」ナシ、同　わすれては（宮定）―わすれつゝ、九七二　うつらとなりて（静）―うつらとなきて、九七三　あはとなりにき―あまとなりにき、同　つかはしけるとなんいへり＊―つかはせりけるとなんいへる、九七四　あはとかはなる＊―あまとかはなる、九七五　いふへき人も＊―とふへき人も、九七八　よめる（零静）―よみける、九八〇　こへぬまそなき＊―こへぬよそなき、九八一　すかはらや（抹消）―すかはらや（抹消）―すかはらや、九八三　みやこのたつみ（抹消）―みやこのたつみ、九八四　すみける人の＊―すみけむ人の、九八五　あれたるやとに（宮）―あれたるいゑに、九八六　やとをいとひて＊―さとをいとひて、同　きしかとも＊―こしかとん（も）、九八〇　わかやとの＊―我いゑは（墨）（諸本「やとは」）、同　みるそかなしき＊―ものにそありける、九九三　よのかはうへに（なかき）＊―よのなかきうへに（諸本「の」ナシ）、九九四　この女の＊―このをむな、同　とはすなりゆく＊―わろくなりゆく、同　うちのくにゝ＊―かうちのくにゝ、同　いたしけれは＊―いたしやりけれは、九九七　なにをふみやの（定）―ならのみやこの（朱）、一〇〇〇　やまかつの＊―やまみつの、一〇〇二　やまひこの―あまひこの、同　わかすして―あかすして、同　いせのあまの＊―いせのうみの、一〇〇六　わかれかなかの＊―われらかなかの、同　たのむかたなく（零静）―たのむかけなく、一〇〇七ノ前[19]　旋頭哥（静定、静ハ朱合点）―ナシ、一〇〇九作者　澄―ナシ、一〇一〇　そめなせるなり＊―そめるなりけり、一〇一二ノ前　誹諧哥（零静定）―誹諧哥（「誹宮諧」）、一〇一三　素性―そせいほうし、一〇一四　よめる（零静）―よめり（朱）ける（他本「よみける」）、同　またてこゝろを―またきこゝろを（墨）（諸本「またくこゝろを」）、一〇一五　なかしといふよは（合点）―なかしといふらん＊―なかしをしいふよは、一〇一二　となりのいゑより（伏天、伏一ハ朱デ「のいへ」ヲ見セケチ）―となりより、一〇一三　たゝなにしあれは＊―たゝるにしあれは、同　いをねかねつる＊―いそねかねつる、一〇一六　紀のそのと＊―きのめのと、同　かたみに

けたぬ＊—かみたにけたぬ、一〇三九　作者ナシ＊、一〇三一　哥合哥（定）—うたあはせによみ侍ける（墨）（諸本「よめる」）、一〇三五ものにやあらぬ＊—ものにやはあらぬ、一〇三七　なとよのなかの—なそよの中の、一〇三八　いまことに＊—くまことに、一〇四一つみにてや—つみとてや、一〇四七　さやてしもよに＊—さやかくしもよお（朱）（諸本「さやくしもよを」）、一〇五三　なのたつことの（定）—なにたつことの（朱）、一〇五四　源のつくるかむすめ—くそ源つくるかむすめ、同　たゝいつはりに（天定）—たゝいつ（朱）とはりに、同　すてはかりなり＊—すくはかりなり、一〇五五はてはなきなの（墨）＊—はてはやしろの（墨）（諸本「なけきの」）、同もりとなるらん＊—もりとなるらめ、一〇五八　おもひても＊—おもひもて、同　あふこなきこそ（定）—あふこなきみそ、同わひしかりけれ（伏一定）—わひしかりける、一〇五九　われても思ふ＊—われてものおもふ、同　こゝろにもあるかな（宮）—ころにもあるかな、一〇六二　おほくの人に＊—こゝらの人に、一〇六九　日本記ニハ（静宮、定ハ「日本紀には」）—日本（朱）には、一〇七二　をかのやまたに—おかのやかたに、同　いもとあれは＊—いもとあれと、一〇七三　しはつ山こり＊—しはつ山ふり、同　あさゆひの＊—かさゆひの、一〇七五　さかきはゝ—さかきはの、一〇七六　あるしのやまの＊—あなしの山の、一〇七九　わかやとの（天、天ハ「ヤト」）—わかゝとの、一〇八〇　しはしたにかへ＊—しはしみつかへ、一〇八三　わかよはたなし＊—わかなはたてし、一〇八五　よまはつくとん（も）＊—よみつくすとも、一〇八七みちのくにうた＊—みちのくうた、一〇八八　うらこくふねは＊—うらこくふねの、一〇九三　みをゝきて＊—きみおゝきて（を）、一〇九四　こゆるきの—こよろきの、一〇九七　よこほりくせる（ふ）—よこほりこせる（ヲ）（朱）

右記の表において、六条家本が定家本（伊達家本を使用）と一致する場合は、「定」の符号を用いて注記したが、一部一致を見るものもあるが、本行本文においては特に目立った一致はなく、所謂流布本（定家本）によって本文が影響を受けた痕跡はほとんどないようである。但し、傍書や異本校合はあるいはそのような本文との接触かと疑われるものが多く、また、別筆かと疑われるものも存在するため、六条家本の本文としては本行に対象を限るのが妥当かと思われる。

さて、六条家本の本文であるが、右に掲げた一覧は甚だ煩瑣の感を与えるが、それは異文の多さのためもあり、勿論右の箇所に限られるものではない。それらの異文がいかなる傾向にあ

るかと言うと、既に定家本の影響は特に認められないことを述べたが、他の諸本に対しても、特に近しい関係は認められないようである。清輔本に対しては右の如く、異文は膨大であるが、それなりに一致する箇所も多く、その点では近いと言えなくもない。しかしながら、右に挙げた異文の箇所について諸本と比較すると、清輔本、定家本以外の古写本、古筆切の中に一致するものが少なからず認められる。その一方、特定の本と特に近しいとも認められず、本書の独自異文の多さを考え合せると、本書の系統は探り難いというのが実情である。

このように、本文の比較によって、その系統を明確にし難く、また古写本、古筆切群と不規則に一致することから、本書の本文が所謂証本系の本文ではなく、平安時代の流布本系の一本であろうとする見方も、当然生じてくることとなる。

つまり、本書の本文が異文が多く、明確な系統づけが困難であること、それにもかかわらず、清輔本と全く同一の異本歌を有することにより、本書が六条家伝来の家本であり、本書と小野皇太后宮御本（通宗本）との接触により、清輔本が成立したとする見解である。

俊成、定家が新院御本を底本としながら、基俊本の要素を取り入れた如く、清輔も小野皇太后宮御本を底本としながら、家本によって異本歌十五首を加えたとする見解である。

しかしながら、本書の特色である仮名序古注の存在しないこと、一方、異本歌が悉く存在すること等は、清輔本の勘物や注を悉く除いた場合にも生じうることであり、いずれの可能性が大きいかはなお検討の余地があると思われる。

また、先に述べたように、私見では、異本歌は通宗本に存したと考えるので、その点との関わりも考慮しなければならない。異本歌が六条家伝来の家本に存したとするならば、当然私見を全て改めなければならないからである。

何れが正解かは、本書の本文が清輔本系統と認定しうるか否かとも関わるが、少し観点を変えて考えることとする。

本書は、清輔本と異本歌の存在をも含めて、排列を悉く同じくするにもかかわらず、所謂勘物、注記の類を全く有しない。ところが、ごく僅かであるが、例外が存する。それは以下の如くである。

1、仮名序「よつの月こゝのかえりになん」に「ふつうには四時こゝのかへりとあり」と傍注する。

2、一九「みやまにはまつのゆきだにきえなくにみやこはのべに

わかなつみけり」の前に、一九の注と覚しく「まつのゆきとはまつのきにふりかゝりたるゆきなりと、さきのゆきといふ人あれどもいはれず」とある。

3、三八「きみならでたれにかみせんむめのはないろをもかをもしる人ぞみる」に「普通はしる人ぞしる」と注する。

4、二四「われのみやあはれとおもはんきり〴〵すなくゆ ふぐれのやまとなでしこ」の前に「件哥合ニハひぐらしのなくゆふぐれ」と注を付す。

5、六三「きみこずはねやへもいらじこむらさきわがもとゆひにしもはをくとも」の次に「万葉集にはまちかねてうちにはいらじしろたえのわがそでのうへにしもはおくとん(も)いへり」と注を付す。

6、八三作者「僧正遍照或本僧都勝延」とする。

7、八四詞書なく「拾遺集すみぞめのころものそではくもなれや／なみだのあめのたへてふるらん」と小字書入。

8、八五左注「此哥はむかしありけるみたりのをきなのよめる」の次に「或本ニハこの三哥ト云へリ云〻」と注を付す。

9、一〇六「あきのゝになまめきたてるをみなへしあなかしがましし花もひとゝき」の次に「ふつうはあなことゞし」と注を付す。

10、一〇三作者「有本ふかやぶ、無御本」とする。

11、一〇七「あふみふ(さと)りあさたちくれどうねのゝにたづぞなくなるあけぬこのよは」に「普通くれば」と注する。

12、一〇九四「こゆるぎのいそたちならしいそなつむめざしぬらすなをきにをれなみ」の前に「普通は／こゆるぎ」と注を付す。

以上十二箇所の注の中、1 3 4 5 7 9 10 11 12の九箇所は清輔本の勘物であり、2は『顕註密勘』の顕註に類似の注、[20] 6は清輔本独自の注ではないが、清輔本以外に例の少ない本文形態である。[21]

右九箇所の清輔本の勘物の存在は、本書の性格を考察する上で有力な手がかりとなると考えられるが、清輔本の勘物が残存していることが直ちに本書が清輔本であることを証するとは言えないので、更に検討を加える必要がある。

なぜなら、本書に清輔本の勘物が一部含まれている原因は、本書が本来清輔本であることを示す以外に、二つの可能性が考えられるからである。

一つは、六条家伝来の家本に既に清輔の書入れが始められていたと考え、その一部が本書に見られるとする考えである。清輔の勘物書入れが通宗本の書写をもって始められたとする根拠

はないので、それ以前から書入れが行なわれ、清輔本同様の注が家本に付されていたかもしれないとする考えである。もしそうであるならば本書に存する清輔本と同様の注は本書が清輔本であることを必ずしも意味しないであろう。

しかしながら、右の可能性は小さいと思われる。もし、そうであるならば、10において新院御本との校合がなされている点が問題となる。新院御本との校合は清輔本の段階で行われたと従来考えられているからである。しかし、これも六条家伝来本にはなされなかったという証拠はないのであるから、決定的根拠とはならない。しかし、これによって本書が注を大幅に省略した本であることは明確となる。新院御本との校合が一箇所ということは、いかなる場合にもありえないからである。従って、本書本文が六条家伝来の家本であろうと、清輔本であろうと、多くの注を省略して書写されていることになろう。とするならば、本書が本行のみを書写し、他を省略した本である可能性は高くなったと言いうるであろう。

右の考え方を認めない場合、もう一つの可能性はこれらの注は清輔本系の一本から、断片的にとり入れられたとするものである。この場合、注が僅少かつ任意、不完全であることから、その行為が清輔、顕昭等同時代の人々によってなされたとは考えられず、後人による恣意的書入れとなるであろう。とするならば、六条家伝来本が後代たまたま清輔本と接触し、両者がいかなるものかの認識もないまま、若干の注が取り入れられたことになる。これも可能性として大きいとは思われない。

なお、もう一つ本書の性格を考える上で注目すべき点がある。それは、各巻部立名の書式である。本書においては、各巻とも、内題、巻数、部立名が一行に書かれているが、この書き方は古今集諸本中では少数派であり、大多数の古今集では、内題、巻数を一行とし、部立名は改行するのが通例である。

古今集諸本を見渡すと、一行書方式をとっていたのは、小野皇太后宮御本（通宗本）と新院御本の二証本のみであったように思われる。

小野皇太后宮御本（通宗本）によった清輔本は悉く一行書方式である（この点は久曽神氏前掲書研究編の右衛門切の項〈一五八頁〉で既に着目されている）。もっとも、この場合、小野皇太后宮御本が一行書方式であったか否かは厳密には明らかではなく、清輔が直接によった通宗本がそうであったとするのが正確であろう。

一方、新院御本によった雅経本、今城切は一行書方式である。ここに不審を禁じえないのは、新院御本によった筈の俊成本、定家本が悉く部立名を改行していることである。黒川本の校合による限り、基俊本は改行方式であったと思われるのでそれに従い、珍しい一行書方式をとらなかったのであろうか。

その他、現存しない伝本の中には一行書方式をとっていたものが無かったとはいえないが、古今集諸本中、一行書方式はやはり珍しかったのではなかろうか。

そこで、本書に返ると、一行書方式であり、それは清輔本と同一である点が注目されるのである。

このことから、本書はやはり清輔本ではなかろうかとの考えが生まれてくるのである。

ところが、これに対しても直ちに反論は可能であり、六条家伝来の家本が部立名改行方式であった証拠は一つもなく、一行書方式であったかもしれず、そもそも通宗本が一行書方式であったとするのは、清輔本がそうであるという理由にすぎず、他に裏付ける証拠はなく、逆に、通宗本が改行方式、六条家伝来本が一行書方式で、清輔本が後者に従ったと考えても何ら支障はなく、俊成、定家が一行書方式の新院御本を底本としながら、改行方式の基俊本によったと同様のことが清輔本にも行われているとする見方もあろう。

しかし、本稿冒頭より述べて来た異本歌の問題、各巻巻頭の歌数注記の問題に加えて、本書に残存する清輔の勘物、更に部立名の書式と諸点を総合的に検討した結果は、異本歌は通宗本に存したのであり、その異本歌が本行に存する本書は比較的初期の清輔本であり、清輔の注の残存や、部立名の書式も以上の仮説を更に補強する材料となると考えざるをえないのではなかろうか。また一歩譲って本書が清輔本の一本であることを否定する立場に立つとしても、本書を六条家伝来本とする前提から出発することは現段階では避けるべきかと思われるのである。

Ⅱ　清輔本

(ア)

従来、清輔本の初期の段階を示す伝本とされているのが、静嘉堂文庫蔵榎本寛親模写本であり、原本は京都の賀茂家に今も蔵されているという。寛親本は片仮名交りで書かれているため片仮名本と称されていることが多い。

本稿がこの呼称を避け寛親本と呼ぶのは、清輔本には他にも

片仮名交りの伝本が存在し、しかも、それらはそれぞれ本文を異にしているため、誤解を招きやすいと考えたからである。特に、寛親本が清輔本の中、初期の段階を示す伝本と考えられていることから、片仮名本が即ち初期伝本と誤解されることがままあるからである。

例えば金沢文庫蔵本（存巻一、二、〔鎌倉後期〕写、一軸）は未調査であるが、片仮名本で紙背があり、巻一、二のみの零本であることから、寛親本（存巻十一―二十）の原本と僚巻と考える向きがある。しかしながら、書影や展覧会での一見の範囲では保元二年奥書本系統と考えるべきであり、寛親本の原本とは別本である。[22] また、近時出現した曼殊院蔵本も片仮名本であるが、独自の本文を有している。

右二本は同じ片仮名本でも、寛親本よりかなり後の段階の清輔本と考えられるが、天理図書館蔵零本は片仮名本で、しかも寛親本より以前の段階の伝本である可能性を有しており、注目すべき伝本である。[23] また天理蔵本は寛親本と一方では近しい関係も有するが、一方では本文を異にする箇所も多く、本来は二本を同一系統本として一括するのは適切な措置ではないが、二本共に零本であり、かつその性格にも不明の点が存するので、初期段階の伝本として一括した。

天理図書館蔵本（九一一、二三―イ一三七）

存巻十二―二十、真名序、（首尾欠）

〔鎌倉前期〕写　　一帖

綴葉装。後補茶色地雲竜文金繻裂表紙（一七・〇×一六・一糎）。外題なし。見返し、銀切箔散。料紙、斐紙。墨付、七九丁。遊紙なし。但し、第二折の外側二枚四丁は新補の白紙を挿入して落丁を示し、最終折は新補の白紙六枚一二丁のみで成る（尾欠を示す）。字面高さ、約一四・〇糎（頭脚注を除く）。毎半葉十三行書（真名序は八行書）。和歌二行書。片仮名交り。内題、「古今和謌集巻第十四（―二十）恋哥四（恋哥五、哀傷哥、雑哥上、雑哥下、短哥、大歌所御哥）」、「古今和謌集序」（真名序）。巻十二、十三内題は欠丁部分に当り存しない。

本書は新院御本との校異を示す朱校、異本歌を示す「有二他本一（墨）、無二御本一（朱）」の注記は存するが、『新撰和歌集』入集歌であることを示す合点はなく、頭脚の勘物も著しく少ない。頭脚部分が截断され、頭注の文字が一部切れ、脚部は歌本文近くで切られているため、脚注が完全に切り落された可能性

も皆無ではないが、やはり、勘物は現存のもののみと考えるべきであろう。その他、墨の異本校合が若干あるが、それらは時期を多少異にするかとも思われ、本文書写後の校異の可能性があるように思われる。

奥書、巻二十末、真名序の前に

号ニ御本一ハ新院御本也、朱筆件御本説也（以上朱）

仮名序、句切事并声、哥、声、奥真名序等者以ニ他／本説一書写了（以上墨）

とある。朱の奥書と墨の奥書は同筆と思われるが、やや時期を異にしているかにも思われる。あるいは本文の墨校合はこの墨奥書に対応するものかもしれない。また墨奥書の言う仮名序は本書は欠けていて不明であるが、本文には和歌にごく稀に朱声点が付される他、長歌に句切の朱点が付される。また、真名序は冒頭半丁を存するのみであるが、朱墨の返り点、墨の訓仮名、送仮名、朱の縦点、声点が付されている。

さて、本書は前半を欠き、巻十二以下を存するが、首尾の他、中途にも落丁がある。次の通りである。

まず巻十二巻頭五三より五六作者まで落丁、五六「コヒワビテ」より存する。

巻十二末尾近く六〇「アヅサユミ」歌まで存、六二以下巻十三巻頭を含め、六五作者まで落丁、六五「アキノヨモ」歌より存する。

巻十四巻頭近く六九三「キミコズハ」歌まで存し、六九四以下同巻七〇七まで落丁、七〇八「ダイシラズ　ヨミビトシラズ」より存する。

この落丁は先の六二～六五の落丁に対応するものである。

また、巻十九、一〇三七歌まで存し、一〇三八～一〇三五作者まで落丁、一〇三五歌「セミノハノ」より存する。なお、久曽神氏前掲書によれば、「この二面（一丁）は断簡として他に現存」（研究編八二頁）するとのことである。

以下巻二十末まで欠落はなく、終丁のオに前記奥書があり、ウに「古今和謌集序　紀淑望」として真名序があり、半丁「和夫（ヤハラクルコト）婦莫宜（ナシヨロシキ）□」までで以下欠落、新たに白紙一折が付されている。[24]

また、各巻巻頭に歌数が記されており、既述（三七頁参照）の如く、異本歌の表示は「此外他本哥幾首カキイレラレタリ」の形をとる。異本歌は本文と同じく本行片仮名で書かれているが、本書は翻刻がされていないので、左に列挙することとする。

異本歌1～6、欠巻部。

六三ノ次、異本歌7あり。朱合点を施し、「有ニ他本一（墨）、

無御本」（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

マツヒトモコヌモノユヘニウグヒスノ

ナキツルハナヲ、リテケルカナ

六九ノ次、異本歌8あり。「有或本」（墨）、無御本」（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

ヨミビトシラズ

スマノアマノシホヤキゴロモナレヌレバ

ウトクノミコソミエワタリケレ

異本歌9、欠丁部分。

七九ノ次、異本歌10あり。朱合点を施し、「有他本」（墨）、無御本」（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

マナヅルノアシゲノコマヤナガヌシノ

ワガマヘユカバアユミトヾマレ

七一ノ次、異本歌11あり。朱合点を施し、「或本有此哥」（墨）」と頭注（諸本と同じ）。

イヌガミヤトコノヤマナルイサラガハ

イサトコタヘヨワガナモラスナ

異本歌11ノ次、異本歌12あり。朱合点を施し、「両首無御本」（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

山シナノオトハノヤマノオトニダニ

ヒトノシルベクワガコヒメヤハ

七七ノ次、異本歌13あり。朱合点を施し、「有或本」（墨）、無御本」（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

トコシヘニキミモアヘムヤイソナトリ

オキノタマモ、ヨルトキ〳〵ニ

七八ノ次、異本歌14あり。朱合点を施し、「有或本」（墨）、無御本」（朱）」と頭注（伏天は七九の次を指示）。

コトデシハタレナラナクニオ山ダノ

ナハシロミヅノナカヨドミスル

七三ノ次、異本歌15あり。朱合点を施し、「有或本」（墨）、無御本」（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

トシフレバコ、ロヤカハルアキノヨノ

ナガキモシラズネシハナニドキ

一〇六欠。これは本書のみの欠脱である。

以上が本書における和歌の出入りである。

次に、頭脚に加えられた勘物であるが、他の清輔本に比べて著しく少ない。既述のように、本書は枡型本であり、上下が（あるいは左右も）截断され、非常に書写面が窮屈であり、殊

に脚注はその余地がないまでに行末が詰まっている。しかし、脚注を裁ち落したとは思われず、やはり注は現在のまま著しく少なかったと思われる。

左にその注を全て掲げることとする。特に断らぬもの以外は墨頭注である。本書には、作者名に漢字を宛てて肩注する（墨書）箇所が散見され、それらは、墨の異本校合と対応する墨色であるが、原則として省略する。

六四四　伊勢語、六四五　伊勢語、六四六　同、巻十四巻頭　恋四七十首（以下朱）此外他本哥二首カキイレラレタリ、六六九　伊勢語、六九〇詞書　朱合点、無二御本一（朱脚注）、七〇九　伊勢語（諸本七〇八）、巻十五巻頭　恋五八十二首（以下朱）此外他本哥五首カキイレラレタリ、七四七　伊勢語、七八二　伊勢語、七八三　同、七八四　同、七八五　同、八〇七　伊勢語、巻十六巻頭　哀傷卅四首、八五〇　伊勢語、八五七　閑院女五宮、尚侍広井（傍注）、八六一　伊勢語、巻十七巻頭　雑上七十首、八六三　伊勢語、八六八　伊勢語、八七一　伊勢語、八九九　伊勢語、八九四　伊勢語、八九五　三人翁（傍注）、九〇〇　業平母、伊登内親王（傍注）、同　伊勢語、九〇一　同、九〇三作者　朱合点、御本ニトシユキトアルヲケ□テ或本ニコノナアリトカ、レタリ（朱脚注）、九一三　伊勢語、巻十八巻頭　雑下六十八首、九六九　伊勢語、九七〇　伊勢語、九七一　同、九七二　同、九七五　朱合点、此哥有二御本一（朱）、九八二　或人云、此哥三輪明神哥也、九八四　伊勢語、九九四　伊勢語、巻十九巻頭　短哥五首、長哥一首、施頭哥四首、此外誹諧哥五十八首、一〇〇一　廿四詞、一〇〇二　此集被撰之時古哥也、卅一詞、一〇〇三　同前、卅四詞、一〇〇五　十二詞、一〇〇六　十三詞、一〇〇七　或本旋頭哥トアリ、無二此本一、書写失歟（朱合点、以下朱）御本無也、一〇一一　誹諧哥五十八首、一〇四三作者「フカヤブ」有レ本（朱。朱合点）、無二御本一（朱、脚注）、一〇五六詞書「ダイシラズ」　無二御本一（朱、傍注）、巻二十巻頭　哥卅二首、一〇九〇伊勢語

右の如く、本書の注は極めて少ない。新院御本との校異（本文に朱校があり、主なものは一一頁以下の比較に掲出した）にかかわるものを除くと、「伊勢語」とする『伊勢物語』所載歌の指摘がその殆んどで、作者勘物は皆無に近い。

さて、本書は、異本歌が本行に記され、「有二他本一（墨）、無二御本一（朱）」の注記が施されていることから、清輔本の一種であり、しかも比較的初期の段階の一本であると推定出来る。また各巻巻首の異本歌の表示が「此外他本哥幾首カキイレラレタリ」と片仮名交りであるのもその徴証である。

また、巻二十末に存在する新院御本との校合を示す朱筆の奥書を諸本と比較すると次のようになる。

本書

号御本ハ新院御本也、朱筆件御本説也

寛親本

号御本ハ新院御本也、重校御本了、朱筆件御本説也、（後略）

宮本家本

号御本ハ新院御本也、（以下頭注）重校合御本畢、朱筆件御本説也、（後略）

尊経閣本、伏見宮旧蔵顕昭本、天理顕昭本[25]

号御本新院御本貫之自筆之流也、文字仕正本不遠云〻

これを見ると、尊経閣本以下の保元二年本、顕昭本は字句が全く同一であり、一方それ以前の三本はそれ等とは形式が異っており、ほぼ二群に分かれている。注目したいのは、寛親本の「重校御本了」、宮本家本の「重校合御本畢」の字句が、本書に欠けている点である。このことは、あるいは本書が寛親本以前の最初期の清輔本の面影を留めているのではないかとの期待をさせるものがある。

その点、既述の如く、本書の勘物が目立って少ないのも、最初期の伝本かとする推測には有利と思わせるものがある。

しかしながら、右の推測を支持する事実ばかりではない。

例えば、次に述べる寛親本には、異本歌の位置や和歌の排列に独自の箇所がある他、注（8）にいささか言及した一〇八三歌の独自の勘物等があり、殊に最後の点は後に詳述するが、通宗本から清輔本への移行の痕跡かとも思われ、注目すべき点であるが、本書は他の清輔本と同一形態を有しており、寛親本との類似を見ない。

従って、本書が最初期の伝本であり、清輔本が本書のような注記の極めて簡略な本から出発したとは一概に断定出来ず、本書は単なる注記の省略された伝本との考え方も存在しうる。

実は、奥書の中、朱書に続いて墨書されている「仮名序、句切事并声、哥、声、奥真名序等者以他本説書写了」の部分には問題がある。

この奥書によれば、仮名序の句切と声点、歌の声点、奥の真名序等は他本の説によったとある。仮名序については本書の欠巻部分で、確認できず、歌の声点もごく僅かで検討するに足りない。最後の真名序は、本来なかったものを他本により補った

のか、或いは訓点のみ写したのかが明らかでない。しかしながら、既述の如く、小野皇太后宮御本にも通宗本にも真名序はなく、新院御本にも存在しなかったと考えられるから、この奥書が清輔のものであるならば清輔は真名序を何処からか補入したことになる。

清輔本の真名序の有無は、仮名序巻頭にある「此集可レ用二真名序一歟、予有二聊所見一也」の注記の有無と関係があると考えられ、この注記のない永治二年本までは真名序がなく（宮本家本の真名序は奥書の後に白文で掲げられ、本文も以後の清輔本と異なり、本来のものとは認められない）、この注記を有する仁平四年本（曼殊院蔵本で代用、曼殊院蔵本が仁平四年本と緊密な関係が存することは後述する）に至って正式に真名序が加わったと推定される（以上は推定で、確実に真名序の存在が確認出来るのは、保元二年本である）。

右の如く、真名序は仁平四年本（もしくは保元二年本）の段階で加えられたと推定されるにかかわらず、初期の伝本かと思われる本書に存在しているのは不審である。本書の真名序に関する不審はそればかりではない。

清輔本の真名序は、本文、訓点、注とも二系統に分かれ、保元二年本（尊伏一）、と顕昭本（伏天）との間は上記三点ともかなり懸隔があり、二系統間には継承関係がほとんど見られない。

ところが本書の真名序は明らかに顕昭本系統であり、頭脚注は欠くが、訓点は酷似している。僅かに冒頭部半丁が残存するのみであるので、翻刻すると左の通りである。

古今和謌集序　　紀淑望

夫和レ歌者託二其根於心一地一発二其／華一於詞一林一者也人之在二世一不／能無レ為一思レ慮易二遷一哀一楽相レ変／感レ生二於志一詠形二於言一是一以逸／者其詞楽怨者其吟悲可二以／述二懐一可二以発二憤一動二天地一感／鬼神一化二人倫一和夫一婦莫宜□

（以下欠、四行目「感」に上声、五行目「吟」に濁平声の朱点あり）

伏見宮旧蔵本は複製があるので比較して頂きたいが、両者に著しい類似があることは一目瞭然であろう（天理顕昭本も同一）。

また、先に挙げた二系統間には訓点のみでなく、本文にも相違が認められるので、顕昭は真名序に関しては、清輔本（保元

二年本）に従わず、別の本文を用いたと思われる。

それでは、顕昭が本書のような系統の清輔本から真名序を採用したのであろうか、それとも逆に本書が顕昭本によって真名序を補ったのであろうか。

この点は顕昭本の成立とも関わるので、詳細は改めて論ずることとするが、当面の問題に限れば次のようになる。

顕昭本の真名序本文は保元二年清輔本と比較すると字句に異同が認められ、寧ろ定家本に近似している。更に、久曽神氏前掲書の基俊本本文の項によれば、ノートルダム清心女子大学蔵黒川本（顕昭本）の真名序は、基俊本と同一で、僅か一箇所の校異しか存在しない。このことから、顕昭本の真名序は保元二年清輔本の真名序を踏襲せず、基俊本の真名序に差し替えたのではないかとも思われる（改めて校合しているのは、確認のためか、もしくは別本を得たのであろう）。

また、顕昭『古今集序注』における真名序の訓点に顕昭本古今集の訓点と共通するものが多く見られることを考え合わせると、顕昭が依拠した真名序本文が基俊本か否かはさておき、顕昭本真名序の本文と訓点は（勿論注も）、顕昭の選択と解釈が大きく働いていると考えるのが妥当であろう。従って本書の真名序は、本書が顕昭本系統の伝本と接触した際に補われた可能性が強いと考える。すると、奥書の中、後半の墨書の部分は清輔のものではなく、後人のものということになる。

このように考えれば、本書に真名序が補記されていることと、本書が初期の清輔本であることとを、矛盾なく説明することができる。

勿論、逆の見解も全く可能性がないわけではなく、顕昭が複数の清輔本を用いて顕昭本を作成したのはほぼ確実であるから（この点は顕昭本の項で述べる）、本書のような清輔本から訓点を含めて真名序本文を採用し、それに独自の勘物を付したと考えられなくもない。しかし、清輔本の最初期の伝本かと疑われる本書に、例え他本からの追補にもせよ、詳細な訓点を付した真名序が備わっていたとするのは以後の清輔本の流れから考えると、やはり不自然の観を免れない。（本書の声点に検討を加えられた秋永一枝氏は、「（本書の）声点は朱星点で分明・正確である。濁点は双点を差す。（中略）伏見宮家本の差声とよく似ているが必ずしも一致はしない。」〈古今和歌集声点本の研究研究篇下、四六二頁、平3刊〉と、述べられている。やはり何らかの形での顕昭本系の関与を想定すべきであろうか。）

以上、本書の性格について述べてきたが、本書が幾つかの徴証から、清輔本の初期の伝本であることは否定出来ないと考える。

本来、伝本の系統を考えるには、校合によって容易に変化しうる奥書や和歌の有無、排列や勘物の多少等より、本文そのものを比較すべきであると考えるが、既に述べたように、清輔本古今集は、右に挙げた外形においては比較的明瞭な変化を見せるものの、本文そのものに一定の法則が見出しにくい傾向がある。従って、本文の比較検討によって、本書が最初期の清輔本であることを示す徴証を得ることは難しい。

しかしながら、先に掲げた新院御本との朱校箇所の一覧を見ても、本書と寛親本（そして時には宮本家本）が一群となる例が折々見受けられ、類似とは言い難くとも、何らかの関係を伺わせる程度の一致は見てとれよう。

ここで、朱校を除いた本書の独自異文もしくは特徴的本文を掲げることとする。いささか煩雑であるので注(26)に一括した。

これを見ると、朱校の場合以上に、本書と寛親本との親しさが見てとれ、清輔本の中で二本が目立って近い関係にあることは認めうるのではなかろうか。

更にもう一点注目すべきは、寛親本の墨異本校合が本書と一致する例が多いことである（逆に本書の異本校合が寛親本に一致する例も認められるが、それらは、本書が特異な本文を有する箇所に多く、傍書は穏当な本文である場合が殆んどであるので、寛親本に一致しているというより、一般の清輔本に一致しているというべきである）。この寛親本の校異に現われる本文はかなり特異なものが多いので、それが、完全にではなくとも、しばしば一致するのは、寛親本の校異本文は本書とかなり近しい本文を有する伝本によっていると考えうる。

一方、本行同士でも、しばしば一致する場合があることは先に述べた通りである。清輔本の本文の揺れは一般に不規則であり、本文のみによる系統づけは容易でない状況の中で、この程度の類似が確認されるのは、系統的に近しい証左と思われ、本書を最初期の清輔本と推定することを否定するものではないと考えるものである。

静嘉堂文庫蔵本（一〇四―三五―一八五一六）

存巻十一―二十

天保二年榎本寛親摹写　一冊

袋綴。薄茶色地桐花文様布目表紙（三一・六×二二・八糎）、左肩子持枠題簽「片仮字古今集清輔朝臣真蹟影写本　完」。この表紙、題簽はともに静嘉堂文庫調製のものである。料紙、薄葉（全丁裏打）。影写の後、裏打を施したものである。墨付、六九丁（内一丁寛親奥書）。遊紙なし。各丁に原本の紙高を墨にて印しており、それによれば、原本の縦、約二八・九糎、但し、上下やや窮屈で截断されているかと思われる。字面高さ、約一七・三糎（頭脚注を除く）。毎半葉十五―七行書不等（内題、作者は二行どり）。和歌二行書。片仮名交り。内題、「古今和哥集巻□恋哥一八十三首／此外他本□／カキ□（朱）」、以下「古今和歌集巻第十二　恋哥二六十四首」「古今和歌集巻第十三　恋哥三六十一首此外他哥本二首カキ／入ラレタリ（朱）」「古今和歌集巻第十四　恋哥四七十首此外他本哥二首カキイレ／ラレタリ（朱）」「古今和歌集巻第十五　恋哥五八十二首／此外他本哥〔五〕首被書入（朱）」「古今和哥集巻第十六　哀傷哥□十四首」「古今和哥集巻第十七　雑哥上七十首」「古今和歌集巻第十八　雑哥下六十八首」「古今和歌集巻第十九　長哥　短哥合六十七首」「古今和歌集巻第廿　大哥所御哥卅二首」。

既述の如く、内題と部立名が一行に書かれるのは清輔本の特徴であるが、各巻の歌数を部立の下に書くのは清輔本中、本書のみである。

また巻十九の部立名を「長哥　短哥」とするのは極めて珍しく、他に例を見ない。

本書は『新撰和歌集』入集歌を示す墨合点が歌頭に付される他、新院御本との校合を示す朱校が随所に見られ、異本歌に付す「無二御本一」も他の諸本と同じく朱書されている。また長歌には朱の句点が付される。その他前項でとり上げた墨による校異が単に傍書、もしくは「イ」として付されている。

本書は巻十一以下を存するが、巻末に真名序はなく、巻二十末の頭注に「著作者、男八十六人、僧十人、女廿六人、百廿八人、合点哥新撰集也」とある。次いで奥書に、

以二故若州自筆本一書写也、表紙文彼／人所レ被レ書也、又所二考入一之歌等以同前、／此中延喜御本之説、号二讃岐入道本一／是也、但於二上下考物等一者管見之所レ及／自以記二付之一（以上墨）

号二御本一ハ新院御本也、重校二御本一了、朱筆件御本／説也、序注御本二有レ□（疏カ）、御本様転転間自有二僻事一歟」（67オ）

件御本ハ以二貫之妹自筆本一書古今也、〔正本在二冷泉／院左府一、閑院春宮大夫伝也

陽明門院御本説間々注二付之一、大略不レ違二此本一

件本ハ貫之自筆延喜御本伝有ニ陽明院(ママ)ニ、後／給ニ顕綱入道ニ、転々於ニ公信朝臣許ニ焼失了、通宗称ニ／讃岐入道本ニ此本也、件本説以ニ墨筆ニ消レ本文字ノ中ヲ／イトセリ在ニ合点ニ、通宗本以ニ小野皇后宮(ママ)御本ニ書写、文字仕／等貫之本ニ一字不レ違云々、写ニ此事ニ又以／同前」（67ウ）（以上朱）

とあり、68オは紙背文書が表に表われているのをそのまま写し、その裏は、注（8）に言及した一〇八三注の一部が半丁に亘って書かれている（この箇所は問題が多い。後述）。

次の69オはまず、筆者を「藤原清輔朝臣」とし、琴山の印を捺した極札が模写され、その下に「了佐極札」と注する。次いで余白を置き、次のような榎本寛親の識語がある。

右片仮字古今和哥集下の巻は藤原／清輔朝臣の真跡にして洛の鴨の季鷹／翁の珍蔵也、仮借し給ひて臣寛親をして／摹写せしめ給ふ、天保二年卯の／仲秋功畢ぬ、古代の杉原やうの帋の／反古の裏に書たる也、所々片帋にて／故紙の文字顕れたる所はその反古の／文字のまゝを摹し表へ透たる所は消墨」（69オ）もて其さまを摹したればいさゝかも／真に違ふ事なし、巻中普通の本に／異同多し、実に千歳の珍宝といふ／べきものなり、上巻かけて存せず、／惜いかな

榎本寛親」（69ウ）

榎本寛親についてはかつて述べたことがあり、再説しないが、[27] 右の識語中、留意すべき点がある。それは本書の原本（賀茂家蔵本）の体裁に関してである。寛親は本書の原本について、「古代の杉原やうの帋の反古の裏に書」かれており、「所々片帋にて故紙の文字顕れたる所」と「表へ透たる所」があり、それもそのまま写したと述べている。本書より原本の体裁を推測すると、裏の反古の写しを見る限り、原本は消息の反古を反して書写しており、従って料紙は斐紙のようなものでなく、杉原紙ようの紙なのであろう。

また、現在装訂は袋綴となっていると思われるが、寛親称するところの「片帋」、つまり、袋にならず、一枚の表裏のみで綴じられ、裏の消息が見えている（料紙が半ペラの）箇所が、先に述べた奥書部分も含めて四箇所存在している。いささか奇妙なこの現象は何を意味しているのであろうか。

以下は全くの推測であるが、本書の原本は本来巻子本であったのではなかろうか。なぜならば、寛親本で見る限り、本文、注ともに余りに袋綴の折目近くまで書写されており、しばしば、折目にかからんばかりの甚だ窮屈な書き方がなされているから

である（頭注の中には折目上に書かれたものもある）。仮に、この推定が正しいとするならば、先程の「片帋」の箇所は、何らかの都合で、反古の料紙が半分の長さになったものを用いたためではないかと思われるのである。巻子本であれば、料紙の長短はさして問題とならないが、袋綴に改装するとなると、短い料紙は措置に困り、結局袋とせずに綴じたのが、現状なのではあるまいか。

なお、本書の原本の書写年代であるが、清輔筆という極めは当然のことながら俄かに信じ難い。しかしながら、模写の字体を見る限りでは相当の古写本であることは確かである。(28)

さて、本書の本文であるが、巻十一以下を存する中、脱落、綴じ誤り等がある。排列の異同も含めて一括して示すこととする。

五三ノ次、異本歌6あり。「在二他本一（墨）、無二御本一（朱）」と脚注（伏天は五三ノ次を指示）。

五四ノ次、異本歌9あり。「或本有二此哥一（墨）、無二御本一（朱）」と脚注（六宮尊伏一は六七ノ次にあり、伏天黒は六八ノ次を指示、零欠丁）。

六三七、六三〇、六三八の排列となる（他に例なし）。

六三六ノ次、異本歌7あり。「無二御本一（朱）」と脚注（諸本と同じ）。

六四四以下改装の際の綴じ誤りと思われる混乱がある。左記の如くである。

（17オ）六四四歌～六四七歌
（17ウ）文書断片
（18オ）六五四詞書～六五八歌
（18ウ）六四八歌～六五三歌
（19オ）六五九作者～六六四作者
（19ウ）文書断片
（20オ）六六四歌～六六九作者

この中、17 19の二丁は原本では袋でなく半ペラなのであろう。また18はオとウが続いておらず、誤って貼り継いでしまったのであろうか。従って、本来17オの裏は18ウ、18オの裏は19オであったことになる。

（21オ）六七五歌～六七六歌、以下余白
（21ウ）文書断片

ここも半ペラであろう。

七三九ノ次、異本歌10あり。「在二他本一（墨）」と脚注（諸本と

同じ）。

七五一ノ次、異本歌11あり（諸本と同じ）。

異本歌11ノ次、異本歌12あり。「或本有二此哥一（墨）、両首御本無（朱）」と脚注（諸本と同じ）。

七五七ノ次、異本歌13あり。「在二或本一（墨）、無二御本一（朱）」と脚注（諸本と同じ）。

七五八ノ次、異本歌14あり。「在二或本一（墨）」、と脚注（本書この歌を重複書写、六零宮尊伏一黒は七五八ノ次、伏天は七五九ノ次を指示）。

この箇所、本書は一見異本歌14を二度重複書写したかに見えるが、既述の如く（異本歌一覧表の注②、三三頁参照）、二首目は注に掲げられた万葉集歌が本行化したものである。

七六二ノ次、異本歌15あり。「在二或本一（墨）、無二御本一（朱）」と脚注（諸本と同じ）。

七六七書落し、上欄に書き、補入。

八六八詞書途中「カノ亭ノホトリヲマカリケル」で丁が終り、以下一丁分欠けており、次丁は八五四詞書冒頭「コレタカ親王ノチ、ノ侍リケムトキ云〻」で始まる。

一〇六三歌で丁が終り、一丁（実際は半丁分）欠け、次丁は巻二十内題、一〇六九より始まる。

右における異本歌は全て本行であり、他の歌と同じく片仮名書きである。

さて、脱落や綴じ誤りを除くと、本書においては異本歌9の位置が目立って特異である。清輔本以外の諸本では、基俊本と永暦二年俊成本（但し、見せ消ち）が六八ノ次にあり、何れにしても「ミチシラバツミニモユカムスミヨシノキシニオフテフコヒワスレグサ」の内容からも、恋哥二より恋哥四の方がふさわしく、本書独自の物理的誤りである可能性が高い。

その他、六三〇が六二七の次に排列されているのも例がなく、何故こうなっているのか理解に苦しむ点である。

本書は、早く福井久蔵氏『大日本歌書綜覧』（大15刊、上巻七〇七頁）に紹介されているが、清輔本古今集としての性格を明らかにされたのは西下経一氏で、「古今集伝本の系統論」（「国語と国文学」昭4・1）、更に『古今集の伝本の研究』（昭29刊）で検討を加えられた。西下氏はそこで本書の奥書を引用された後、

この奥書は本文と追記（朱）とから成ってゐるが、文面は全く永治二年本のそれと同じといつてよい。従つてこの片仮

名本は永治二年本と前後してゐると考へられるが、この片仮名本は反古の裏に片仮名で記してゐる点、真名序もなく、作者目録もない点からして、永治二年本よりは以前のもので、或は永治二年本の草稿であるかもしれない。（前掲書二三九頁）

と述べられた。

恐らくこれが、本書を清輔本の初期段階の伝本と規定した最初のものではないかと思われ、久曽神氏も前掲書において、「この識語（本書前掲奥書、稿者注）は、年時は明記してないが、次に述べる永治二年本のと全く一致してをり、欄外注記を比較するに、その前稿本と知られる。」（八〇頁）とそれに従われている。私見も全くそれに同じで異論はないが、なお検討、確認することとする。

まず本書の形態は一見して永治二年本（宮本家本）に類似している。

巻末の形態は、宮本家本と基本的に一致しており、巻二十末に真名序がなく（宮本家本は奥書の後に付載するが、訓点も注もなく、清輔の所為ではあるまい）、著作者数を記した簡単な作者目録があり、[29]それに続いて奥書が記されている。

本書奥書の中、墨で書かれた前半部分は、宮本家本も墨書でほぼ同文であり、宮本家本が最後に「永治二年中呂上旬書レ之」と年記を記す点のみ異なっている。それに続く朱書部分もほぼ同文で、宮本家本は本書と異なり、朱書頭注の形をとるが、何故か「陽明門院御」まで書きさし、以下が欠けている。宮本家本には、永治二年（一一四二）の奥書に続いて、平治元年（一一五九）七月の清輔の追記、建仁元年（一二〇一）三月の源家長の奥書があるが、これらは、宮本家本の項で述べることとし、ここでは触れない。

この奥書に関しては先学の詳細な研究があるので、逐一論ずることは省略し、要点のみ述べることとする。

まず、前半の墨筆部分で、通宗の所為という「所二考入一之歌等」が何を指すかが問題となる。前に述べたように保元二年本では、これに当る箇所が「以二片仮名一書入歌等」となっている（仁平四年本奥書には対応する字句がない）。これを、出典や類歌の指摘とするか、異本歌とするかが、清輔本理解に大きくかかわるところであり、やはり異本歌と解釈すべきであろうとは先に述べた所である。

清輔本における異本歌の形態は、最初、注は付すも他の歌と

同じく本行にあり、次第に小字書入れ、片仮名書き等見た目の区別がつきやすいように改められ、ついには頭書になるという順序を辿ったものと思われる。従って、本書は、奥書の文言、異本歌の扱い、ともに宮本家本に一致しており、形式的に早い時期の清輔本と考えられる。

奥書の解釈に戻り、後半の朱筆部分であるが、まず、新院御本の項で「序注御本ニ有レ□（疏カ）」とは、仮名序の古注であり、清輔本の仮名序古注が新院御本によって加えられたことを示すものである。なお、「冷泉院左府」は花園左府と同じく源有仁、「閑院春宮大夫」は藤原公実である。保元二年本奥書には「閑院贈太政大臣本」という字句があり、この「閑院贈太政大臣」は実季で公実の父であり、本の伝来経路は同じである。

陽明門院御本の項は、宮本家本は欠文のため、本書のみであるが、「件本説以ニ墨筆一消レ本文字ノ中ヲイトセリ、在ニ合点一」が難解で何を意味するか諸説あるが明らかでない。（「イトセリ」は「ヒトセリ」で見せ消ち符号とする説もある。）

以上、奥書の解釈に不明な点が存するが本書と永治二年本の類似は疑えない。

次に頭脚の注記を比較すると、永治二年本に類似していることは明らかである。また、本書が単に永治二年本に類似しているのみでなく、その前稿本であろうとする根拠もここに存する。つまり、注記が永治二年本に最も近く、しかもそれより少ないことから、その前段階の伝本であろうと考える訳である。

なお、西下氏は本書について「反古の裏に片仮名で記してある点」他をあげ、「或は永治二年本の草稿であるかもしれない。」と述べられているが、本書が永治二年本の前段階であることは、以下の検討からも可能性が高いが、「草稿」という点は強調しない方が無難と思われる。なぜなら、本書（の原本）では本来注であった異本歌14の類歌を本行に書き入れるような誤りを犯しており、書写年代の古さを認めるとしても、清輔自筆とは考えられず、転写本である。従って反古裏に書かれていることと本書本文の性格とは直接関係がないと考えるべきであり、更に、消息反古が表へ現われていること（半ペラの箇所）も、先に述べたように、改装の際の何らかの事情によるもので、本書そのものが草稿的に書かれているとは認められないからである。

さて、注記の比較を試みるが、逐一比較するのは余りに煩雑であるので、要点のみを述べることとする。

まず、作者勘物は、幾度か様式が変わっており、比較するに

都合が良い。

六九作者「ミハルノアリスケ」の注

本書

目云、御春有輔、于ㇾ時左衛門権少□後尉使、延喜十□転也

宮（永治二年本）

目云、御春有輔、于ㇾ時左衛門権少志、使後尉、延喜十二転也

毘沙門堂古今集註（仁平四年本カ）[30]

御春有輔、于ㇾ時右衛門権小烝、延木十二年転ㇾ尉、歌二首

尊（保元二年本）

二首、目云、御春有輔、于ㇾ時左衛門権少志、使後尉、延木十二年転ㇾ之

伏（顕昭本）

なし

六八作者「藤原クニツネノ朝臣」の注

本書

目云、国経、正三位大納言、長良□長子、母従□難波渕子

宮

目云、国経、正三大納言、長良卿長子、母従五下難波渕子、延喜八年薨、七十九

毘

国経ハ正二位大納言、長良卿子也、母ハ従五下難波淵子也、延木八年薨、年七十九、歌一首

尊

一首、目云、国経、正三大納言、長良卿長子、母従五下難波渕子、延木八〻薨、七十九

伏

正三位大納言、中納言長良男、母従五位下難波渕子

六七作者「小野ハルカゼ」の注

本書

目云、春風、正五下右少将、父母不ㇾ審、仁昌泰人、二首

宮

目六云、春風、正五下右少将、父母不ㇾ審、仁寿昌泰人、二首

毘

小野春風ハ正五下右少将、仁寿昌泰人、歌二首

尊

二首、目云、春風、正五下右少将、父母不ㇾ審、仁寿昌泰人

伏

左近中将

六五作者「橘キヨキ」の注

本書

目云、清樹、従五下阿波守、頭中将長谷麿孫、遠江守数雄二男、母従五下浜雄女

宮

目云、清樹、従五下阿波守、頭中将長谷麻呂孫、遠江守枝雄二男、母従五下藤浜雄(ママ)、昌泰二丶卒

毘

清樹、従五下阿波守、頭中将長谷麿孫、遠江守教雄二男、母従五下藤原浜雄女、昌泰二年卒、歌一首

尊

一首、目云、清樹、従五下阿波守、頭中将長谷麿孫、遠江守数雄二男、母従五下藤浜雄女、昌泰二〻卒

伏

従五位下阿波守、頭中将(ママ)、昌泰三(ママ)ケ年

六〇作者「藤原タヽユキ」の注

本書

目云、忠行、于丶時従五位下遠江守、延喜六年任二若狭守一、前近江守有貞男

宮

目云、忠行、于丶時従五下遠江守、延喜六一任二若狭守一、前近江守有貞男

毘

忠行、于丶時従五下遠江守、延喜五(ママ)年任二若狭守一、前近江守有貞男、歌一首

尊

一首、目云、忠行、于丶時従五下遠江守、延木六年任二若狭守一、前近江守有貞男

伏

于丶時従五位下遠江守、延喜六年任二若狭守一、前近江守有貞男

右に幾つか例を挙げたが、基本的に、本書、永治二年本、毘沙門堂本注（仁平四年本）、保元二年本の順に記事が増え、顕昭本に至るとそれがまた減少することが見てとれる（ここでは本書の勘物を検討するため、下冊部分に限っているが、上冊部分でも同じである）。

顕昭本については、保元二年清輔奥書本を底本として、増補訂正を加えたものとされており、勘物においても全体としてその傾向を有するが、作者注記のように、寧ろ清輔本より簡略に

なっている場合もあり、必ずしも顕昭本が情報量が最大というわけではない。

右の作者注で諸本の違いを見分ける目安は、入集歌数の書き方である。本書と永治二年本では、入集歌数は作者注の末尾に記されるが、全ての歌人に記入されているわけではない。次に毘沙門堂古今集註による限り、仁平四年本は全歌人に入集歌数を記していたかと思われ、歌数は末尾の場合と冒頭の場合と両方があり、一定していないかの如くである（例示では全て末尾にあるが、他に冒頭に掲げる場合が少なからずある）。また、保元二年本は、全歌人に入集歌数を記し、冒頭に記入する。

仁平四年本と保元二年本において入集歌数が全て記入されるようになるのは、巻末の作者目録が次第に完備し、各歌人の入集歌数が一覧されるようになったことと軌を一にしているように思われる。

一方、顕昭本に至ると何故か入集歌数は省略される。また記事も省略されることがある。しかし、一方的に省略されるばかりではなく国経の注で、長良の官職「中納言」が補われるように、補訂も加えられている。

なお、顕昭本の作者についての記述が簡略であることから本書の如く記述の少ない本によっているのではないかという考えも存在するが、後述する如く、他の事項は明らかに保元二年本によっており、本書と顕昭本との直接のかかわりは認められない。

本書の注記で作者勘物以外に注目すべき点として、『伊勢物語』『大和物語』に見える歌の注記があげられる。他の諸本とさして異ならない箇所もあるが、他の諸本が（永治二年本も）『伊勢物語』や『大和物語』の長文の引用を行った場合、全く注記しなかったり、書名のみ記し、引用しないことが多い（五〇一、六三三、六三三、六四四、六八九、七〇八、七八四、八四七、八六一、八六三、八六八、八七一、八七八、八八四、九六五、九七〇、九八四、九九四、九九五、一〇九〇）。上記の中、六八九、八四七、八六一、八八四、九七〇、九八四の六箇所は永治二年本にも引用がなく、その点本書と同じくする。概して言って本書の注記は原文の引用に消極的であるが、省略したという印象はなく、永治二年本の前稿本とする従来の見解に矛盾するものはない。

但し、本書の勘物で独自のものもごく僅かであるが、存在する。左記の如くである。

六三三「ミルメナキ」の歌　伊勢物語ニハ此哥ハサキノ哥ノ返事ト見タリ（宮ハ六三三「あきゞりに」ノ歌ニ「伊勢語云、昔ヲトコ

アリケリ、アハレトモイハザリケル女ノサスガナリケルガモトニイヒヤリケル　秋ギリニサ、ワケシアサノ　イロゴノミナル女返　ミルメナキ我身ヲウラムト云ヘ、然者此哥返哥歟、返字無、如何」ト注ス、諸本同）

六四〇作者寵　大納言定孫、従四位上大和守源精女也、精、寛平七年任二大和守一、三首（諸本初出三六ニ注ス、字句ハ宮ガ最モ類似）

七四七「ツキヤアラヌ」の歌　件人二条后也、五条后メイナレバヲバノモトニオハシケルナリ、而清和東宮ト申ケルトキニメシテケレバカクイヘルナリ、見二世継一、不レ見レ本、荒涼記レ之、定僻事歟　此注、本ニ留タルヤウニミユ（伏天ノミアリ、但、「此注」以下ナシ、宮ハ「件人二条后也」トノミアリ）

一〇六作者キノメノト　陽成院御乳母（諸本初出ノ四五ニ注ス、ソコデハ宮ハ「陽成院御乳母、二首、元慶元―叙二従五下一」トス、諸本ホボ同ジ）

以上の注はいずれも些細なもので、本書の性格を伺うに足るものはないが、七四七の注は少々注目に値する。というのは、末尾に「此注、本ニ留タルヤウニミユ」とあり、他の清輔本では、宮本家本に「件人二条后也」のみがあって、保元二年本にはなく、顕昭本で復活するという経路を辿るからである。経緯は判然としないながら、初期の清輔本に抹消の指示があり、以後は抹消され、顕昭本で復活したのであろうか。(31)

しかしながら、本書の性格の解明に役立つのではないかと思えるものの、結局解を得られないのが、注（8）に一部言及した一〇八三「ミマサカヤ」の歌に加えられた本書独自の注である。本文及び注は左の如くになっている。

ミマサカヤクメノサラヤマサラ〳〵ニ
ワガナハタテジョロヅヨマデニ
コレハ貞観御時ミヅノヲノオホムベノミノ、クニノウタベウノミマサカノ哥

まず、これに頭注して、

貞観吉備国風俗、和同六年四月割二備前国六郡一、始称二美作国一云々、受（領）補任見レ之、称二三乃国一、不審

とする。この注は諸本にも存するが、「称二三乃国一、不審」は本書のみである。

次に脚注する。以下は何れも本書のみである。

此詞今本ニ相違セリ、改可レ消レ之、哥心大叶、仍不レ消レ之

ところが、これに関連する注が、奥書の後に半丁に亘って書き入れられている。巻二十巻末から奥書にかけては、書写面が連続しており、他の文が介在する余地がなく、67ウで奥書が終わった後、68オは文書、68ウが今問題とする注であるから、68丁は半ペラの筈である。すると、これは一体どこに書かれていたのであろうか、大いに不審である。

この注は第一行が破損してほとんど読み得ないが、最初の二行は「ミマサカヤ」歌の注ではないように思われ、或いは前に半葉分の別の注があったのかもしれない。とにかくそれを左に掲げる。

哥?□□□□仍若此哥ハ被ニ／書落一歟?之由存之故不レ消レ之、又ミマサ／カヤクメノサラ山サラ〳〵ニワガナハ／タテジョロヅヨマデニ、此哥ヲ両本／ニハコレハ貞観御時ベウノミマサカ／ノ哥トカケリ、而今本ニハコレハ／ミヅノヲノオホムベノミノ、クニノ哥ノトカケリ、此詞ソバニカキイレナガラ／猶両本ノコトバヲ不レ消、其故ハ／哥ノ心ミノ、クニト(ズカ)ミエヌ、仍此両事／ハ今本所レ令ニ相違一也

脚注と末尾半丁の注には関連があり、おそらく同一人によって付されたものであろうことは「今本」と言った用語からも容易に見当がつく。

まず、脚注の意味であるが、「ミマサカヤ」の歌の左注は、従来用いてきた本では、本書の本行となっている「コレハ貞観御時ベウノミマサカノ哥」であったが、「今本」では傍書で書き入れた方の「ミヅノヲノオホムベノミノ、クニノウタ」で相違しているので、本来なら今本に従って「コレハ貞観御時云々」は抹消して「ミヅノヲノ云々」に改めるべきであるが、従来の注の方が和歌本文に叶っているので、今本の字句に改めずそのままとし、今本の左注を小字傍書に書き入れるに止めたと言うのであろう。

次いでこれと関連ある巻末の注に移ると、そこでは「今本」に対し、「両本」という語が用いられており、「両本」には「コレハ貞観御時云々」とあり、「今本」には「コレハミヅノヲノ云々」とあったと述べ、脚注と同じく、通常なら「今本」に従うのだが、歌によれば「両本」の方がよいので、「両本」を本行に残し、「今本」を「ソバニカキイレ」たと述べている。そして、末尾に「仍此両事ハ今本ニ所レ令ニ相違一也」とある。こ

れによって、この注の冒頭一行が破損していると覚しく読みえないこと、原本ではこの注の書かれている料紙が半ペラと思われること、更にこの注の冒頭に「哥□□□□□仍若此哥ハ被二書落一歟之由存之故不レ消レ之、又ミマサカヤクメノサラヤマ云々」とあること、以上を考え合わせると次のようになろう。

この注を書き入れた人物は、「両本」と「今本」と少なくとも三本の古今集を見ており、書写するに当っては「今本」を重視し、ほぼ全面的にそれに従って本文を作成した。しかし、某歌（どの歌か不明）が存しないことと、「ミマサカヤ」歌の左注が「ミヅノヲノオホムベノミノ、クニノウタ」とある「両事」については「今本」に従わず、某歌は「今本」の書き落しかと疑って抹消せず、そのままそこに置き、「ミマサカヤ」歌の左注は、「両本」に従い「コレハ貞観御時云々」を本行に残し、「今本」の「ミヅノヲノ云々」は傍書として書き入れることとした。つまりこの「両事」は「今本」に従わなかった。

こう解釈すると、この注は先に疑ったようにやはり前半部分が欠けており、そこでは某歌についての存否の問題が論じられていたことが判明する。しかし、某歌がどの歌であるかは、本書の存在する巻十一以下を検討しても明らかにならず、或いは巻十までに該当箇所が存するのかもしれない。（異本歌をさすという考えは、異本歌が十五首もあることを考えれば、「被二書落一歟之由」などと言う筈はないので到底認められない。）

さて、注の解釈は以上の通りであるが、一体これは誰の手になる注なのであろうか。

まず、他の清輔本にはこの注はなく、左注はこの注が「今本」と称している「ミヅノヲノ云々」の形である。また、本書が清輔本の初期段階の伝本という要素が強いことを考えれば、他の清輔本のような形から、本書のような形への移行は考え難く、本書のような形から他の清輔本の形へと整理されたと考えるのが順当であろう。脚注と巻末の注はそれに伴って削除されたのであろう。（但し、他の清輔本の形では、歌では美作、左注は美濃、という矛盾はそのまま無視されることになる。更に、巻末の注の失なわれた前半部にあったと思われる某歌の存否の問題は一緒に削除されたことになるが今は問わないこととする。）

何れにしろ、この注は清輔より後人の注とは考え難い。[32]

すると、この注は通宗、清輔の何れかということになるが、何れであるかは容易に決し難い。通宗であれば、小野皇太后宮

御本に「美乃」とあったが、あまりにも不自然なので従来用いていた「両本」に「美作」とあるのを本行に残したということになり、それを更に清輔が、本書の段階では通宗本の形態と注を忠実に写したが、結局は小野皇太后宮御本によるという立場から、書入れを本行とし、通宗の注を削除したことになる。

一方、清輔であれば、通宗本に「美乃」とあるのを不自然に思い、六条家伝来の家本等の形を残し、注を付したが、後に、やはり小野皇太后宮御本（通宗本）尊重の立場から、一切削除したということになろう。

以上の両説甲乙つけ難く、この箇所は通宗本並びに清輔本の性格を解明する鍵の一つと思われるものの、十分解決出来ないのは残念である。(33) しかしながら、この点は、本書が清輔本古今集中、ごく初期段階の面影を止める一例かと思われる。

さて、以上は異本歌、排列、勘物等形式的な面から本書の性格を探ったものであるが、本書の本文はどのような性質を有しているのであろうか。

まず、既述の新院御本との朱校部分で本書がいかなる本文を有するかを検討する（一一頁以下、及び二七頁以下参照）。

その結果明らかになるのは、新院御本（雅経本）と清輔本の本文が相違し、清輔本の多くに朱校が施されている箇所の多くで、本書は本文が雅経本に一致し、何ら朱校が施されていないということである。ことに二七頁以下に示した清輔本相互の間で新院御本本文を示す朱校に矛盾が生じている箇所の一覧では、本書は本行のまま雅経本に一致するという＊印の下に現われる頻度が目立って多い。

つまり、本書は清輔本中では雅経本と共通本文を有する場合が、偶然とするには目立ち過ぎるということである。

この事実は既に西下氏が指摘されており、次のように述べられている（宮本家本の活字翻刻本の解題において竹鼻績氏も同様の指摘をされている）。

次にこの静嘉堂の片仮名本を、前田家の保元二年本と比較すると、多数の相違があつて、その中には静嘉堂本が元永本や雅経本と一致するものがある。左にその例をあげてみよう。

（例示省略）

右の内で、静嘉堂本が雅経本と一致するのは何故であらうか。思ふに、清輔が新院御本と校合した時、相違の箇所は朱筆片仮名で傍記すべきであるのを、故意か過失かわからない

が、新院御本の本文に本文を変へてしまつた結果ではあるまいか。静嘉堂本が元永本と一致するのは、元永本の影響ではなく、清輔の所持してゐた普通本が、たまたま元永本と同じやうな本文をもつてゐて、その普通本の影響がいつしか現はれてきたのであらう。とにかく静嘉堂本は、もし前田家本を正しいものとすれば、清輔本として純粋ではないといへる。

（前掲書二四〇―一頁）

右の西下氏の見解には傾聴すべき点があり。本書と雅経本との関係について、本来朱校で示されるべき異文が本行化したのではないか、また元永本との関係については、直接の関係はなく、当時の流布本本文の混入かとされている。

しかし、西下氏当時より数多くの清輔本の存在が明らかになった今日では、清輔本の本文は保元二年本とその系統上にある顕昭本については比較的まとまった一群をなすが（それとても、最も近い関係にある二本の顕昭本間においてさえ、見方によっては数多くの異同がある）、それ以外は一本一系統で、勘物については、一定の経路を想定させるものの、本文に関しては漠然と清輔本の枠を感じさせるのみで、法則らしきものを見出すことが困難なことが明らかとなり、一概に「清輔本として純粋ではない」とは言い切れないのが実情である。

本書は、一〇八三歌の勘物のように、初期段階の清輔本の本文を比較的忠実に止めているかの如くに思える他、本書より更に初期の伝本かと疑われる天理図書館零本とある種類似の本文を若干有する他、墨校合本文が該本とかなり特徴的に一致する等、細部の本文に至ると解明し難い点が多い。以下に天理零本の項に掲出しなかった本書の異文を注とすることとする。[34]

(イ)、永治二年本

永治二年本は早くから知られている宮本家蔵本（戦前は尊経閣蔵）が唯一の伝本であり、清輔の奥書の後に源家長の奥書があることから、家長本とも呼称されている。また、寂恵本引用の「清本」がこの系統本であることも既に指摘されている。[35]

宮本家蔵本　二帖

〔鎌倉〕写・伝二条為氏筆

原本未見。本書は、尊経閣文庫蔵伝清輔筆本の複製本（昭3刊）の解説中に「一、永治二年の転写本　前田侯爵家蔵。伝藤原為氏筆。」として紹介された後、西下氏前掲論文によって検討

が加えられ、後、同氏著書で更に詳細に論じられている。その後、山岸徳平氏「家長本古今和歌集」（「実践女子大学紀要」3昭30・2）、「家長本清輔古今和歌集」（同5、6昭32・9、34・12）に解題と翻刻、尊経閣本並びに穂久邇文庫本との校異が掲載されたが、惜しくも仮名序、巻一―十を終えたのみで中絶した。また、久曽神氏著書でも論じられているが、その後、日本古典文学会より複製本（山岸氏解題、昭48刊）及び翻刻本（竹鼻績氏解題、昭49刊）が相ついで刊行され容易に利用出来るようになった。[36] 以下の書誌は、先学の記述によることとする。最も詳細な竹鼻氏の解題によれば左の如くである。

もと前田家尊経閣文庫に襲蔵され、戦後、宮本長則氏の愛蔵するところとなり、昭和二十九年三月重要文化財に指定された。縦二四八粍、横一五三粍の列帖装二帖で、表紙は金銀泥で雲霞の文様を描き切箔を散らした鳥の子の紙表紙である。外題は題簽がなく、中央に「古今和謌集上（下）」と打付け書きに記されていたが、現状は磨消してほとんど読みとれない。本文料紙は鳥の子で、上帖は墨付一二二葉、遊紙一六葉（前なし、後一六丁、稿者注）、下帖は墨付一三五葉、遊紙三葉（前なし、後三丁、稿者注）である。（中略）その筆者は未詳で、初代了佐の極めと了祐の極めは、いずれも為氏（弘安九年九月没、六十五歳）とあるが為氏の真蹟かどうか疑わしい。しかし鎌倉中期を下らないころの書写である。（下冊二七六、二七八頁）

右文中、了佐、了祐の極めは複製本解題中に写真があり、それぞれ、「為氏卿御筆古今集上下（琴山印）」「二条家為氏卿古今和哥集全部二冊（琴山印）」となっている。

また本書の筆蹟と書写年代について、久曽神氏は「筆者は、藤原為氏（弘安九年九月一四日歿六五歳）と伝称せられてゐるが、その真蹟たる和歌懐紙（安藤氏蔵）、書状（穂久邇文庫蔵）などと対比するに、同筆とは考へられない。他に拠るべき識語もなく、書写時代も明確にはしがたいが、料紙、筆致などより見るも、鎌倉中期頃のものと推測せられる。」（前掲書研究編八四頁）とされ、一方山岸氏は「前田家保元二年奥書の本（伝清輔筆本、稿者注）は、鎌倉時代の転写本であり、書体は鎌倉中期頃よりは多く上るまいかと思ふ。決して清輔自筆本とは言ひ得ない。然し家長本（宮本家本、稿者注）は、古筆の極札もな

かつたが、大体は伝為氏筆と極められる書体であり、保元二年奥書本よりは、書写が古いと思はれる。家長が、建仁元年に書写したものゝ転写本であるから、勿論、建仁以後のものではあるが、順徳帝時代、即ち建保か承久頃の書写ではないかと思ふ。」（前掲論文）、「鎌倉前期頃かの書写」（複製本解題一四頁）とされている。

以下、複製本によって補足をする。

字面高さ、約一八・五糎（頭脚注を除く）。毎半葉九行書（仮名序八行書、真名序七行書）。和歌二行書。平仮名交り。但し、頭脚注は片仮名交り。内題、「古今和謌集巻第一　春哥上」以下、巻三、十一、十六は「和歌」の文字を用い、巻二十は「廿」の文字を用いる。部立は、春哥上（下）、夏哥、秋哥上、秋下、冬哥、賀哥、別離哥、羈旅哥、物名、恋哥一（―五）、哀傷哥、雑哥上、雑下、短哥、大歌所（ヲホウタ）、御哥（墨圏声点省略）となっている。

複製本で見る限り、書入れ、校異等は全て同筆と思われ、朱によって新院御本との校異を記す他、主として長歌に朱句点を施す他、朱墨の声点がある。その他墨による校異、『新撰和歌集』入集歌があることを示す歌頭の墨合点が存在する（歌頭の合点は稀に朱の場合があるが、その区別の意味は明らかでない）。

本書は一丁の欠脱もなく完全で、通宗識語、仮名序、巻一―二十、永治二年清輔奥書（但、署名なし）、平治元年以後の清輔加証識語、建仁元年源家長奥書、真名序となっているが、真名序（同筆）は白文で、しかも保元二年本や顕昭本の真名序とは字句を異にしており（或いは定家本に近いと見るべきか。本書の書写年代との関わりもあるので、この点は分明でない）、清輔の手になる追補ではなく後人の追記であろう。

本書は、上冊第一丁裏に「春　夏　秋　冬／賀　離別　羈旅　物名」と部立を列挙し、次いで

以二貫之自筆本一書写古今也／件本於二皇太后宮一焼畢云々／和哥等不レ似二餘本一、其説頗遠矣

通宗

と通宗の識語があり、第二丁より仮名序に入る。この上冊巻頭の部立名列挙に対応して、下冊巻頭第一丁裏に「恋　哀傷　雑／短哥　大歌所哥」とある。

巻二十巻末は丁を改めて

著作者

男八十六人
僧十人
女廿六人
合百廿八人（以上墨）

とある。これは静嘉堂寛親本と同一である。但し、本書は更にこれに頭書して「本不審、コノマヽナラバ百廿二人ニアタルベキカ（墨）」と注する。先学が既に指摘された如く後人の注記であろう。

次いで

合点謌新撰集也（墨）
号ニ御本一ハ新院御本也（朱、以上オ）

とあり、これも寛親本と同じである。

次いで裏は朱頭書と墨本文の奥書に分かれているが寛親本では右の「号ニ御本一ハ云々」の前に以下に掲げる墨本文の奥書があり、「号ニ御本一ハ云々」に続いて朱頭書部分に当る文章が朱書されていた。

ここでは取敢えず、朱頭書を先に挙げることとする。

重校ニ合御本一畢、朱筆件御本説也、序注御本ニ有レ疏
御本様転々間自有ニ僻事一歟、称ニ御本一ハ以ニ貫之自筆本一書写古今也、正本在ニ冷泉院左府一、閑院東宮大夫本之伝也、陽明門院御（以上朱）

以下が欠けており、寛親本によって補えることは先に述べた。

次に墨本文奥書である。

本云、以ニ故若州自筆本一書ニ写之一、表紙／文彼人所レ被レ書也、
又所ニ考入一之哥等／以同前、此中有ニ延喜御本之殊説一
／号ニ讃入道本一是也、但於ニ上下考物／等一者管見所レ
及自以記ニ付之一
永治二年中呂（四月）上旬書レ之

この奥書が「永治二年」の一行を除くと寛親本と全く同じであることは既に述べた。「延喜御本之殊説」は先学も問題とされた所であるが誤写か否かよく判らない。寛親本では「延喜御本之説」となっていた。

次いで次丁表に、

本云
平治元年七月日　宣旨云、此本不レ可レ露ニ所々一、／者雖レ須ニ
早破レ之、叡山学者抽ニ懇志一営レ之、／云ニ白麻之費一云ニ墨筆之
功一欲レ其志尤、以ニ不／便之故一悉以免レ之、若背ニ宣旨一者山
王大師／可レ被ニ裁断一、鎮護国家之神也、豈忽ニ諸倫（綸）言一／哉

在判

三位大進清輔自筆書ゝ之

裏に、

和謌所開闔兵庫頭従五位上源家長之

建仁元年三月書写了、一〻説各〻点／悉以注二付之一、敢不ゝ可ゝ劣二正本一者歟

とあり、次丁より「古今和謌集序」と題して（「紀淑望」の名なし）真名序を書す。

永治二年（一一四二）四月の奥書については寛親本と同じくさして問題はないようであるが、その年記には少々気になる点がある。というのは崇徳天皇の譲位は前年の十二月七日であるから、「新院御本」と称せられるのはそれ以後となり、随分生れ立ての呼称である。それのみならず、本書より以前に寛親本があり、更にそれより以前の成立かと思われる天理図書館蔵零本にも「号二御本一ハ新院御本也」と奥に書かれているのは不審である。もっとも諸本共それ以外には「新院御本」と称する箇所はなく、本文中では「御本」であるので（宮本家本が仮名序の勘注で一箇所「射山御本」と呼んだ例がある）、あるいは天皇在位中は、単に「御本」と呼称されていて、右の朱筆の一行は後にそれを改めた際書き加えられたものかもしれない。

次の「平治元年云々」は清輔が後年、永治二年本の書写を「叡山学者」に許す際加証したものであり、平治元年（一一五九）七月、かねて進覧していた清輔本古今集が（清輔の「注古今」とともに）二条天皇から返預された際、披露を禁じられた事をここに書き付けたのは、書写を許可するのは格別の計らいであることを強調して重みを増すためであり、保元二年本に同様の識語があるのも同じ理由である。従って、この平治元年の宣旨は必ずしも永治二年本が進覧本であることを意味するものではない。（この点は先学に諸説あるが、私見では二条天皇進覧本は永治二年本ではないと考えるので、ここではその問題は扱わない。）

次に、異本歌並びに排列であるが、異本歌は本行に平仮名で書かれ、原則として詞書と和歌（もしくはその一方）に朱合点を付し、「或本有二此哥一（墨）、無二御本一（朱）」等と注記する。以下にそれらを一覧する。なお、清輔本共通で新編国歌大観と異なる排列も掲げることとする。

○ノ次、異本歌1あり。歌頭に朱墨合点を施し、「見二合或本一有二此哥一（墨）、此哥御本ナシ（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

八二ノ次、異本歌2あり。詞書、歌頭に朱合点を施し、「或本有二此哥一（墨。朱ミセケチ）、無二御本一（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

八三、八六、八四、八五の排列（諸本と同じ、但し、諸本、御本は八三、八四、八五、八六の排列である旨の注記があるが、本書は異本歌2より八五まで上欄に朱の横線が引かれ排列の指示を示唆するが意味不明）。

八八、八七の排列（本書のみ、但し、諸本八七、八八の排列とし、御本は八八、八七であると注す[37]）。

一五四、一五三の排列（諸本と同じ、曼のみ一五四と一五三の間に「此哥二首前後」と朱書）。

二五四、二五三の排列（諸本と同じ、曼のみ二五四と二五三の間に「二首前後」と朱書）。

三〇七、三〇六の排列、三〇六に朱書頭注して「御本此哥所(前)也、但題不知ト並ル不レ得レ心」とし、朱線で三〇七の前を示す（諸本と同じ）。

四四六ノ次、異本歌3あり。詞書に朱合点を施し、「或本有二此哥一（墨）、無二御本一（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

四五六ノ次、異本歌4あり。「或本有二此哥一（墨）、無二御本一（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

四五三ノ次、異本歌5あり。歌頭に朱合点を施し、「有二目六九(ママ)山茂二云々一、有二或本一、綾茂(朱)無二目六一（墨）、無二御本一（朱）」と作者注が混入した形の頭注（混入を除き諸本と同じ）。

五三二ノ次、異本歌6あり。歌頭に朱墨合点を施し、「有二他本一（墨）、無二御本一（朱）」と頭注（伏天は五三二ノ次を指示）。

六三六ノ次、異本歌7あり。歌頭に朱墨合点を施し、「有二他本一（墨）、無二御本一（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

六四九ノ次、異本歌8あり、歌頭に朱合点を施し、「有二或本一（墨）、無二御本一（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

六九七ノ次、異本歌9あり。歌頭に朱合点と墨鉤点（後述）を施し、「或本此哥違（墨）、無二御本一（朱）」と頭注（零は落丁、静は五四ノ次、伏天黒は六八ノ次、静は「或本有二此哥一（墨）、無二御本一（朱）」、伏黒は「無二御本一（朱）」、天は注記なし）。

七五九ノ次、異本歌10あり。歌頭に朱墨合点を施し、「有二他本一、無二御本一（以上墨）」と頭注（諸本と同じ）。

七五一ノ次、異本歌11あり。歌頭に朱合点を施し、「或本有二此哥一（墨）」と頭注（諸本と同じ）。

異本歌11ノ次、異本歌12あり。歌頭に朱合点を施し、「両首御本ニナシ（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

ニ七七ノ次、異本歌13あり。歌頭に朱合点を施し、「有二或本一」（墨）、無二御本（朱）」と頭注（諸本と同じ）。

ニ七八ノ次、異本歌14あり。歌頭に朱合点を施し、「御本ナシ（朱）、有二或本一（墨）」と頭注（伏天は二九ノ次を指示）。

ニ九三ノ次、異本歌15あり。「有二或本一（朱）」と頭注（諸本「有二或本一（墨）、無二御本一（朱）」とする）。

異本歌の注記は歌により、また伝本により字句が異なる場合があり、稀にはその一部を欠くものもあるが、諸本を比較すると、細かい字句の相違に何らかの意味があるとは認められないようである。しかし、異本歌9「道しらば」に限っては、単なる表記の違いとは一概に言えないようである。本書と尊伏一の注記「或本此哥違」とはどのような意味なのであろうか。顕昭本三本何れもこれに対応する注記がなく、唯一普通の注記「或本有二此哥一」を有する静はこの歌を二九四ノ次に置いている。「此哥違」とは別の箇所にあるという意味なのであろうか。それともこの異本歌は他の異本歌とは出処が異なるというのであろうか。とにかく不審である。

さて、本書にも種々問題点がある。

まず、各巻巻頭に注記される歌数表示である。永治二年本である本書までが、「此外他本歌幾首カキイレラレタリ」と書き、以後の本は「此外他本歌幾首勘二入之一」と書くことは既に述べた。

ところで本書で注目されるのは、「春下六十六首、但、御本ニハ六十四首也（以上墨）、此外他本哥二首カキ入ラレタリ（朱）」（巻二）、「秋下八十首、但、御本七十六首（墨）」（巻四）、「秋下六十五首、但、御本六十五首（墨）」（巻五）と三巻に限って「御本」の歌数が記されており（他の諸本にはなし）、巻五はともかく、巻二、巻四は雅経本や俊成本、定家本の歌数とは異っており、この歌数はどのような古今集としてもいささか理解し難い。

しかし、この「御本」の歌数表示に対応する注が本書には別に存在する。仮名序末尾の頭注に「和哥千一百一首也、付二云吉二云三千哥一歟、但、射山御本ニハ千九十五首也、件本貫之自筆云〻（墨）、此外他本哥十五首書入ラレタリ（朱）」とあるものがそれである。この歌数の計算はよくわからない所があり、清輔本は実際を勘定すれば千百首、一方、目録によれば恋一が一首少ない八十二首で、計千九十九首の何れかの筈である。他の諸本の注では、曼殊院蔵本、保元二年本は千百首とするが、

顕昭本では、注文そのものが永治二年本に逆戻りして千一百一首となっている。

総歌数は以上の如く問題が存するが、現在の問題に限れば、本書は「御本」の歌数を巻二で二首、巻四で四首少なく見積っているので、千一百一首より六首引いて千九十五首という計算である。「射山」は「太上天皇」のことであるから、「射山御本」が「新院御本」であることは言うまでもない。(38)

本書について不審を感ずる点としては、朱墨の別がある。新院御本との校合による朱校は、他の諸本と概ね共通するので一応問題はないが、『新撰和歌集』入集歌であることを示す歌頭の合点に朱墨があり、声点にも朱墨星点、墨圏点の別があり、更に巻十七辺りより墨の傍書が散見されるが、それらの意味が何れも判然としない。

まず、歌頭の合点は原則として墨点であるが、左の箇所は朱点である。

二五、二六、二七、三、異本歌9の五首。

最初の四首は何れも『新撰和歌集』入集歌であり、かつ他の諸本でも合点が付されているので、合点があってしかるべき箇所である。従って、注記もれを独自の調査、もしくは校合によって補ったものかとも思われる。残る異本歌9は、本来異本歌であることを示す朱合点を次項との関わりで、『新撰和歌集』入集歌の合点と兼用したものであり、これは例外である。

歌頭の合点に関して更に意味不明であるのは、合点の中に、通常の合点に更に墨の鉤点をかけたもの「[illegible]」が、多数存在することである。この鉤点は単独で現われず、全て合点に掛ける形となっている。この形は左の箇所に現われる。

三九、四六九、四七一、四七四、五五三、五五六、六〇六、六七四、六八〇、異本歌9、八三七、八五〇、八六〇、八七七、八七八、八八〇、八八九、八九〇、八九八、八九九、九一〇、九一一、九一三、九一三、九一六、九一七、九一九、九二一、九二三、九二三、九四七、九四八、九五四、九六〇の三四首。

この中、四七一は墨合点が二重に付されているもので除外して三三首とすべきかもしれない。また異本歌9は異本歌を示す朱合点を『新撰和歌集』入集歌を示す合点と兼用し、それに墨の鉤点を付したものであり、唯一、朱合点に鉤点が付されている。

この鉤点の意味は全く不明である。永治二年本系統より合点を移写している寂恵本では、単なる合点であり、何ら示唆するものはない。

次に三種の声点であるが、これも区別の理由は明らかでない。

また墨傍書や校合についても、宀宅のように朱墨の校異が同一箇所に付される場合もあるので、何らかの区別があったことは確かであるが、他の諸本では朱校となっている箇所が墨書であることも多く、朱の注記もれを墨書で補ったものかもしれないが、やはり意味不明である。

ここで、本来ならば本書の本文に検討を加えるべきであるが、その際、寂恵本所引の清輔本と本書の関わりが無視出来ない問題として生ずるので、まず、その点を検討することとする。

寂恵本所引の清輔本が永治二年本であることを指摘されたのは西下経一氏で、西下氏はその著書において、「現存の寂恵本は多くの本で校異がしてあつて、古本・清本・俊本・為本・師本などの略標が用ゐられてゐる。清本は清輔本で、しかも、永治二本の清輔本であることがわかる。」（一三七頁）とされ、その根拠として、「（永治二年本の）巻末に上のやうな作者目録がある。（本稿八四―五頁参照。稿者注）この目録を保元二年本の詳細な目録と比較すると、きはめて簡単な上、人数もちがつてゐる。「合点謌云々」は新撰和歌の歌に／印の点を加へたことをいふのである。寂恵本古今集の奥に写してある目録は、この目録のままであるから、寂恵使用の清輔本は永治二年本であることがわかる。」（一三四頁）と述べられた。

その後、秋永一枝氏は主として声点の観点から、両者を比較され、西下氏説を確認されるとともに、「『寂』にみられる「清」の「略標」は、現存の宮本長則氏旧蔵永治二年本とは異なるものもまた多く、寂恵は数種類の清輔本と校合したようである。」（『古今和歌集声点本の研究』研究篇下、平3刊、三七六頁）と述べられ、声点を比較した一覧表を示されている（同書三七八頁）。秋永氏の研究は寂恵本、宮本家本ともに原本を厳密に調査されての結果であり、その調査結果は、寂恵本は、同氏前掲書資料篇（昭47刊）に、宮本家本は本稿注（36）に言及した「アクセント史資料索引」第三号（昭59刊）にそれぞれ掲げられており両本共に複製本に頼っている稿者にとって、その学恩に預ること多大なものがある。

従って、以下の考察は屋上屋を架す感があるが、西下氏は結論のみを簡潔に示されたものであり、秋永氏は古今集本文にも言及されているが、当然ながら声点が中心であるので、今一度確認作業を試みたい。

まず、寂恵本所引の清輔本が永治二年本である根拠であるが、西下氏は巻末の作者目録を挙げられた。

寂恵本巻末に次のようにある（以下寂恵本については、古文学秘籍複製会の複製本〈昭8、9刊、三条西公正氏解題〉を用い、声点は秋永氏の調査による）。

清

著作者

男八十六人　僧十人　女廿六人

合百廿八人

合点哥新撰集也

号二御本一者新院御本也

「清」は諸家の指摘されるように、清輔本の意である。但し、「清」の注記がもれている引用も散見される。

この目録が本書の目録に一致することは明らかであるが、実はもう少し検討を加える必要がある。なぜなら、静嘉堂寛親本にも同一の目録があるからである。寛親本には声点がないが、声点は転写の際省略されないとも限らず、また、寂恵が参照した清輔本が一本のみでない可能性が指摘されているのであるから、慎重にならざるをえない。更に、寂恵本下冊の巻末は破損しており、恐らく転記されていたであろう清輔本の奥書が確認出来ないので念には念を入れておく必要がある。

しかしながら、結論を言うと、右は全て杞憂であり、西下氏の所説は正しい。寛親本の項で述べた通り、寛親本の勘物は宮本家本に比べて少なく、殊に、『伊勢物語』本文の引用が極く少ない。この点を寂恵本と比較すると、例えば、五〇一、六三二、六三三、七〇八、八六三、八七一、一〇九〇において『伊勢物語』、九六五、九九五において『大和物語』本文の引用が寂恵本にされているのに、寛親本にはなく、一方、本書には存在しており、その他の注の比較からも、本書の一致度が遙かに高く、寛親本は問題にならない。

更に、注（38）で言及した各巻巻頭の歌数表示に関し、本書は巻二、四、五に「御本」の歌数を示す固有の特色を有するが、寂恵本所引の清輔本も全く同一であり、仮名序末近くに「清和哥千一百一首也、付二云吉一書二千哥一歟、但、射山御本ニハ千九十五首也、件本貫之自筆云〻、此外他本哥十五首書入ラレタリ」と書入れがあり、この点も一致している。

また、清輔本の系統を論ずる際しばしば言及した作者勘物において、入集歌数を記す位置は、本書と寂恵所引本は共に末尾にあり、しばしば欠く場合がある点も共通しており、注の記述の順序も明らかに他の諸本に抜ん出て一致している。

以上の如く、形態的に寂恵本所引の清輔本は本書、つまり、

永治二年本に一致していることは明らかであるが、更に次のような一致点がある。

仮名序、本書「とりのあとも」とあるが、寂恵本「とりのあと」(モ清)とある。他の諸本は「とりのあと」である。

一〇四「花見れば」に詞書がなく「無彼哥合」の注がある(本書のみ)が、寂恵本には「清本此哥無詞、又無彼哥合云々、可有詞歟、然者無哥合之由不可有、不審」と注がある。この「みつね」の歌は本来、「うつろへるはなをみてよめる」の詞書を有するが、本書は(寂恵所引本も)詞書が脱落したため、一〇一の詞書「寛平の御時きさいの宮の哥合のうた」がかかることになり、「無彼哥合」の注が付される結果となっている。寂恵本の注はこのことを指摘しているのである。更に、この箇所は、注(38)で言及した建久五年奥書本では、是香の書入れに「(隆)本此ハシガキナクテイ校トセリ」とあり、更に「頭、無彼合哥(ママ)」と注記している。これによって、この詞書の欠落は初期の清輔本ではまま見られる現象であったことが伺われる。永治二年本以降では、曼殊院蔵本、保元二年本は共に詞書を有し、従って注は存在しない。ところが、顕昭本(伏天)は詞書を有するにもかかわらず、注を有し、矛盾している。顕昭本の性格については後述するが、この点などは、顕昭本が複数の清輔本を用いて注を集成整理しようとしてかえって誤った証と考えられる。

一三「春のあめに」に本書「在猿丸集」、詞云、アメフリケルヒ、ヤヘヤマブキヲリテヨメル、又家物詞ニモ在」と注するが、「家物詞」は他の諸本を見合せれば「家持集」の誤りである。しかし、寂恵本は「清　在猿丸集」、詞云、アメノフリケル日、ヤヘヤマブキオリテヨメル、又家物詞ニモ在」と注する。

一六、寂恵本「はなしなければ」(ル清)とあり、本書は「春しなければ」であるが、他の諸本は「はなしなければ」である。

一六〇「さみだれの」に本書「在家持集」、彼集失歟、家持家十一首有之」と注するが、「家持家」は曼伏天の如く「家持哥」の誤りであろう(尊穂は「家持家」以下ナシ)。寂恵本は「清　在家持集」、彼集失歟、家持家十一首有之」と注する。

一七四左注、寂恵本「又ハ、キミガ、ヘラバフナカクシセヨ清」とあり、本書と曼は「又は、君がかへらばふなかくしせよ」、尊「又は、きみかへらばふなかくれせよ」、穂伏天「又は、きみがゝへらばふなかくれせよ」とある。

二〇七「秋風に」に本書「此哥寛平后宮哥合哥也、御本ニハツカリノネゾ、本文」と注する。「御本」以下は本書以外では伏天のみ存する。寂恵本は「清　御本ニハハツカリノネゾ、本文」と注する。

二〇九、寂恵本「なきぬるかりか」（ツ清）とあり、本書と穂は「なきつるかりか」であるが、曼「ナキヌルカリカ」、尊伏「なきぬる（ツ朱）かりか」、天「なきつるかりか」となっている。

二一七「つきくさに」に本書「在猿丸集」、コロモハソメムトアリ、万葉集哥也」と頭注し、「露草也（朱）」と脚注する。「猿丸集」は曼尊伏天には「人丸集」とあり、穂のみ「猿丸集」である。脚注は諸本なし。寂恵本は「清　在猿丸集」、衣ハソメムトアリ、万葉集哥也」「清　露草也」と注する。

二六九、寂恵本「かずを見よとか」（ヤ清）とあり、本書と曼は「かずをみよとや」とし、尊穂伏天は「かずをみよとか」となっている。

二九八「たつたひめ」に本書「目云、兼覧王、従四下山城守、惟喬御子男、承平四年卒、五首」と注するが、諸本、歌数を「六首」とし、朱で「四」に改め、更に「五首」と朱書するなど複雑である（長文で字配りも煩雑なので一々掲げない）。寂恵本は「清云、従四下山城守、惟喬御子男、承平三年卒、五首」とする。なお、本書以外の諸本「承平二年卒」とする。

三二四「しらゆきの」に本書「二首、秋峯」と注するが、諸本なし。寂恵本は「清　秋岑二首」と注する。

三二六、寂恵本「おもひいでにせよ」（セム清）とあり、本書「おもひでにせん」とし、他の諸本「おもひいでにせよ」とある。

四〇四「むすぶての」に本書「人丸哥云、ムスブテノイシマヲセバミヲクヤマノイハガキシミヅアカズモアルカナ　以此心読歟」と注するが、他の諸本「以此心」以下なし。寂恵本は「清　人丸哥云、ムスブテノイシマヲセバミオクヤマノイハガキシミヅアカズモアルカナ　以此心読歟」と注する。

六三「あふことは」に本書と静「五文字終字等同哥」と注するが、諸本なし。寂恵本は「清　五文字終字等同哥」と注する。

六七「みちのくの」に本書脚注して「或本人ヲ」とする。寂恵本に「かつみる人に」（ヲ或本清）とある。他の諸本脚注なし。

七五「おもひいでゝ」に本書と静「後撰　シガノカラサキニハラヘシケル人ノモトニミルトイフモノアリケリ、（中略）者若黒主陰陽歟」と注するが、諸本なし。実は、この注は曼尊穂

伏天諸本では八「はるさめの」の注である。寂恵本は「清　後撰　シガノカラサキニハラヘシケル人ノモトニミルトイフモノアリケリ、（中略）者若黒主陰陽歟」と注する。以上、本書と寂恵所引清輔本とが符合し、他の諸本が異なる箇所を列挙したが、先に述べたように、注の形式、順序等両者の一致もしくは類似は否定し難い。

しかれば、両者は酷似しているかというと秋永氏も具体例を挙げられた如く、一致しない箇所も散見される。その主要なるものを左に掲げることとする。

仮名序、寂恵本「たかき人をば（タカキヲバ古本）」とあるが、諸本「たかきを人（清）ば」である。

同、寂恵本「その名きこえたる人は（ヒトニ清）」とあるが、諸本「その名きこえたる人は」（曼「人」ナシ）である。

同、寂恵本「哥のさまはえたれども（コヽロエタレドモ清）」とあるが、本書伏天「哥のこゝろはえたれど」、尊「哥のこゝろはえたれども（コヽロハ古本）」、穂「哥のこゝろはえたれども（ヽ朱）」、曼「ウタノ心ハエタレドモ（哥朱）」である。

同、寂恵本「このよにおなじく（オナジクコノヨニ清）」とあるが、諸本「このよにおなじく」とある。

八、寂恵本「かしらのゆきと」に「清本ユキニ」と頭注するが、諸本「かしらのゆきと」である。

四五、寂恵本「うつろひぬらん（清同）」とあるが、諸本「うつろひにけん」である。

この箇所は一見、寂恵所引の清輔本と現存清輔本の本文が異っているかのように見えるが、実は一概にそうとは断じられない。なぜならば、三条西公正氏の解題にも指摘される如く、寂恵本には校異を付箋に書き、貼付した箇所が存在する。この校異がいかなる本によったものかは不明であるが、この付箋の下端もしくは、更にそれより下の紙面に「清同」と書き加えることがある（五三第三句、七九作者、一四第一句など）。ところが複製本で見る限り、この付箋は既にはがれかかっており、場所が移動しているものもある。仮に付箋が失われると、校異本文がなく、付箋を外れた「清同」「俊同」の文字のみが残り、あたかも清輔本、俊成本が寂恵本本文と同一であることを示す注記の如く解される可能性がある。この箇所もその疑いが濃い。他に、三三「たづねもゆかむ（清同）」、三五七「かすがのに（清同）」、三六二「秋くれど（清同）」、七四「めならぶ人の（清同）」等は何れも付箋の脱落が想定される。三三は清輔本は「たづねもいなん」である。次の三五七は清輔本も

「かすがのに」だから「清同」でよいかというとそうではない。これは清輔本ではこの歌の前に「春」という標目があり（尊を除く諸本、但し、伏は墨書の後、朱で見せけちする）、恐らくそれが付箋されていたと考えられる。三六二は清輔本は「秋なれど」である。三五はこのままならむしろ本書と一致するがそうではあるまい。清輔本は本書を除き「めならぶいろの」とあり、更に本書も含めて「普通ハメナラブ人ノ」と頭注する。従って本文が「めならぶ人の」とある本書は錯誤である（寂恵本は頭注も引用するので、矛盾した本文を注記の対象としたとは考えられない）。

一四一、寂恵本「清　在二伊勢集一」と頭注するが、本書天はこの注なく、曼尊穂に存する（伏は欠丁）。

一六九、寂恵本「おどろかれぬる」とあるが、諸本「おどろかれぬる」とある。

一七九、寂恵本「清　貞文哥合、又寛平中宮哥合、共有レ疑」と頭注するが、本書「貞文哥合、又寛平中宮哥合、有二不審一」とあり、諸本もほぼ同じ。

三七、寂恵本「僧正（付箋）へんぜうがもとに（トモ清）」とあるが、本書と穂「へぜうがもとに」、尊天「僧正へぜうがもとに」、曼伏「○（僧正（朱））へゼウガモトニ」で一致しない。

二四八、寂恵本「秋のゝらなる（ト清）」とあるが、本書と穂「あきのゝらなる」、曼尊「アキノ、ニナル」、伏「アキノ、ラナル（教長本如此）」、天（墨）「あきのゝらなる（教長本（朱））」とある。

三七二、寂恵本は詞書に「清」とする校合があるが、本書は詞書を欠く（他本詞書あり）。

三九三、寂恵本「右近将監宗通（道清）一男（以下略、最初の「清」は清輔本で校合の意で、この注自体は清輔本によるものではない）」とあるが、諸本「宗通」である。

四一六、寂恵本「まかりける時（ニ清）」とあるが、諸本「に」はない（六条家本にはある）。

四一八、寂恵本「あまの河といふ所の（所ノ清無）」とあるが、諸本「所の」あり。

四一九「きのありつね」の作者注、寂恵本に「清」としてあるも、本書のみなし。

四四二、寂恵本「のはなければや（ナルヲ清）」とあるが、本書のみ「のはなければや」である。本書を含めて諸本「普通ハ、ノハナケレバヤ」と頭注するのであるから、本書の本文が誤りなのは明らかである。

四七「平のあつゆき」の作者注、寂恵本「清云」として引用するも、本書のみなし。

七四「かはらのひだりのおほいまうちぎみ」の作者注、寂恵本「清」として引用するも、本書のみなし。

七九、寂恵本「まてといはゞ（清マテ、ハゞマテト云ハト云詞也）」とあるが、本書のみ「まてゝいはゞ」とある。しかし、これは本書の誤りであろう。「マテト云ハト云詞也」の注は、本書脚注に「マテト云ト云詞也」とあり、他の諸本なし。

八六、寂恵本「わが身こすなみ（カ清一本）」とある。清輔本諸本「わが身こすなみ」とある。

この箇所、寂恵本に「清一本」とあることより、寂恵が複数の清輔本を校合に使用した証に見えるが果してそうであろうか。この歌、本書と静尊に「普通ニハ、ワガスミカスナミタチカヘリ」と注がある（ママ、静尊「ス」ナシ）（伏天なし、伏一は破損部分）。清輔本において「普通本」「或本」「他本」等と称するのは（具体的にどのような伝本をさすかはとにかく）清輔本以外の本をさしているので、誤写以外で清輔本本文に「わがみかすなみ」とあることは考え難い。従って寂恵本の「清一本」とは、清輔本に見られる異本の校異をさすのではあるまいか。寂恵は清輔本の校異の方法について、もう少し熟知していたようにも思えるので、右のような解釈はあるいは無理と感ぜられるかもしれないが、この箇所のみでは清輔本が二本以上校異されている証にはならないと考える。

八七、寂恵本「かのみこのすみける（タ清）」とあるが、諸本「かのみこのすみける」である。但し、本書はこれより前の箇所より、「かのみこ」に及ぶ長文の脱文がある。

一〇三、寂恵本初句「しばつやま（ツハ清）」とあるが、本書初句「しばつやま」とあって一致しない。しかし、寂恵本も「清」として引用する本書の注に「万葉集云、普通ハ、シバツヤマ、詞又如ㇾ此、万葉又如ㇾ此者書写失歟（墨）、御本如ㇾ此（朱）」とあることを考えれば、清輔本及び新院御本は本来初句は「しづはやま」であったと考えられる。しかし、「しづはやま」はいかにも不審で、このため清輔本諸本は初句、注記共に錯雑混乱している。従ってこの箇所、寂恵本との一致不一致を言うのは余り意味がない。寧ろ注記の一致を以て、本書は一致していると見るべきである。

一〇九七、寂恵本「よこほりふせる（ヲ清朱）」とあるが、本書「よこほりふせる（を（墨））」とある。巻末近く、本来朱であるべき傍書が墨になっ

ている例である。この箇所、他の諸本は「こせる」で、「ふせる」は本書のみである。但し、寂恵本に「清　クセル、フセル同詞云〻」と傍注があるが、本書を含め清輔本諸本にない。更に寂恵本は「清　或本ニ□ホリクセル、(以下略)」と注を引用するが「クセル」は諸本「クヤル」である。

二〇〇、寂恵本「よろづよふとも」とあるが、諸本「よろづよふとも」である。

寂恵本は書写面が複雑であるので、解釈によって、更に数多く不一致の箇所が出てくる可能性があるが、これらによって、寂恵所引の清輔本はどのような性格のものであると考えるべきであろうか。

まず第一に、寂恵所引の清輔本が永治二年本であることは疑いがあるまい。更に誤写脱落等においても宮本家本と一致するところがある。

その一方で、不一致の箇所も多いことから、宮本家本とさほど近しい関係にないことも明らかである。

一方、この不一致点を、寂恵が複数の清輔本を使用したためと考えることもできる。

寂恵本は上冊末に弘安元年（一二七八）の寂恵の自筆奥書があり、その時点での成立であるが、寂恵はそれ以前、建長八年（一二五六）に古今集を書写しており、その際、北条実時本を校合に用いており、その実時本は数多くの本と校合したもので、その中には清輔本も含まれていたという。この点は、諸家の指摘があり、稿者もかつて言及したので[40]、ここで論ずることは省略するが、当時関東で熱心に校合作業が行われていたことは事実であり、寂恵の校合もそうした流れの一環である。とするならば、寂恵の披見した清輔本がただ一本とは限らない訳である（金沢文庫には、保元二年本系と思われる片仮名本がある。但し、この本の書写年代が弘安の寂恵本のころまで遡れるか否か、疑問なしとしない）。

しかしながら右のような条件を考慮に入れても、寂恵が複数の清輔本を校合に用いたとする考え方には俄かに賛成し難い。本書との不一致は、本書とはやや本文を異にする永治二年本を用いたからと考えた方が現在のところ妥当に思われるのである。

例えば、一〇四の詞書の脱落、一三、一六〇の注の字句の誤り、四三「のはなければや」等、他の清輔本を見合せれば、容易に誤りと判明するにもかかわらず、何ら訂正されていない。この点な

どは、実際の校合に用いられた清輔本は一本であった証と見るべきではあるまいか。勿論このことは、寂恵がそれ以外の清輔本の存在を知らなかったり、見たことがなかったことを意味するとは限らず、特定箇所の本文について、別の本で確認したり、所蔵者に問い合せたりした可能性まで否定するものではない。

また不一致箇所における寂恵所引本の本文は、何れの清輔本とも一致しないことが多い。もしこのような異文を持つ本文を永治二年本の他に校合したならば、必ずや一箇所に二通り以上の校異が生ずる場合があってしかるべきであるが、そのような箇所は一箇所もない。

右のような理由で、ごく特定の箇所に限れば知らず、全体としては寂恵の使用した清輔本は永治二年本系の一本のみであったと推定してよいのではあるまいか。但し、先の比較を見れば気づくように、仮名序に関しては、本文の不一致が多すぎるように思われる。仮名序のみは特別な事情があるのかもしれない。これはあくまで現在のところという条件づきであり、反証があれば撤回する。

さて、最後に本書本文の特色についてであるが特色ある本文については注に掲げた。(41)

概して言うと、本書の本文は先に述べた天理図書館蔵零本や静嘉堂文庫蔵寛親本に比べて異文の数は少ない。しかしながら異文は清輔本中で独自異文となることが多く、一、二本とのみ一致する場合は稀で全く孤立しているものが大部分である（定家本や古写本とも特に関係は認められないが、六条家本とはごく僅か類似する）。

そうした中で、曼殊院蔵本が存する巻一―八においてはやや一致が目立つ。曼殊院蔵本は以下に述べるように、仁平四年本と密接な関係を有すると考えられるので、本書の次の段階の伝本として多少の類似を見るのかもしれない。

一方、奥書が酷似している静嘉堂文庫蔵寛親本とは予想する程本文の一致は見られない。

そうした中でもう一つ注目すべきは、注（38）に言及し、注（41）の校異にも一部引用した建久五年奥書を有する伝家隆筆本である。この本は六人部是香の書入れによれば、真名序、通宗識語、仮名序、巻一―十の順で、巻十巻末に「建久五年潤八月廿一日書之、中門下房也」の奥書があったという。この本は是香の校合より見れば比較的初期の清輔本と見られるが、建久五年（一一九四）は清輔没後であるから、この奥書は清輔の

ものではない。校合のみで、しかも下冊が存在していなかったとのことであるので詳細は不明であるが、比較すると、現在知られている何れの清輔本ともかなり異っていることが明らかになる。ところがこの建久五年奥書本と本書とが主として詞書の脱落において一致する点がある。

本書は他の清輔本と比べて、八四、一〇四、三七二、七四八、八五〇、九二四、九五〇の七首に詞書がなく、八四の如く寧ろない方が合理的と思われるものもあるが、大半は本書独自の誤脱と見なされる類いのものである。ところがこの中、巻一―十に含まれる八四、一〇四、三七二の三首は建久五年奥書本も詞書を欠いており、脱落が本書のみの単純なものではなかったことが判明する。その他、八一詞書中「みかは水」の「みかは」を欠く点、三三で「かり」と「ふね」の字句が逆になる点、四七詞書「かにはさくら」が「にはさくら」になっている点等にも共通点が存在する。しかし、その一方で細かい字句に亘ると余り類似しているとは言えず、系統的にも同一とは見られない。

このような建久五年奥書本の存在を考えると巻十一以下の詞書の脱落も本書独自のものとは必ずしも断定出来ないことになる（なお、この部分には初期段階の伝本と思われる天理図書館蔵零本と静嘉堂文庫蔵寛親本があるが、二本とも該当部分には詞書が存する）。

このような点を見るにつけ、清輔本本文の揺れが一筋縄に行かないものであることを強く感じざるをえない。

(ウ)、仁平四年本

清輔本古今集に仁平四年奥書本が存在することは、毘沙門堂本『古今集註』にその奥書が引用されていることによって知られるに至り、昭和四年の西下氏論文に既に言及されている。その後、毘沙門堂本『古今集註』は未刊国文古註釈大系第四巻（昭10刊）に収められ容易に利用出来るようになった（但し、原本の所在が不明の現在、この活字本に誤植の多いことが諸家の歎きとなっている。なお、活字本に省略されている声点に関しては、秋永一枝氏前掲書資料篇〈昭47刊〉、研究篇下〈平3刊〉四八〇―三頁参照）。

また、同様の奥書が雅俗山荘（小林一三氏）蔵本にも存在することが明らかになり、活字翻刻本（昭17刊、藤田経世氏解題）に奥書部分の書影が掲げられている。

こうして、仁平四年奥書本はかつて存在したことが明らかに

なったが、独立した伝本は未だ発見されていない。雅俗山荘蔵本は校合に仁平四年清輔本を用いたかと思われるが、校合の跡が定かでなく、仁平四年清輔本本文を伺うことは出来ない。毘沙門堂本『古今集註』は、本文は定家本系の一本と思われ、これまた清輔本本文の痕跡を止めないが、注文中の作者注に、清輔本の作者勘物と同一もしくは類似のものがしばしば見えており、注に清輔本の勘物を利用したかと推察されるが、それとても僅かに面影を忍ぶことが出来るにすぎない。

ところが、近時、その存在が知られ、影印が刊行された曼殊院蔵本は巻一―八の零本でそのため奥書を有しないが、仁平四年清輔本である可能性が高いと思われる。そこで、仁平四年本の付として次に曼殊院蔵本を取り上げることとするが、その前に、従来知られている奥書を次に掲げる。

まず、毘沙門堂本『古今集註』に見える奥書は左の如くである。建保二年藤原定家の奥書に続いて目録があるが、目録以下何れも仁平四年清輔本に存在したものであろう。

つまり、古今集各巻の歌数を記した目録、入集歌人の数を記した目録、他の撰集、歌合、物語等との重出歌数を記した目録がある。これらは、永治二年本よりはるかに詳細であるが、保元二年本にある歌人別入集歌数を欠いている。

続いて奥書がある。

仁平四年玄莫白月之比(以)若狭守通宗朝臣自筆本書写之、端所書之文彼人筆也、称皇大后宮小野皇后也、又餘本説々少々所被勘付也、於上下勘物管見之所及自以記付之、至朱筆花園左府本説也、貫之自筆、閑院春宮大夫本云、件本序註一筆也、少有疑、又陽明門院御本説間々勘入之、件本貫之自筆延喜御本云々、顕綱朝臣従故院(彼)所給預也、伝々之後於公信朝臣許焼失畢、是等三本大略無相違歟、真名序予所書加也、紀淑望作也、或説実紀家筆云々、墨合点哥新撰集也　　藤原清輔

人々哥数、朱筆定数也

朱之頭付、或本并声等与顕昭之本以校合本加点了(42)

清輔の署名の後二行の内、最初の行はあるいは仁平四年本奥書の一部かもしれないが、次の一行は、顕昭本等との校合奥書で清輔のものではない。(43) 更に次の一行がある。

号御本(イ本)新院御本也

この後、歌人別の入集歌数目録が続くが「イ本」以下は保元二年本とよく似ており、又、入集歌人数が、仁平四年奥書の前

にある目録では「著作者合百廿三人」とあるのに対し、この目録は「作者百廿四人」とあり矛盾しているので、恐らく保元二年本系統の一本より補われたものであろう。「号二御本一云々」が仁平四年本のものとは考え難い理由は後に述べる。

なお、毘沙門堂本『古今集註』の「相伝系図」以下が清輔本古今集と直接関係がないのは言うまでもあるまい。(補注2)

次に、雅俗山荘蔵本の奥書を示す。この奥書は何故か巻十巻末にある。清輔本の奥書以外にも留意すべき点があるので、全て掲げることとする。こちらの仁平四年本の奥書は、先のものに比べてやや簡略で、意のとり難いところもあり、原形を損じていると思われる。

本云

以二或古三代集兼行書一之一具本一写レ之、和哥并詞等不レ似二余本一、頗以相違、然而為二證本一流一歟、又校合之本四本内

一本花園左府御本也、一本貫之女自筆本也、彼正本道誉僧正御房在レ之、一本俊成卿自筆本也、一本通宗本流清輔本也、件正本於二皇太后宮一焼失了云々、和哥等不レ似二余本一、其説頗違矣通宗記レ之云々

清輔記云、仁平四年玄美(英?)白月之比、以二若狭守通宗朝臣自筆本一書二写之一、彼本称二皇太后宮小野皇后本一、花園本(脱アルカ)、貫之自筆、閑院春宮大夫本云々、件本序注一筆書レ之、少有レ疑、又陽明門院御本説問々勘二入之一、件本貫之自筆延喜御本云々、顕綱朝臣自二彼院一所二賜預一也、転々之後於二公信朝臣許一焼失了云々

清輔朝臣自筆本進二上二条院一、其後故狛宮僧都御伝領、其後太政僧正又令二伝領一給、猷円律師申二出之一写レ之、以二彼本一又校合了（合点省略）

冒頭部分で兼行筆の三代集について「和哥并詞等不レ似二余本一、頗以相違」と述べた字句が通宗の識語とよく似ているが、特に意味がある訳ではなかろう。この奥書の筆者は通宗の識語を知っているので、つい真似をしたのであろう。

仁平四年奥書に見える「玄莫」「玄美」(英?)については従来確説がないようであるが、「玄英」が正しく、「十月」を意味すると考えられる（『時代別国語大辞典室町時代編』。易林本節用集等を典拠とする）。従って「玄英白月」で十月上旬である。

清輔本に関する奥書の後段については久曽神氏前掲書七〇頁に考察があるのでそれに譲ることとする。

付

曼殊院蔵本

存仮名序、巻一―八

〔南北朝〕写　　一帖

綴葉装。本文共紙表紙（二二・二×一四・四糎）、外題なし。右下に後代の筆（室町末ごろか）で「主早河」と墨書する。当時の所持者かと思われるが不明。現在は保護のため、厚手の茶色紙を二つ折にし、表紙代りとして本をくるんであり、その左肩に「片仮名古今」と打付書するがいずれも近時のものである。料紙、鳥の子。墨付、八九丁。遊紙、仮名序の次、巻四の次、巻六の次に各一丁、計三丁。本来遊紙となるべき第一丁は本文共紙表紙となり、末尾は巻八巻末で、以下の折が脱落し、裏表紙も付されぬままである。天地に横に押界があり、界高一四・三糎。眉欄四・二糎、脚欄三・九糎程の高さを有する。毎半葉、本文十行（時に九行、十一行）、仮名序八行（稀に九行）、何れも界なし。和歌二行書。片仮名交り。内題、「古今和歌集巻第一（―八）」、部立は巻第の下に、春哥上（下）、夏哥（「哥」朱補）、秋哥（朱）○上、秋哥（朱）○下、冬哥、賀歌、別離歌とする。

本書は『新撰和歌集』入集歌を示す墨合点（三番歌のみ朱合点）を歌頭に付す（六〇番歌を最後に以下なし）他、新院御本（本書では「花薗本」と称する）との校異が朱書で示されているが、朱書は褪色が著しく極めて判読しにくい。

また、本書は巻八までの零本であるため、奥書、識語の類は一切なく、更に他の清輔本諸本（顕昭本も含めて）に存する巻頭の通宗の端書も存しない。しかしながら、あらゆる点から見て清輔本であることは間違いない。通宗の端書を欠く理由は不明である。

次に本書の和歌の排列と有無の異同を示す。以下に記すように、異本歌は頭書されている。

八〇ノ次、異本歌1を頭書する。「見合或本有此哥（墨）」とし、詞書と和歌の頭に朱合点を施し、末尾に「此哥無花薗本（朱）」とする（位置諸本と同じ）。

八三ノ次、異本歌2を頭書する。「或本有此哥（墨）」とし、詞書と和歌の頭に朱合点を施し、末尾に「無花薗本（朱）」とする（位置諸本と同じ）。

八三、八六、八四、八五、八七の排列となり、「花薗本次第如此（朱）」と頭書し、朱線で花薗本は、八三、八四、八五、八六、八七の排列であることを示す（諸本と同じ、但し、宮は最初から八六、八七の排列をとる）。

二七、二八の排列で、二八を二七の前に移す朱線符号あり。花園本は二八、二七の排列との注記である（注記本書のみ、但し注記は正しい）。

一五四、一五三の排列となり、両者の間に「此哥二首前後（朱）」とする（注記本書のみ、但し注記は正しい）。

二五四、二五三の排列となり、両首の間に「二首前後（朱）」とする（注記本書のみ、但し注記は正しい）。

三〇七、三〇六の排列となり、三〇六を三〇七の前に移す朱線符号を付し、「花園本ニ此哥在レ前也、但題不知トナラベル不審」と朱書頭書する（諸本と同じ）。

さて、それでは本書は清輔本諸本中いかなる位置を占める伝本であろうか。奥書識語の類を欠くため、内部徴証による他ない。

本書の影印本の解題において浅見緑氏は「識語がなく、清輔本のいずれの系統本とも判定し難いが、従来知られているものに比べて独自の内容をもつ。（中略）傍書・頭書・脚書の中には、現在知られている清輔本の中に存在しないものもある」（五三二頁）と述べられている。浅見氏の指摘の如く、本書は伝本の少ない清輔本古今集に新たに一本を加えるのみならず、新出の系統本である。

ところで、本書の性格に検討を加えるに先立ち、あらかじめ確認しておきたいことがある。それは、本書と静嘉堂文庫蔵寛親本の原本が僚巻ではないことである。既述した如く、清輔本や顕昭本古今集にはしばしば片仮名本が存在するが、それらは系統を知る手がかりとはならない。従って片仮名本であるからと言って、同一系統、もしくは類似の系統本であると考えるのは危険である。しかしながら、本書は巻一―八を存し、彼は巻十一―二十を存するのであるから一応検討が必要である。すると十分検討するまでもなく、本書は綴葉装両面書き、彼は消息の反故を反した片面書き（現状は袋綴と思われるが、本来巻子本であったかもしれないことは先述した）で僚巻ではありえない。しかも、本書は異本歌を頭書するのに対し、彼は本行中に書いており、前者は清輔本として比較的後期の伝本、もしくは顕昭本の徴証であり、後者は比較的初期の伝本の徴証である。更に、各巻巻首の歌数表示においても、本書は「歌六十六首、其外他本哥二首勘ニ入之一」（巻二）と「勘ニ入之一」型で後期の表示法を採るのに対し、彼は「六十一首（墨）、此外他本哥二首カキ入ラレタリ（朱）」（巻十三）と「カキ入ラレタリ」型で

あって、両者は僚巻でないのみならず、同一系統本と考えることもできない。

右の比較によって計らずも、本書は清輔本の中、初期段階の伝本ではなく、寧ろ後期段階の伝本である可能性が高いことが推定されるに至った。つまり、恐らくは永治二年本より後の伝本ではないかという推定である。

一方、異本歌を本行でも書入れでもなく、頭注で示すのは寧ろ顕昭本の特徴であるが、勘注の形式や内容からは全く別系統であり顕昭本とは考えられない。

以上の如く考えた時、奥書が知られるのみで、伝本の存在が確認されていない仁平四年本が候補として上ってくることになる。しかし、仁平四年本の本文は全く知られていないので、奥書を有しない本書を比較すべき何物もないことになる。

唯一の手掛りは昆沙門堂本『古今集註』である。先に述べたように、昆沙門堂本『古今集註』の用いる古今集本文は定家本系統の一本かと推測され、仁平四年清輔本の面影を何ら止めていないが、注文中に清輔本の勘物と覚しきものをしばしば引用している。

既に指摘されているように、(44) 昆沙門堂本『古今集註』は幾つかの注の集積によって成立しており、注相互に所説が矛盾することにも概して無頓着である。清輔本古今集の勘物の裁ち入れは、注本体の成立とは関係の乏しい最後の段階に至って行われたと覚しく、近時、昆沙門堂本系統の古今集注として紹介された何れの注も清輔本からの勘物の流入は認められない（本書と同じ巻に収められている曼殊院蔵「古注」も昆沙門堂本系の古今集注であるとされているが、やはり清輔本と接触した痕跡はない）。

手掛りというのは、この昆沙門堂本『古今集註』に取り入れられた清輔本（仁平四年本と考えるのが常識であろう）の勘物であり、これを本書を含め、清輔本、顕昭本諸本と比較し、果してどの程度の一致を見るかを検討し、それによって本書が仁平四年本である可能性が存在するか否かを明らかにしたい。その際、昆沙門堂本『古今集註』は清輔本の勘物を引用するに当ってそれと断らないので、あくまで清輔本諸本との比較によってそれと認定することになる。また、昆沙門堂本『古今集註』に勘物が引用されれば、依拠した清輔本のその箇所に勘物が存在していたと推定できるが、引用がない場合、依拠した清輔本に勘物がなかった証にならないことは言うまでもない。

従って清輔本諸本間で勘物の有無やその字句の異同が大きい箇所が特に注目されることになる。

その結果はどうであるかと言うと、本書の勘物は毘沙門堂本『古今集註』引用の勘物と一致する率が著しく高く、種々の点から、本書が仁平四年奥書本である可能性が高いと考えられるに至るのである。以下にその例を示すこととする。

仮名序「延喜五年四月十八日」

毘沙門堂本古今集註（以下毘と略称、二六頁）

追勘云、延喜五年四月十八日トアルヲ仲実朝臣所レ勘古今目六ニ以ニ此日一称ニ奏覧之日一ト、勘失歟、尤多レ疑、マヅ此序ニオノ〳〵仰ラレテトアルハ宣下ノ日ト見タリ、又五年以後ノ歌多載レリ之、所謂延喜十一年亭子院歌合歌、同七年法皇幸ニ西河一之時歌在也、又真名序ニ四月十八日貫之謹序カケリ、以ニ初年月一書レ之ハ書作之習也、品定方（ママ、亦カ）ハ延喜六年正月叙ニ従四位下一、而用ニ朝臣字一、彼人四品之後撰了

本書

仲実朝臣所レ勘古今目録ニ以ニ此日一撰畢由所在（ママ）也、然而多其疑アリ、先此序ニ某〳〵ニ仰ラレテトカケルニ宣下日トミエタリ、次ハ五年以後哥載レ之、所謂延喜十一年亭子院哥合、同七年法皇幸ニ西河一之時哥等也、（中略）真名序同四月十八日貫之謹序ト書、以ニ初年月一書レ之ハ書籍之習云〻、又定方ハ延喜六年正月叙ニ従四位下一、而用ニ朝臣字一、彼人四品之後撰畢歟、被レ撰ニ此集一所同御書所歟

この注は、毘沙門堂本に対応する注を持つのは本書のみで、永治二年本、保元二年本はそれぞれ異った注を付し、対応させることが全く不可能である。また、顕昭本は保元二年本とほぼ等しく、順序のみ入れ換えている。

六「ハルタテバ」歌

毘（二八頁）

○素性ハ良峰宗貞二男、任良国流（住）（因院）、仍賜ニ良国（因）朝臣号一、彼寺遍昭建立云〻、歌卅五首

本書

左少将良峯宗定二男、由性僧都弟也、寛平法皇遊ニ覧宮滝一之時、依レ住ニ良因院一賜ニ良因朝臣号一、彼寺遍照建ニ立之一、哥卅五首

宮

左少将良峯宗貞二男、住ニ良因院一、仍賜ニ良因朝臣号一、由性僧都弟、卅五首

尊

卅五首、左少将良峯宗貞二男、由性僧都弟、寛平法皇遊覧宮滝二之時、依レ住二良因院一賜二良因朝臣号一、彼寺遍照建立云々

天（伏欠丁）

注なし

諸本字句に異同があり、この箇所では本書は毘沙門堂本に一致するとは言い難いが、先にも述べたように、入集歌数を書く位置は、永治二年本までは、注の末尾であり、しかも全歌人ではなく、本書と毘沙門堂本は位置が定まらないが、ほぼ全歌人に記入し、保元二年本は冒頭に全歌人記入し、顕昭本は歌数を記入しない。

このうち、本書と毘沙門堂本に限ると、両者とも入集歌数を記入する場所が一定しないが、必ずしも不定の状態が一致する訳ではない。ただし以下の如く作者勘物の字句や形式の類似は否めないものがある。

七「コ、ロザシ」歌

毘（二九頁）

○読人不知歌四百五十四首、其中短歌一首、旋頭歌三々、但此中(ママ)箸註作者、高津宮一々、斎宮一々、前太政大臣二々、橘清友一々、天地天皇一々、奈良二々、人丸七々、中臣東人一々、黒主一々、三人翁三々

○無名歌惣数目六無二相違一、但春下無二一首一、恋一首加、自全部(ママ)無二相違一、前太政大臣并黒主歌、或現二作者一也、或箸(ママ)註、是同奏聞二伝之一、无二慥所レ見歌歟、又出二奈良帝并人丸等一者、事書言之故也

本書

無名哥惣数目六無二相違一、但春下無二一首一、恋一首加、自餘都無二相違一（朱）

前大政大臣并黒主等哥、或所現二作者一也、或所着レ注、是雖二口伝聞レ之無二慥所レ見哥歟、又於二奈良帝并人丸等一者事幽異(ママ)之故歟

読人不知哥四百五十四首、其中短哥一々、旋頭三首、但此中着レ注作者、高津宮一首、斎宮一々、前大政大臣二々、橘清友一々、天智天皇一々、奈良二々、人丸七々、中臣東人一々、黒主一々、三人翁（以上墨）

宮

前太政大臣并黒主等、或所現二作者一也、或所着住(ママ)、女何、案也(ママ)

其人哥ト許口伝二聞伝天慥無レ所レ見哥、以レ之着レ注歟

読人不知哥四百五十六首、其外短哥一々、旋頭三々、但此中

着レ注作者、高津宮一々、斎宮一々、前太政大臣一々、橘清友一々、天地天皇一々、奈良二々、近江采女二々、人丸七々、中東人(ママ)一々、黒主一々、三人翁三々（以上墨）

尊

前大政大臣并黒主等、或所見ニ作者一也、或所着レ注、是雖ニ口伝聞ヲ之不レ知ニ定説一哥歟（墨）

以下一四「うぐひすの」歌ノ箇所ノ注トスル

無名哥惣数目録無ニ相遠一、但春下無ニ一首一、恋一有ニ一首一加、自余部無ニ相遠一（朱）

読人不知哥四百五十四首、其中短々一々、旋頭々三々、但此中着レ注作者十三人（墨）

天（伏欠丁）

前太政大臣并黒主等、或所現ニ作者一也、或所著レ注、如何、案レ之其人哥ト許口伝ニ聞伝于レ慥無レ所レ見哥、以レ之着レ注歟（墨）

この箇所は、各系統本間の異同が著しく注の変遷の過程もよく見てとれる。本書が毘沙門堂本に一致し、他の諸本が異っていることは明らかである。

また、本書と毘沙門堂本との一致以外にも顕昭本が必ずしも保元二年本（尊）の延長線上になく、永治二年本（宮）に拠る場合もあることを示す点でも興味深い。

三八「キミナラデ」歌

毘（三七頁）

友則、歌四十五首、延木四年正月廿四日転ニ大内記一

本書

卅五首、延喜四年正月廿四日転ニ大内記一、目録云、延喜七一二月転文任(?)ニ大内記一、可レ尋、友則替云々

この作者注が存するのは本書のみ、紀友則に関しては、清輔本（顕昭本も）諸本は何故か本書を除き作者注がない。

三九「アキ、ヌト」歌

毘（六四頁）

敏行ハ于レ時従四上右兵衛督、寛平九年、従四位下按察使富士麿男、母正四下刑部卿紀名虎女、紀有常妹子歟、歌十九首、但一首未定

本書

敏行、従四位上右兵衛督、寛平九年任レ之、従四上按察使富士麿男、母正四下刑部卿紀名虎女(ママ)能書也、十九首、但一首未定、紀有常姉子歟

宮

目六云、敏行、従四上右兵衛督寛平九、従四上按察使富士丸男、母正四下刑部卿紀名虎女、十九首

尊

十九首、目云、敏行、従四上右兵衛督、寛平九年任レ之、従四上按察使富士麿(ママ)男、母正四下刑部卿紀名虎女、能書也、夢不レ慎書ニ経論一、忽遇ニ鑒誡一、具見ニ自伝一、紀有常妹子歟

伏

右兵衛督従四位上、元右少将、按察使昌麿男、母正四位下刑部卿紀名虎女（脚注）

敏行能書也、夢不レ慎書ニ経論一、忽過ニ鑒誡一、具見ニ自伝一、紀有常姉子歟（頭注）

本書が一致していることは明らかである。

二五「ヲナジエニ」歌

毘（七九頁）

勝臣ハ元慶七年任ニ阿波権介一従五下安継男、歌三首

本書

勝臣、元慶七年任ニ阿波権介一、従五下安絶男、三首

宮

目云、勝臣、元慶七年任ニ阿波権介一、従五下越後介発生男、三首

尊

三首、目云、勝臣、元慶七〻任ニ河(ママ)波権介一、従五上(ママ)越後介発生男

伏

元慶七年任ニ阿波権介一、従五位下越後介発生男

本書の「安絶男」、毘の「安継男」は他の諸本の「発生男」に対して同根であることは明らかである。

二六二「ヲクヤマノ」歌

毘（八四頁）

関雄ハ従五下斎院長官、六位之時号ニ東山進士一、彼旧宅今禅林寺是也、従三位真度(ママ)五男、天長嘉祥人、歌二首

本書

関雄、従五下斎院長官、六位之時号ニ東山進士一、彼旧宅今禅林寺是也、従三位真夏五男、天長嘉祥人、二首

宮

目云、関雄、従五下斎院長官、号ニ東山進士一、彼室宅今禅林寺是也、従三真夏五男、天長嘉祥人、二首

尊

二首、目云、関雄、従五下斎院長官、号二東山進士一、彼旧宅今禅林寺是也、従三真夏五男、天長嘉祥人

伏

治部小甫、関雄、従三位真夏五男、従五位下、斎院長官(朱)○号二東山進士一、彼旧宅今禅林寺是也、天長嘉祥人

「六位之時」を有するのは本書と毘沙門堂本のみである。

一方、毘沙門堂『古今集註』と本書が一致しない例もない訳ではない。

三五「ムメノハナ」歌

毘（三六一七頁）

兼輔集詞云、シノビタル人ノウツリガノ人トガムバカリシケレバソノ女ニトアリ

本書にはこの注がないが、他の諸本には全て存在する（伏欠丁）。

この他にも若干の異同が存するが、例示したような本書独自の一致を覆すようなものはない。

勘物の一致は以上の如くであるが、本書と毘沙門堂本『古今集註』所引の清輔本の一致点はもう一つ存在する。

それは、両者が新院御本(崇徳院御本)を「花園本」と呼称していることである。この呼称は当時ほぼ同じ意味で両者何れも用いられており、清輔も『袋草紙』等において「花園左府本」と呼んでいるので、このこと自体は何ら奇とするものではない。

しかしながら、清輔本（顕昭本も）においては、本文中では「御本」と呼び、巻末に「号二御本一ハ新院御本也」と注記するのが常である。これはこの本が崇徳院在位当時、貫之自筆もしくは貫之妹（女）自筆の証本として重んじられ、しかも天皇所持の本であることから特別視され、単に「御本」と呼ばれていたことを示すように思われる。天皇の譲位に伴って「御本」がやがて「新院御本」と呼ばれるようになったのであろう。

ともあれ、清輔本古今集は「新院御本」の呼称を用いている。

ところが本書は、他の諸本が「御本」とする箇所をことごとく「花園本」としている。

例えば異本歌であることを示す朱書の注記も、他の清輔本は「無二御本一」とするが、本書は「此哥無二花園本一」（異本歌1）とし、また、八三～八六の排列の異同の注記も諸本は「御本次第如レ此」とするが、本書は「花園本次第如レ此」としている。(45)

一方、毘沙門堂本『古今集註』所引の清輔本も全て「花園本」

と呼んでいる。まず、仁平四年の奥書中で、「至ニ朱筆一花薗左府本説也」とあり、他の清輔本が奥書で「御本」と称し「号ニ御本一ハ新院御本也」とするのと異なっている。また勘物の引用中でも「花薗本」と呼び、「御本」と呼んでいない。以下昆沙門堂本に「花薗本」の呼称が現われる箇所を検討する。

七「イザ、クラ」歌

昆（四五頁）

花薗本ニハ、イトサカリトアリ

本書

花薗本ニモイトサカリ（朱）

他の諸本にはこの注はない。

異本歌2「ユキトミテ」歌

昆（四六―七頁）

此哥（八三）并詞ノサキ（前ノ意、稿者注）ニ或本有也、花薗本ニ無也、花薗本ト云ハ花薗左大臣本也、定家モ是ヲ勝本ト被ㇾ存歟、私云、此歌ハ定家書而被ㇾ正（止カ）也

（異本歌2ノ詞書ト和歌アリ、省略）

カヤウニ或本ニアレドモ家本無ㇾ之間不ニ書載一也

この箇所は敷衍されているが、基本は本書の注記「或本有ニ此哥一（墨）」「無ニ花薗本一（朱）」であることは明らかであろう。

本書に存する巻一―八の範囲では以上二箇所である（残る一箇所は後述する）。

以上述べたように「花薗本」という呼称も、本書と昆沙門堂本『古今集註』所引の清輔本との著しい一致点であり、両者が同一系統本ではないかとする推定に有力な一根拠を提供するものとなろう。

結論すれば、曼殊院蔵本は奥書を欠くため何れの系統本であるかを決定づけることは出来ないが、昆沙門堂本『古今集註』所引の仁平四年本と一致を見るため、仁平四年本である可能性が高いと言えよう。

このようにして、本書を仁平四年奥書本の一本とほぼ認定しえたことにより、本書と昆沙門堂本『古今集註』とを用いて仁平四年本の性格を明らかにすることもできる。つまり、昆沙門堂本の仁平四年本の勘物の引用態度が比較的忠実であることが明らかになったことにより、巻九以下においても、清輔本の勘物と思われる部分を取り出して、考察の対象とすることが可能となるからである。

まず清輔本は仁平四年本の段階に至って初めて真名序が正式

に組みこまれたのではないかと考えられる。仁平四年奥書に「真名序、予所書加也」とあることから、仁平四年本には清輔の加えた真名序が存在したことがわかる。一方、それ以前の伝本では、天理零本の真名序は顕昭本系統本との校合によって加えられたもので本来のものではなく、静嘉堂寛親本には存在しなかったと思われ、宮本家本も位置や白文であることから付加であり、結局何れの伝本にも本来真名序はなかったと考えられる。[46] 従って仁平四年本に至って初めて清輔公認の真名序が付されたと考えられる。

本書は巻末がなく、当然のことながら真名序の有無は確認出来ないが、その存在を示唆する徴証は存している。それは、仮名序冒頭の「此集可用真名序歟、予有聊所見也」の注記である。この注記は内容的に真名序に関わりがあるのみならず、零本欠丁等で確認出来ない伝本を除くと、この注記のない本（宮）は真名序がなく、注記のある本（尊天）は真名序を有するという相関関係が存在する。[47] 従ってこの注記は清輔の真名序採用に際して書き加えられたものではなかろうか。

いささか推測に亘り過ぎているが、この注記を存する曼殊院蔵本は真名序を有していたと考える。

次に異本歌について考えたい。

本書は巻一―八のみ存するため、異本歌は二首しか該当部分に存在しないが、何れも頭書形式である。異本歌の記載方式は清輔本では一定の傾向があり、初期段階では、本行に区別なく書き、頭注によって異本歌であることを示すが、次第に、平仮名と片仮名による区別や書入方式によって、区別を明瞭にする傾向が顕著になり、顕昭本に至って遂に頭書となる。保元二年本がその過渡期と思われる。

以上が諸本を見渡しての傾向であるが、本書が仁平四年本であるなら、その流れに反していることになる。本書が仁平四年本である可能性は種々の点からかなり高いのであるが、この点のみは万一の不安を抱かざるを得ない点である。

なお、異本歌に関しては、毘沙門堂本『古今集註』にも触れておくべき点がある。

先述した異本歌2の箇所もその一つであるが、毘沙門堂本には異本歌に言及した箇所が何箇所かある。定家本の墨滅歌に言及した箇所とは別に、明らかに清輔本によると認定出来るものである。ところで、毘沙門堂本は清輔本の異本歌全てを指摘せず、僅か三首のみ言及している。

異本歌1（八一ノ前にありとする）
異本歌2（八三ノ前にありとする）
異本歌9（六八ノ前にありとする）

三首しか言及しなかった理由は明らかでないが、この注記が清輔本以外の本によるのではないかと考えるのは、異本歌2、9の箇所に「花薗本」の名が見えるのであるから当らない。異本歌2は既述したが、異本歌9は曼殊院蔵本の存在しない巻十四の箇所である。次に引用する。

此歌（六八）ノ前ニコノ歌アリ、

道シラバツミニモユカムスミヨシノキシニヲフテフ恋ワスレ草

但此歌定本ニ無レ之間不レ書レ之、花薗ノ本ニモ無レ之、通宗本ニハ以二片仮名一書二入之一、但又目六ニハ七十一首トテ現在七十首アリ、若以二此歌一為レ数歟、其失知レ何（ムトカ）（一六四―五頁）

この記述の全てが清輔の注でないことは、「定本（定家本）」という字句があることからも明らかであるが、「花薗ノ本」（最小限この語は清輔本の語句であろう）以下の骨子が仮に清輔の注なら注目すべき点がある。それは「通宗本ニハ以二片仮名一書二入之一」と見えているので、清輔が通宗本には異本歌が「片仮名」で書き入れられていると証言していることになるからである。

稿者は異本歌は全て通宗本の段階で本行に、区別は注記のみでそのまま書き入れられていたのではないかと考えるものであるが、本稿で縷々述べたように、決定的な証拠は一つも存在していなかったのである。そこでもし、この証言が清輔のものであるならば、通宗本に異本歌が存した一証となり、逆に片仮名で書き入れられていたとすると、その点は推定に反することになるのである。

しかし、以上は全て、「通宗本ニハ云々」が、清輔の注であるならばの条件つきでの論である。実はそうは認められないと考える。

右の注は、清輔の注ではなく、毘沙門堂本『古今集註』に清輔本古今集の勘物を裁ち入れた人物が清輔本を見ながら、この箇所に加えた注であろう。つまり異本歌9が清輔本に存在することに気付いた後、それが定家本にないことをまず確認して、他の歌と同等に扱わないこととし、次に清輔本に「花薗ノ本ニモ無レ之」と注されていることを紹介し、目前の清輔本ではこの歌が「片仮名」で書き入れられていると述べたのである。

どうしてこのようなことになったのかと言うと、毘沙門堂本『古今集註』の著者（の一人）は、目前の清輔本の巻頭に通宗の識語があり、奥書に「(以ニ)若狭守通宗朝臣自筆本一書ニ写之一」とあるのにつられてついその本を「通宗本」と呼んでしまったのであろう。

すると、異本歌2の場合、曼殊院蔵本には、「花薗本」と呼称する以外何ら格別な注記はなかったにもかかわらず、毘沙門堂本の注は詳細であったことに思い至る。この場合も仁平四年本に特別な注記があると考えるのは期待し過ぎと言うべきであろう。

従ってこの注によって通宗本の片鱗を窺うことは出来なくなったのであるが、この注に全く価値がなくなったわけではない。これによって、用いられた清輔本の姿が推測できるからである。

まず「此歌ノ前ニコノ歌アリ」という言い方は、異本歌が頭書されているようには思えない。本行もしくは書入れであるかの如くである。更に「通宗本ニハ以ニ片仮名一書ニ入之一」とあるのを見ると、毘沙門堂本のよった清輔本は平仮名本で、異本歌が片仮名で（この場合、他の歌と同じ大きさか、小さく書き入れてかは明らかでないが）書き入れられていたことになる。これは曼殊院蔵本とは形式を異にしていることになる。

推測の上のことであるので、これ以上の穿鑿は差し控えるが、曼殊院蔵本が仁平四年本であることの可能性は高くとも、それが唯一の形態でないことも一応念頭に置いておくべきであろうと考える。

更にもう一点、本書並びに仁平四年本について問題としたいことがある。

それは、この系統本に限って「新院御本」とせず「花薗本」と呼称するのは何故かということである。

その理由を考えると一段と推測が多くなるが、そこには本系統本の性格に関して重要な問題が含まれていると思われるのである。

稿者の推測を初めに述べると、東宮時代の二条院に進覧された清輔本は仁平四年本であり、その際、崇徳院との微妙な関係に配慮して、「新院御本」「御本」の字句を悉く「花薗本」に改めて新たに清書がなされたとするものである。

右の推測の当否はさて置き、二条院進覧の清輔本がどの系統本であるかは、従来諸家の問題とされて来たところである。(48)

本来ならば、先学諸家の考察を逐一紹介して論を進めるべき

であるが、諸家の考察には何れも含みがあり、短く要約すると反って誤りを犯す恐れがあるので、先学に従いながら稿者なりに整理することとする。御寛恕ありたい。

清輔本古今集の二条院進覧に関しては保元二年本奥書と『顕註密勘』奥書が中心で、その他、永治二年本奥書、雅俗山荘蔵本奥書も参考になる。

保元二年本奥書（尊経閣文庫蔵本）

此本従二坊御時一召二籠内裏一数年之後平治元年七月九日返預也、仰云、此本披露無レ由思食、仍合二三帖一賜レ之、夢不レ可レ借二与他人一之由云々、仍弥秘也

以二若狭守通宗朝臣自筆本一書写古今也、文字仕不レ違二彼件本一、僧隆縁為二彼朝臣外孫一所二相伝一也、端書文彼朝臣筆也、以二片仮名一書入歌等同彼人所二考入一也、件古今貫之自筆、小野皇太后宮御本之流也、上下考物者管見之所レ及予所二記付一也、真名序又以同前、後日校二合新院御本一、朱雀（マヽ）筆彼御本説也、件御本以二貫之妹自筆本一書写古今云々、或説件本貫之妹自筆云々、但有二序注一、如二以有二疑殆一、件正本閑院贈太政大臣本云々、転々在二故花薗左府御許一、又陽明門院御本説間々注二付之一、大略不レ違二此本一、件本貫之自筆延喜御本云々、後顕綱朝臣給預、其後転々於二公信朝臣許一焼失了、若州号二讃州入道本一此本也、如レ此古今二箇度書二写之一、而為二難レ去人一被二収公一了、仍保元二年五月比更以書二写之一、至二今度一深秘二苔中一死後可二左右一而已

和歌得業生清輔

顕註密勘奥書（日本歌学大系本）

（前略）近年ある人、清輔朝臣の注古今と申草子をみせ侍し、注の外の事はかはらざりけりと云侍しに、のちに又彼秘本と申物みする人侍しかば、かれこれ不同いかに侍し事にか、いづれを書誤けん、おぼつかなくぞ侍し。件草子奥書、

（朱字）平治比見二合新院本一（是二条院神筆云々、不レ見二知之一。）

（墨字）此本数年召二籠内裏一、平治元年六月十九日返預畢。不レ可二披露一之由、有二其誡一。於二内裏一被レ改二表紙一畢。以二片仮名一書入畢（哥）。并異説等ハ皆以若州之所レ被二考付一也。其中有二延喜聖主御本之説一。号二讃州入道本一。朱付ハ当今御本貫之自筆之伝也。

後人手跡

是清輔朝臣自筆所二書写一本也。件本二条院召取以来、御自

筆勘二付異説一、御本返二給清輔一者也。其後伝二得件本一書二写之一云々。是則此注に御本と注本也。不レ入二此注歌之中一。

このまよりおちくる月のかげみればこゝろづくしの秋はきにけり

凡如レ此之詞不レ可二勝計一。

本記云 承久三年三月廿八日雨中注二付之一。　八座沈老在判(49)

永治二年本奥書（八五―六頁参照）と雅俗山荘蔵本奥書（一〇一頁参照）は既に掲げてあり、また重要性も低いので改めて記さない。

これらによれば、二条院の東宮時代（久寿二年九月二十三日～保元三年八月十一日〈一一五五―八〉、東宮十三―六歳）に清輔本古今集が進覧されることがあり、数年の後、平治元年（一一五九）七月九日（『注古今』は六月十九日）に返預されたという。

さて、二条院の東宮時代の終りまでに、永治二年（一一四二）、仁平四年（一一五四）、保元二年（一一五七）と年記のある奥書を有する三系統の清輔本は全て成立していたのであるから、清輔はその何れをも進覧することが可能であったわけである。しかしながら、進覧して「数年之後」が平治元年七月（もしくは六月）であることから保元二年五月成立の保元本であるとは考え難く、更に、かつて「難レ去人」に本を取られたので今後は門外不出とすると強調した奥書を持つ本を進覧するのは、秘本であることを示すためとしても適当とは思われない。

結局、かなり以前に成立していた永治二年本か仁平四年本を用いたと考えるのが順当である。保元二年本の奥書に二度書写し、共に取られたとあることから、二本共に二条院に進覧したとする見方もあり、これも有力であるが、二度共同じ人間である必要もなく、無理に二本共と考えなくともよいように思われる。このように考えると常識的には成立が新しい仁平四年本が進覧された可能性が高いと考えられる。

この場合に問題となるのは、仮に進覧されたのが仁平四年本であるならば、その原本を進覧したのか、それとも、改めて清書し直して進覧したのかという点である。言うまでもなく、原本を進覧したのであれば、それには「新院御本」とあった可能が高く、「花薗本」の表記に関する稿者の仮説は直ちに崩れる。その点に関しては何ら証拠がなく何とも言えないが、歌道家の長として原本を進覧してしまったならば、直ちに支障が生じることを思えば、やはり清書した副本を進覧したのではあるまい

か。更に、この場合は『注古今』も一緒であった可能性があり、そっくり原本を進覧したとは一層考え難い。また、勘物の様式等が順次改められていくところを見ると、通常はある程度注の増訂が積み重ねられた段階で、奥書を更めて次の清書本を作成したのではあるまいか。（あるいはその他に確認のための総原本とでも称すべきものがあったかもしれない。）

もし、進覧の際に清書がされるのであれば何故奥書がそのままにされるのかという疑問も生じるが、過去の年記を有することが、由緒を物語ると考えたのでもあろうか。

以上、既に推測を重ねすぎた感があるが、仁平四年本は何故「新院御本」とせず「花薗本」とするのかという疑問に対する仮説には、更に推測を加えなければならない。

二条院の東宮時代は保元元年（一一五六）七月に勃発した保元の乱をその期間に含んでいる。従って崇徳院と東宮守仁との関係は微妙なものがあったと考えられる。

清輔本古今集を東宮守仁に進覧するに当って、保元の乱後なら一層であるが、以前でも「御本」という表記（これが崇徳天皇在位中に用いられた特別の呼称である可能性については既に言及した）が頻出することに多少の憚りがあったのではなかろうか。

勿論、清輔自身、保元の乱後一年も経ぬ内に成立した保元二年本では相変らず「御本」「新院御本」の呼称を用いているので、一般的にそのようなことが問題とされたとは思われない。

ただ、この場合は、「花薗本」「新院御本」の名称は両者同じ意味で一般に用いられ、しかも何れを用いてもよい状況であり、東宮守仁はまだ若く、清輔も親しく存じ上げないという場合でもあり、無難な「花薗本」の呼称に改められることはありうる推測と考えられる。

この場合、先に、保元の乱以前でもと述べたが、乱以後の方が都合が良いのは言うまでもない。

清輔本古今集進覧の時期には相反する二条件があり、平治元年が「数年之後」となるには遡る方が好都合であり、東宮の年令（東宮時代十三―六歳）からすると、遅い方が好都合である。久曽神氏は十三歳でも年少過ぎはしないとして、立坊間もない頃を想定されている（前掲書研究編八七頁）。

しかし、前述の私見が認められるならば、保元の乱後、保元元年の内で、東宮十四歳、平治元年まで足掛け四年として左程不自然とは思われないのではなかろうか。（久曽神氏説との差

は僅か一年であり、殊更異を立てるに及ばないかもしれないが。）

この場合、更めて清書するに際し、奥書中の「新院御本」も「花薗本」に改め、本文中の「御本」も全て「花薗本」に改めたと考えられる。その他、永治二年本の仮名序「ちうたはたまき」の箇所に存在した「和哥千一百一首也、付云吉云千哥一歟、但射山御本ニハ千九十五首也、件本貫之自筆云々」の注（建久五年本にもこの注存す）も削除され、これは保元二年本でも復活せず、顕昭本で復活することになった。

以上、末尾に至り、砂上楼閣的な推測を行い、内心忸怩たるものがあるが、最後に本書の特色ある異文を別注に掲げて、本項を終えることとする。(50)

本書の本文は一字単位の脱字がかなり目につく（一覧には一部のみ掲げた）等、本文は必しも良好ではないが、左程明確な特徴はなく、独自異文、他の一、二の清輔本への一致等、満遍なくあらわれる感がある。その中では朱補入の箇所で顕昭本との一致、類同がやや注目される程度である。

右の曼殊院蔵本の項は拙稿「曼殊院蔵清輔本古今和歌集管見」（「汲古」20平3・12）と論旨を同じくする所があることを承知されたい。

〔注〕

（1）　先に掲げた『袋草紙』で「和歌千九十九首」とするのは、古今集目録に言う歌数に従ったものであり、清輔本は千百首であることは、巻十一巻首に「如目六八十二首也、無名歌一首過之（朱）」、巻末の目録で「第十一恋一八十三首他本哥有二一首」に注して「如目六恋（一）、哥八十二首也、無名哥一首過之、以何哥可除哉、凡千九十九首可為証本」（尊経閣蔵本）とあることより明らかである。つまり、巻十一のよみ人しらず歌の歌数が一首多く全体で千百首が清輔本の歌数で、内容、歌数共に雅経本（俊成本、定家本とも）に一致している。

但し、新院御本の総歌数が千九十五首であるとする記述が宮本家本の注記と今城切奥書に見えており、この点は不審である。なお後述する。

（2）　清輔本と雅経本とが排列を異にする箇所を新編国歌大観番号で示すと次のようになる。先に掲げるのが清輔本、次に掲げるのが雅経本である。

A、七六、七七―七七、七六、B、八三、八六、八四、八五、八七、八八―八三、八四、八五、八七、八六、八八、C、一一七、一一八―一一八、一一七、D、一五四、一五三―一五三、一五四、E、二五四、二五三―二五三、二五四、F、三〇七、三〇六―三〇六、三〇七

不審なのは雅経本の排列が定家本（俊成本も同じ）と一致しない箇所が、ABCと三箇所もあり、内ACの二箇所は定家本と清輔本が一致して雅経本と対立している。一方、Bは複雑で、清輔本の注記による新院御本の排列は、八三、八四、八五、八六、八八、八七、八九であり、清輔本、雅経本、清輔本の注記と四者悉く異なり、混乱している（但し、清輔本の中、宮本家本は最初から八八、八七の排列をとっている）。何れにしても、ともに新院御本によった筈の雅経本と定家本の排列に異同があるのは不審を禁じえない。

なお、後述するが、近時発見紹介された曼殊院蔵の清輔本ではCの箇所に朱で雅経本と同一の排列を指示している。

また、これも後述するように静嘉堂文庫蔵榎本寛親模写本のみは独自の排列の箇所が幾つかあり、他の清輔本とは一線を画する。

（3）久曽神氏前掲書研究編三六頁以下、藤原俊成筆御家切の項に詳細な考証がある。

久曽神氏が指摘されるように、清輔本と御家切の勘物の一致は、明らかに何れかが何れかをそっくり転記したものであり、しかも、清輔の『注古今』（『奥義抄』と密接な関係があると考えられている）との対照箇所を示すと思われる「別紙」という語句まで一致することから、清輔本の勘物を俊成が御家切に転記したとしか考えられない。

とするならば、俊成の行為は相当奇妙だと言わざるをえないであろう。清輔本の勘物を手元の本にそっくり書き入れるのはともあれ、「別紙」の記述に至っては、清輔の『注古今』を前提にしたものであるからそれのみでは何の意味も持たないものだからである。あるいは、俊成は清輔本古今集に付属していた『注古今』までそっくり書写したのであろうか。

もっとも、見方を変えれば、俊成は御家切を公開する意図は全くなく、手元の本に手控えのつもりで、寓目し

た清輔本の勘物を書き入れ、資料としたにすぎないとも考えられ、たまたまそれを目にすることが出来た我々が不審に思う程の事ではないのかもしれない。

(4) 『曼殊院蔵古今伝授資料』第一巻（平2刊、浅見緑氏解題）所収。

(5) 『古筆学大成』第三巻（平1刊）の小松茂美氏による分類に従う。

(6) 清輔本の異本歌は十五首である。西下氏が「異本の歌十六首」と述べられたのは、尊経閣文庫本においては、△ノ次にある異本歌「ゆきとみて」がまず平仮名本行で、ついで片仮名書入れで重複書写されているのを二首とされたためである。

(7) 新院御本を忠実に伝えるとされる伝本には雅経本の他に、藤原教長筆今城切が存在している。久曽神、小松両氏著書における切の集成によって清輔本諸本と比較すると（久曽神氏『崇徳院御本古今和歌集』にその時点での比較がある）、明らかに清輔本朱校に言う新院御本は雅経本に近く、今城切は特徴的な点において異なるところがある。雅経本が墨傍書を有する箇所で今城切と比較可能な箇所についてみると、今城切には傍書等、本文が二通り以上ある箇所はほとんどなく、雅経本の本行、傍書の何れかに一致しており、僅かに本行に一致する場合が多く、結局、雅経本の墨傍書の性格を明らかにするには至らない。

なお、『諸雑記』によれば、今城切の藤原教長奥書に、

治承元年八月十九日書写了。此本花薗左大臣有仁相伝、秘蔵深納箱底、貫之妻手跡云々。貫之取捨之、哥傍有直付事等、是多貫之自筆也。讃岐院在位御時、借召之。観蓮在俗為近臣。申請所書写也。哥数相諧、序詞尤足為証本而已。　釈観蓮（後略）

とあり（初めて紹介されたのは伊藤寿一氏とのことであるが、ここでは、浜口博章氏『中世和歌の研究資料と考証』〈平2刊〉の翻刻により、私に返点を付した。初出は「国語国文」昭24・10～11）、この奥書によれば新院御本（花薗左大臣御本）には、貫之自筆で「哥傍」に「有直付事等」ったということであるから、あるいは雅経本の墨傍書はこれを反映していると考えられなくもない。しかしながら、現段階では何れとも決し難く本

稿では、そこまで論ずる力もないので、疑問を呈するに止めることとする。

(8) 静嘉堂寛親本の一〇八三左注は「コレハ貞観御時ベウノミマサカノ哥」とあり、その右に小字で「ミヅノヲノオホムベノミノ、クニノウタ」とする。これに関して同本は独自の注を有するが、この点は、静嘉堂寛親本の項で述べることとする。

(9) 伏は「シル(朱)」であるが、三本の合点が付されており、墨二本、朱一本は共に「シ」に付されているので、顕昭が新院御本を「シル」と考えた可能性もある。

(10) 宮は「むかしへ(朱)」で「むかしへ」に朱合点があり、新院御本が別途の校合で「むかしへ」とあったと解されなくもないが、宮は他にそのような例がなく、作者に付した朱合点を歌にも付したと考え、新院御本は「イニシへ」と示していると考えるべきであろう。

(11) 顕昭本におけるそのような例を挙げる。上段に雅経本、清輔本共通の本文(原則として尊経閣本で示す)を、下段に伏見宮旧蔵顕昭本、天理蔵顕昭本の本文を掲げる。なお、清輔本中、穂伏一の二本は顕昭本の本行との一致度がやや高いが、ここでは、顕昭本独自の朱校を示すのが目的であるので細部には拘らない。

仮名序　山のへのあか人—○(朱)(伏)、の(天)

同　御書のところの—(朱)(伏天)

二　はるのたちけるひ—ハル(朱)(伏天)

九　つらゆき—キノツラユキ(墨)(朱)(伏)、つらゆき(天)

四〇　むめのはなをおりて—ハナヲリテ(朱)(伏)、はなをゝりて(天)

四一　はるのよのむめの花—ヨムメノ(朱)(伏)、よむめ(天)

五三　さきのおほいまうちきみ—サキノ大キオホイマウチキ(朱)君(伏)、さきのおほいまうち君(天)

六六　さくらをみてよめる—○ミテ(朱)(伏)、みて(天)

六八　あひしりて侍ける人—アヒシレリテハヘリ(朱)ケル人(伏)、あひしれりける人(天)

同　はなにさしてつかはしける—○ハナニサシテ(朱)(伏)、本行(天)

七九　山さくらを—ヤマノサクラヲ(朱)(伏)、やまのさくらを(天)

八〇　わつらひはへりける時—○ハヘリ(朱)(伏)、本行(天)

八六　さくらのはなの—○（伏）、ナシ（天）

九五　まかれりけるときに—マカリ（伏）、まかれり（天）

一〇三　ありはらのもとかた—○（伏）、本行（天）

一一九　花山—ハナ（伏天）

一六九　藤原のとしゆき—ノ朝臣（伏）、の朝臣（天）

一八一　そせい—ホウシ（伏）、ほうし（天）

二一八　藤原のとしゆきの朝臣—トシユキノ朝臣（伏）、ふちはらのとしゆきの朝臣（天）

二三七　僧正へせうか—○（伏）、本行（天）

二三八　まかりける時—マカリタリケル時ニ（伏）、まかりたりける時（天）

巻五部立　秋哥下—秋○下（伏）、秋哥下（天）

二六九　きくの花を—ハナ（伏）、はなを（天）

二七五　きくうゑたるを—タリケル（伏）、たりける（天）

二三四　このうた—（雅経本ハ「この歌は」）—ハ（伏）、は（天）

二三五　雪のふれる—フル（伏）、ふれる（天）

二三八　まかりける人を—マカリニケル（伏）、まかりにける（天）

二三八　かの御おはに—御オハニ（伏）、かの御おはに（天）

二三八　あつらへられてよめる—アツラヘラレテカハリテヨメル（伏）、あつらへられて○よめる（天）

二三七　詞書末—春（伏）、春（天）

二六八　まかりけるときに—○ニ（伏）、とき時に（天）

四二一　おもひてなかめをるに—オモヒワヒテ（伏）、おもひて（天）

四七六　たてたりける—タテル（伏）、たてたりける（天）

巻十二部立　恋哥二—○（伏）、哥（天）

六二六　ついたちに—ヨリ（伏）、に（天）

六七二　みつをあさみ—○（伏）、を（天）

六七七　みちのくの—ミチノオクノ（伏）、みちのおくの（天）

七〇五　あひしりて—○シリテ（伏）、あひしりて（天）

七〇六　つかはせりける—シ（伏）、しせり（天）

七〇七　ありてふものを—トイフ（伏）、てふ（天）

巻十六部立　哀傷哥—哀殤傷哥（伏）、哀傷哥（天）

八二九　みまかりける時に—ミマカリニケル（伏）、みまか

りにける（天）

八四七　なれつかうまつりけるを—〇（伏）、を（天）

同　かうふりたまはりなと—〇（伏）、たまはり（天）

八五四　かきておくりける—〇（伏）、かきて（天）

八七三　かはらのおほゐまうち君—カハラノ左ノオホキマウチ君（伏）、かはらのおほきまうち君（天）

九一九　たいにて—タイテ（朱校位置誤ル、伏）、たいにて（天）

九三〇　女房—女方（伏）、女房（天）

同　御屏風（雅経本ハ「み屏風」）—屏風（伏）、御屏風（天）

九三六　しかりとて—シカアリトテ（伏）、しかありとて（天）

九三八　いひやれりける—イヒニヤレリケル（伏）、いひにやれりける（天）

九六六　とけて侍ける（宮ニヨル）—トケハヘリケル（伏）、とけてはへりける（天）

九九三　つひてに—〇ニ（伏）、ついてに（天）

一〇〇二　あはれてふ—トイフ（伏）、といふ（天）

一〇〇三　ありきてふ—トイフ（伏）、といふ（天）

一〇二〇　つゝりさせてふ—トイフ（伏）、といふ（天）

一〇七三　ねてのあさけの—アシタ（伏）、あさけ（天）

一〇七八　みちのくの—ミチノオクノ（伏）、みちのくの（天）

これを見ると、同じ顕昭本でも天理本は伏見宮旧蔵本が朱校補入している部分を本行化していることが多く、結果的に他の清輔本諸本と同一本文になっている場合が多い。このため、或いはこれらの箇所は伏見宮旧蔵本の単なる脱字脱文で、それを他の清輔本と比校して、無雑作に朱で補ったと見られなくもない。

しかしながら、顕昭本の項で後述するように、伏見宮旧蔵本は書写態度が謹直かつ丁寧で明白な誤写が極めて少ない伝本であり、これに対して天理本は声点や複雑な合点の一部が省略されたと覚しく、誤写も散見され、直接の書承関係は認められないが、伏見宮旧蔵本に比べて本文が劣っている。従ってそれらを考え合せると、伏見宮旧蔵本がこれ程の脱字脱文を犯し、更に新院御本でない本で朱補入するとは到底考えられず、寧ろ天理本本文に疑いを持つべきかと思われるのである。

右の諸点から、顕昭本の段階で何らかの形で新院御本との再校合が行われた可能性は高いと思われる。

なお、右の一覧中では煩雑を避けて触れていないが、曼殊院蔵本、伏見宮旧蔵一本にも同様に朱校によって独自異文もしくは特異な本文を正した箇所が散見され、殊に曼殊院蔵本の本文と朱校は顕昭本の朱校と重なるものが多い。曼殊院蔵本は零本で奥書を欠いているが、後述する如く仁平四年本と密接な関わりがあると考えられるので、これら諸本の独自の朱校が新院御本にかかわるものであるならば、新院御本との校合が更に幾度かに亘った可能性も存することとなる。

(12) 「伏見宮旧蔵古今和歌集」解題は、「本来本行に記載されているものが本行外（行間とか欄外）に転載されたり、あるいは本文にあつた草仮名が、片仮名の特殊な小字体や書写位置に転記されると考えられる可能性は非常にすくない。却つて、その逆、即ち、元来頭脚などの欄外に片仮名小字で注記されていたものが、次には行間に同じ片仮名小字で転記されて、遂いには本行本文のなかに混入していくと考える方が書誌的には可能性が多い。」（一七頁）と私見と正反対の見解を述べておられる。何れの方が可能性が大きいかとなれば、主観的問題となってしまうが、定家本の墨滅歌の例もあり、また、清輔本古今集のように、様々の性格の頭脚注が多数存する間に異本歌が書かれている場合と単独で異本歌が余白に書き入れられている場合とでは状況が異っており、この場合、頭注の異本歌は本行化しにくいということは言えるのではあるまいか。

ともあれ、清輔本諸本の比較からすれば、本行から頭注への流れは否定出来ないように思われる。

(13) この言い方は恐らく序にある「おのゝこまちはいにしへのそとほりひめのりうなり（小野小町之歌、古衣通姫之流也）」の語が念頭にあるのであろう。とするならば、清輔が小野皇太后宮御本と通宗本とを同一視していないことはいよいよ明らかである。

(14) 久曽神氏『古今和歌集成立論』研究編二八頁に掲げられた書影には、三五に合点がある。

(15) この点については、秋永氏も述べられているように、西下経一氏『古今集の伝本の研究』（一三七、一三四頁）

に指摘がある。

(16) 天理零本は巻二十末と真名序（半葉のみ存）の間に「号ニ御本一ハ新院御本也、朱筆件御本説也（朱）、仮名序、句切事并声、哥、声、奥真名序等者以ニ他本説一書写了（墨）」と書写（本文同筆）されており、朱筆部分は清輔の注記であるので、次の墨筆部分も清輔の注記であるなら、清輔が声点を付した証ともなり、かつ、声点の出処についても貴重な記述ということになるが、後述する如く、この注記は後人のもので清輔の手になるものとは認め難いので、これをもって清輔が自ら古今集に声点を書き入れた証とはなしえない。

(17) 杉谷寿郎氏『後撰和歌集諸本の研究』（昭46刊）によれば、後撰集諸本の中、加納諸平旧蔵片仮名本は清輔本であり、校合のみによって知られる承安三年清輔本も校合が片仮名でなされていることから片仮名書きであった可能性が高いとされ、次のように述べておられる。

校異は片仮名書で成されることが多い。しかし、古今集の清輔本に片仮名本があるし、また奥書切（後述）も片仮名書きであるところをみると、この親本が片仮名書きであった可能性は強い。（同書一一二頁）

一方、清輔本後撰集が全て片仮名書きであるということはなく、同書所載の伝慈円筆本は平仮名書きであること、清輔本系統本以外の諸本には片仮名書きの本は殆んど見当らないこと等、古今集と類似の状況にある。

(18) 添状四通の内二通を左に掲げる。

「証

古今和謌集全二条家々切形鳥子紙上下弐冊

御外題　照高院道晃法親王

二条家為明卿　筆蹟

右分明無ニ疑心一者也

享保十三稔

仲秋　川勝宗久（「極」墨印）」

「謌書伝記

為明卿古今和謌集上下弐冊／池尻三位共孝卿寛永比御人奥方／

佐竹修理大夫殿息女／此哥書御持参、其時者／表紙紺地

古金襴、此切京／町人拝領、本者衣棚通／出水上リ町津

田泰庵ト申／医師讓ヲ受、此方ヨリ川勝宗久／求来／上々様方江入ニ御覧一并上冷泉／故中納言為綱卿入ニ披見一、御／家之切形本別而希上物ト／御意、先年土屋相摸守殿古筆了音／取次申上候、御大望ニ存之処少間／違不ニ指上一ゲ候、為明卿筆古今ハ／凡世ニ此一部ト云々

酉梅天」

(19) 本書は一〇〇七の「題不知」の下に「旋頭哥」とあるが、通常「旋頭哥」の三字を有する本は、詞書の前行にある。

(20) 『顕註密勘』には「此歌の心は、み山には松の木にふりかゝりたる雪だにきえぬに、都ははるめきて野べに若なをつむとよめる也。松とさせる事は、うちきくがすがたの宜也。木にふりかゝれる雪は、土にたまれるよりはとくきゆれば、松の雪だにとはよめる也。古人の一説に、先の雪とよめる也、去年の雪だにといふ也、松の雪に非ずといへれど、いかゞときこゆ。さらばこぞの雪とぞよむべき。み山とは万葉集には太山とかけり。深山なり。(以下密勘省略)」(日本歌学大系本)とある。

(21) 八三作者の注は清輔本の中、零静尊伏一伏と同様の形であるが、他には同形態はほとんど見られない。

(22) 文化庁監修『重要文化財』第十八巻(昭51刊)、神奈川県立金沢文庫新築開館記念展「よみがえる中世—鎌倉北条氏の遺宝」(平成二年十月二十六日—十二月二十日)の図録に書影がある。図録の解説によれば、紙背は『胎蔵法聞書』で、「応永三年(一三九六)丙子十月七日　英賢」の奥書があるとのことであるから、紙背が消息反故と考えられる寛親本の原本と僚巻でないことはこの点からも推測される。

(23) 久曽神氏前掲書研究編八二—三頁に本書について紹介がされており、寛親本と並んで記述されている。

(24) 本書の欠脱について、久曽神氏前掲書には、「巻十五「七五三」より「七六〇」まで脱。」とある(研究編八二頁)が、この部分は該当箇所に存在している。

(25) 伏見宮旧蔵一本にはこれに対応する字句はない。

(26) 以下天理図書館蔵零本の顕著な異文を掲げる。朱校にかかわるものは既述の一覧に譲ることとする。上が本書、下が尊経閣本(清輔本を代表しえない場合は注を付す)である。清輔本中、本書と同一異文を有する本が存する場合は、本書本文の次に括弧を付し、略号で示すことと

する。定家本は本書に一致する時のみ掲げる。

五七　ハ（ト）、コタヘヨ―ハ（と）ハこたへむ、五八〇　ミツネ（静）―凡河内のみつね、六五〇　アラハレテ―ハあらはれて（静「アラハレハ（テイ）」）、六七〇　ナキモノヲ―なきこひを（尊「なきこひは」）、六七三　ナノタ、ハ（ツ）―なのたつは（静「ナノタツハ（タイ）」）、六八二　ツケヤラムコテフニ（ママ）タリ―つけやらはこてふにゝたり（静「ツケヤラムコテフニハ（ママ）タリ」）、七一四　ワカ、トソオモフ―いかゝとそ思（静「イカ（ワイ）、トソオモフ」）、七一〇　ナカムトノ―なかとむの、七一八　モノモクハレス―みをはなれす（静「ミヲハ（モノモクハイ）、ナレス」）、七三五　キ、テヨメル（静）―きゝてよみてつかはしける、七四五　イトシノヒテ―いとしのひに、同　カヘストテナムヨメル（静）―かへすとてよめる、七九　フチハラノカネスケノアソム（静宮定）―藤はらのかねすけ（伏「藤原ノカネスケノ朝臣（朱）」）、七五五　ウラナレハ（静宮伏天定）―うらなれや、七五七　アキナラテ（定）―あきならす（静「アキナラス（テイ）」）、七六六　ナレハナニコソ―なれはみにこそ、七六九　アヒシリハヘリケル（静）―あひしりて侍ける、八〇二　トキニヨメル―ときよみてかきける（静「時ヨメル」）、八一四　カ、ミニヤトル―かゝみにみゆる（静「カ、ミニミユル（ヤトイ）」）、八一五　ナケカムタメニ（静）―なけかむためと、八一八　カソヘシハ―たのめしは（静「タノメシハ（カソヘ）」）、八二六　ナカタエテ―なからへて、八二七　ミマカリニケルトフラヒニ（静）―みまかりにける時とふらひに（尊「みまかりにけれはとふらひに」）、八四四　カヘシニヨメル―かへりことによめる（静「返ニヨメル」）、八四五　イケノホトリニサケル（静）―いけのほとりの、八五〇　ハナヨリハ―はなよりも、八五三　アレタリケレハ―あれたりけるを、同　ヒトムラス、キ（定）―ひともとすゝき、八五七　ウタヲカキツケタリケル（静）―うたをなむかきつけたりける、八五九　キカテワカレム―きかてわかるゝ（静「キ、テ別（カ）ルム（ワカレムイ）」）、八六一　詞書ナシ、八六三　ナシ―よみて（静「よみて」補入）、八六九　中納言ニナリケルトキ（静定）―中納言になりける時に、同　フカキコ、ロハ（静）―ふかきこゝろに、八七〇　フチハラノイマミチ―ふるのいまみち、八七六　ヨメル（静）―よみける、八七三　ツキノナカル、（天）―月のかくるゝ、八七九　イトカヤマ（静「イトカヤマ（ヲトコイ）」）―おとこやま、同　サカユクコトモ

(静)ーさかゆくときも、九〇〇　アケテミタリケレハ(静)ーあけてみれは(尊「あけてみたれは」)、同　コトハ、ナクテ(定)ーこと事はなくて、九〇三　アソヒナトーおほみあそひなと、九〇七　ヨロツヨカケテーよろつよかねて、九一五　タカツノウラノーたかしのうらの(静「タカシノハマノ」、伏天「タカシノハマノ」)、九一七　スミヨシノーすみよしと、九二〇　シケルトキニ(静)ーしけるおりに、九二三　ソテノセハキカーそてのせはきに、九二四　ルヒトモナシ(静)ー、る人もなき、九二九　ホタシナリケリーほたしなりけれ、九四五　スメハスマル、ーすめはすみぬる、九五二　スマハカモ(静「スマハカモ」)ーすまはかは、同　キコエサルヘキ(静)ーきこへこさらむ、九五四　ヨノナカノハーよのなかの(静「ヨノナカノ」)、九六八　詞書ナシーたいしらす、九六三　ミヲタトルマニ(静「ミヲタトルマニ」)ーみおたとるよに、九六八　カハナレハーさとなれは、九六九　イヒヲクリタリケルトキニ(静)ーいひをくりける時に、九七二　キミカコサラム(定「きみかこさらむ」)ーきみはこさらむ、九七四　カヘリコトーかへし、九七七　ヒサシク(静宮)ーひさしう、同　アヒテーあひ、九七八　ヨメル(静)ーよみける、九八〇　ミエヌヨソナキーこへぬよそなき(宮「こえぬひそなき」)、九八八　コヒッ、ソフルーわひつゝそふる(静「ワヒッ、ソフル」)、九九三　ヨミテハヘリケル(静)ーよみはへりける、九九四　ヒトリユクラム(伏)ーひとりこゆらん、九九七　ツクラレケルソーつくれるそ、同　タテマツレルーたてまつりける(静「タテマツレリケル」)、九九八　ウタ、テマツレリケルーうたゝてまつりける、同　タテマツレル(静)ーたてまつりける、九九九　フチハラノカチヲム(肩注九七ノ誤)ー藤原のかちをむ、一〇〇一　ナニ、カモーなにしかも、同　ヒトリシヌヘミーひとしりぬへみ(静「人シレヌヘミ」)、一〇〇二　モクロクノーもくろくのその(静「目録」)、同　チヨフトイハフーちよにといはふ(静「チヨニトイハフ」)、同　ミユルオモヒモーもゆるをもひも(静「モユル思モ」)、一〇〇三　アサムキイテ、ーあさんきいてゝ(静「アサムキイテシ」)、同　「みかきよりとのへもるみの」ナシ(静)、一〇〇六　ヨメル(静伏一)ーよみける、同　タノムカタナク(静)ーたのむかけなく、一〇一一　誹諧哥(静定)ー誹諧哥(宮「誹諧」)、同　イトヒシモノヲーいとひしもをる(朱)

（静「イトヒシモヲル」）、一〇三　ヤマフカキ―やまふきの、一〇四　ヨメル（静）―よみける、一〇六　ナマメキワタル―なまめきたてる、一〇五　ナレハヨカナム―なれはよりなむ（静「ナレハヨリナム」）、一〇九　イフナレヤ―いふなれは、一〇四〇　アルヘキニ―あるへきお（静「アルヘキヲ」）、一〇五一　イハ、ワカミヲ―いまはわかみお、一〇五六　源タ、スカムスメ―源のたすくかむすめ（伏一「源たすかむすめ」、天ナシ）、一〇六〇　アフサキ、サニ―あふさきるさに、一〇六三　作者ナシ（静）―よみ人しらす、一〇六四　ミハクツ、―みはすてつ、一〇六五　作者「チサト御本」（朱書入）―ちさと（宮「ちさと御本（墨書入）」、伏一「ちさと（朱書入）」）、一〇六七　マシラナ、キソ（宮定）―ましこなゝきそ、一〇六九　チトセヲカケテ（静）―ちとせをかねて、同　タノシキヲヘメ―たのしきをつめ（静「タノシキヲツメ」）、一〇七六　ヤマヒトモ（静）―やま人と、一〇七九　ワカヤトノ―わかゝとの（静「ワカ、トノ」）、一〇八二　キミノクニノ哥（静）―きひのくにのうた、一〇八九　ミヤコニヤリシ（静）―みやこにやりて、一〇九七　ケ、レナク（伏一伏天定）―けゝらなく、一〇九九　カタテサシヲホキ（朱）―かたへさしおほひ（朱）（静「カタエサシホヒ」）、以下諸本「ひ」ノ校異略）

（27）　拙稿「清輔本古今集を披見した人々―江戸後期伝来覚書―」（『三田国文』10昭63・12）参照。その中で榎本寛親は新見正路の家臣で、その集書の手助けをしており、天保四年（一八三三）に没していることなどを述べた。

（28）　戦後、本書の原本を一見された高橋貞一氏は「鎌倉初期写」とされている。（同氏「訪書東西」、『訪書の旅　集書の旅』昭63刊所収、初出「日本古典文学会々報」17昭49・4「訪書雑談(二)」）

（29）　清輔本の巻末に付されている作者目録は、本書と永治二年本では人数のみのごく簡略なものであるが、保元二年本では歌人別に入集歌数を記す詳細なものとなっている。

（30）　毘沙門堂本古今集注の末尾に仁平四年清輔本古今集奥書が付載されているという理由のみで、毘沙門堂本に引用されている作者勘物を仁平四年本のものと考えるのは危険であるが、この点に関しては、仁平四年本の項で考察を加えるので、ここでは参考までに掲げるに止めるこ

とする。

(31) 先に言及した如く、顕昭は保元二年本だけでなく、複数の清輔本を参考にしたと考えられる。この点は後述する。

(32) 顕昭『古今集注』はこの歌に注して、

(前略)又此歌注、教長卿ハ、ミマサカノ歌トカ、レタレド、両本共ニ、ミヅノヲノオホムベノミノ、クニノウタトカ、レタリ。尤以不審也。次下ノ関ノ藤川ノ歌コソ、ミノ、ウタニテハアレ、此歌ハ貞観吉備国風俗也。但和銅六年割備前国六郡始称美作之由、載受領補任。然者ミマサカノクニノ歌ト可レ書ヲ、誤書三乃歟。是催馬楽美作歌也。貞観主基風俗トカケリ。又伊勢集云、

ミマサカヤクメノサラ山サラ〳〵ニムカシノイモガコヒラル、カナ

上句同、如何。(日本歌学大系本、三八〇頁)

と述べている。「此歌ハ貞観吉備国風俗也。」以下は保元二年本、顕昭本の注とほぼ同じである。問題となるのは前半で、ここで顕昭が「両本」という語を用いている点である(天理図書館蔵の古写本は「両証本」、大東急記念文庫蔵の古写本は「両本」)。

まず、教長注(京都大学附属図書館本は尾欠部分で顕昭注を確認出来ない)は、「ミマサカノ歌」とすると言っているが、今城切のこの箇所は発見されていないが、雅経本は「これはみづのをのおほんべのみまさかのくにのうた」であるから、当然であろう。問題は、次の「両本」もしくは「両証本」である。一本は小野皇太后宮御本(通宗本)であろうが、もう一本は明らかでない。但し、この「両本」は「美濃」とあるというのであるから、寛親本の注の「両本」が「美作」であるのとは、意味するものが異っている。従って、これに関して同じ「両本」という語が用いられていても、両者は無関係で、寛親本の注が顕昭の所為とは考えられない。

(33) 何ら根拠のない感触から言えば、この注は通宗のものかとも思える。

なぜなら、「今本」「両本」という呼称を清輔は古今集の他の箇所で用いておらず(勿論通宗も用いていないが)、殊に通宗本を書写した段階で通宗本を「今本」と

呼ぶのはふさわしくなく、もう少し具体的に、奥書中の如く「通宗本」もしくは「小野皇太后宮御本」と称するか、或いは「正本」と呼ぶべきではなかろうか。無論、通宗も同様であるが、異本歌に関しても述べたように、通宗本は必ずしも小野皇太后宮御本のままであったとは思われず、清輔はその通宗本を最初は忠実に書写し、次第に異本歌等挾雑物を除き、一方では仮名序古注や真名序を加えて、自らの定本としていったように思われるのである。従って、この注も、清輔本の初期段階における本文採択の迷いを示すものではなく、通宗の書入れと見る方が妥当かと思われるのである。

ついでにもう少し想像をたくましくすると、注の前欠部分で言及されている某歌とは四八「うつせみのからはきごとにとゞむれどたまのゆくへをみぬぞかなしき」かもしれない。この歌は、宮本家本に「題不心得、通宗自筆本ニ此哥ハ云(書)別帋押之(墨)、有御本(朱)」、尊経閣本に「正本ニ此歌書別紙押本、片仮名書也、而大仮名ニテ可書入云々、仍書入了(墨)、有御本(朱)」などとある。仮にこの歌とすると、この歌は通宗本では押紙であったのであるから、清輔本において、異本歌を注記は付しても本行に書き入れた清輔がこの歌を存するについて巻末にことさら「両事」のみ「今本（この場合は通宗本）」に従わなかったと書くのはやや不自然で、通宗が小野皇太后御本にこの歌がないのを見て「若此哥ハ被書落歟之由存之故不消之」として押紙したと解する方が自然ではあるまいか。

ただ、この点は、通宗本・清輔本の成立を解く鍵でもあるので、恣な推測は慎しむべきであろう。

(34) 寛親本の特徴ある本文の中、既に掲げた朱校、及び天理図書館蔵零本に関わり深い校異を除いたものをあげる。方法は前と同じく上段が本書、下段が他の清輔本本文（原則として尊経閣本）である。

四三　トシヲフルカナ（定）―人(を)おまつかな、四七　シルシラスーしるしらぬ、四八　マカリケル時ニ―まかれりけるときに、同　ツカハシケル（宮）―つかはせりける、同　オイテタルーおひいてくる（宮伏一伏天「をひてくる」）、同　ミエシキミカモーみえし君はも、五〇五　シノヘトモーしのふとも、五三　アハサラメカモーあはさら

めやも、五三〇　カナシキハ―わひしきは、五四六　ナケレトモ―あらねとも、五七五　素勢法師（定、但シ、漢字ハ本書独自）―そせい、五八六　アヤナク人ノ―はかなくひとの、五九〇　ワカコヒハ―わかこひに、六一九　作者ナシ、六三六　躬恒―凡かうちのみつね、六四八　アカスモキミニ―あかすもきみお、六五四　アヒシリケル―あひしれりける、六六〇　ミマシミスマシ―みまれみすまれ、七〇五　業平朝臣―ありはらの業平朝臣、七〇六　オホヌサト―おほぬさの、七一五　作者ナシ―とものり、同　キカハカナシナ―きけはかなしな、七二〇　心アルニヤ―こゝろあるとや（伏―伏天「こゝろあることや」）、同　アツマ―あつまつ（宮定「あつま人」）、七二五　イカニセヨトテ―いかにせよとか、七二六　「よみて」ナシ、七六二　コトノハニサヘ―ことのはさへに、七六四　ヨミテ遣シケル（定）―よみておくりける、七六〇　カクレカタニ―かれかたに、同　作者ナシ―こまちかあね、七九五　人ノコヽロノハナソメハ―人のこゝろはゝなそめの、七九八　ハナトチリセハ―はなとちりなは、八〇一　ユキムネノ朝臣―むねゆきの朝臣、八〇三　ケムケイ法師―けんけい（定作者ナシ）、八〇六　モノナラハ―ものなれは、八二五　「又は」ナシ、八三〇　素性法師（定）―そせい、八三三　後家ニ―かのいゑに、八三七　ナカレヌミツノ―なかるゝみつの、八三八　ワカミハオモヘト―わかみとおもへは、八四六　ケフニヤアラヌ―今日にやはあらぬ、八六一　作者ナシ、八六三　「はゝにみせよといひて」ナシ、八六六　大マウチキミ―さきのおほゐまうちきみ、八七四　モテイタシテ―もていてゝ、同　オキニテニケリ―おきにいてにけり、八七六　マカリケル時ニ―まかれりけるときに、八九一　モトクタケユク―もとくたちゆく、八九二左注　右傍注トナル、八九四左注　右傍注トナル、八九九　此哥―このうたは、九〇七　此哥―このうたは、九一六　カリソメテ―かりそめの、九一七　マウテキケルニ―まうてけるに、九一九　オハシマシタリケル時白鶴スニタテリトイフ題ニテ―おはしましたりけるひつるすにたてりといふことおたいにて、九二〇　コヽノトマリト―こゝそとまりと、九二七　人ゝニ―さふらふ人〳〵に（尊「さふらふ人々」）、九三〇　オモヒセテ―おもひせく、同　オツトハキケト―おつとはみれと、九三六　マツフチカヽル―まつなけかるゝ、九四七　素性法師―そせい、九五〇　ヤマノアナタニ（定）―やま

のかなたに、九毛　イトケナキ（宮）―いときなき、九六ヒカリノミヲソ―ひかりおのみそ、九七一「或本ニフルノイマミチカ哥」ト左注、九七三　ウツラトナリテ―うつらとなきて、九七九　作者「オホヨリ」（定「宗岳大頼」）―ナシ、九八四　ヲトツレモセス―をとつれもせぬ、九八六　マウテキケルミチニ―まうてけるみちに、九九四　「むかし」ナシ、同　夏クサ―せんさい（宮伏一伏天「せさい」）、九九七　フルコトソコハ―ふる事そこれ、一〇〇〇　コト付テ―かきつけて、一〇〇三　ソヘテタテマツレリケル哥―くはへてたてまつれるなかうた（零「クハヘテタテマツレルウタ」、尊「くはへてたてまつりける長歌」）、同　ココロカサネノ―こゝのかさねの、一〇〇四　イハシミツ（宮定）―石つゝし、一〇〇八　ノヘニマツクサ―のへにまつさく、一〇一四　七月ノ七日―七月六日、一〇一八　ムナシケフリヲ（定）―むなしけふりそ、一〇三三　人モツムカト―人もつむやと（伏「人モツムヘク」）

本書にはこの他にも一字程度の独自異文、独自誤謬が散見される。

（35）　西下氏前掲書一三七、一三四頁参照。

（36）　本書の声点を詳細に検討されたものとして、秋永一枝氏編『永治二年本古今和歌集声点注記資料ならびに声点付語彙索引、顕昭後拾遺抄注・顕昭散木集注声点注記資料ならびに声点付語彙索引』（「アクセント史資料索引」第三号、アクセント史資料刊行会、昭59刊）があり、同氏『古今和歌集声点本の研究』（特に研究篇下、平3刊）にも記述がある。この方面の専門の研究者は数少ないだけに、伝本研究の上からも示唆される点が極めて多いが、稿者の浅学無知からその成果を本稿に十分生かせないことを恥ずるものである。

（37）　清輔本中、穴、穴七の排列をとるのは宮本家本のみであるが、これが単純な誤りでない徴証は他にも存在する。尊経閣本は他の諸本と同じく穴七、穴穴の排列であり、朱注で御本は穴、穴七である旨記している。ところが穴穴の作者「くろぬし」の注に大きな錯誤があり、次のようになっている。

まずいきなり注の途中から始まり、「みるめにをくりける　なにせんにつたのみるめを思けむおきつたまもをかづくみにして　然者黒主陰陽師歟」とあり、丁表より

裏に移ると、注の冒頭があり、「三首、目云、大伴黒主、貞観之比人、又読二延木大嘗会一歟、後撰云、しがのからさきにはらへしける人のもとに云々」と続いて、「黒主そのものごしにかきて」で終っている。この中断箇所は先の「みるめにをくりける」に続いている。

この錯誤は、尊経閣本が清輔自筆でない証を一つ加えるものであるが、何故このようなことが起ったのであろうか。それは、尊経閣本より前の段階に穴、穴の排列をとる伝本があり、穴に黒主の長い注が付されていたのを、穴、穴と歌を入れ替える際、恐らく注が丁の表から裏へまたがっていたため、穴を前へ移すのに伴って、裏丁に記されていた穴の注の後半を前へ移動したからに他ならない。

つまり、宮本家本より後のある段階で、穴、穴の排列をとる清輔本が存在したことを物語っている。（宮本家本には黒主の注はない。）

(38) 清輔本を校合している寂恵本には、各巻巻頭に「清」と注記して、各巻歌数が書き入れられており、これらは清輔本より転記されたものであることが明らかである。

この各巻歌数の表示は明らかに宮本家本に一致しており、巻二、四、五に御本の歌数を記す点も全く同一である（巻五のみ、御本の歌数が同じであるため「但、御本」と書きさし、合点で抹消している）。

後述するように、寂恵本所引の清輔本は宮本家本と同一系統であるが、全てが符合する程酷似はしていないので、入集歌数の表示が両者一致するということは、この特徴は宮本家本固有のものではなく、永治二年本一般に及ぶ特徴であることを示唆している。

更に、かつて拙稿「清輔本古今集を披見した人々—江戸後期伝来覚書—」（「三田国文」10昭63・12）で紹介した建久五年奥書伝家隆筆本（存両序、巻一—十の清輔本、家蔵版本に六人部是香書入）も宮本家本と同一の各巻巻頭の歌数表示をとり、仮名序に「射山御本云々」の注を存する。建久五年奥書本は校合のみであるので詳細不明であるが、宮本家本とは別系統の初期伝本かと思われる点がある（永治二年本より以前成立か）。

また、清輔本以外では、藤原教長書写の今城切の奥書に「件集歌一千九十五首」と見えており、彼是考え合せ

るとこの歌数は単純な誤りではなく、何らかの根拠を有するものの如くである。

(39) この傍書、実際はこの位置よりかなり下に書かれているが、対応する本文が存在しない。「人は」の右傍に書く余地がないので、下方にずらして書いたと認定する。

(40) 前掲拙稿「清輔本古今集を披見した人々」注4参照。建長八年寂恵本古今集の奥書は、伊達家本古今和歌集複製（昭13刊）の山岸徳平氏の解説中に引用されている。但し、伝本は存在していない。

(41) 宮本家本の特色ある異文を示す。方法は既述の諸本と同じく上段が本書、下段が他の諸本である。既に言及した箇所は概ね省略する。また、仮名序、巻一―十は永治二年以前の諸本が存在しないので、注(38)に言及した建久五年奥書を有する清輔本（存両序、巻一―十、伝家隆筆本）による校異が、宮本家本に一致する場合に限り注記することとする。伝家隆筆本は宮本家本と同一系統本ではないと思われるので、あくまで参考にすぎない。

仮名序（古注） あめのうきはし―あまのうきはし、同（古注） せうとのかみのかたとり―せうとのかみのかたち、同（古注） をかたにゝ（天定）―をかたに（伏欠丁）、同（古注） ミチノクニヘ（曼）―みちのをくへ、同（古注） コトヲロカナリ―ことをろそかなり、同（古注） スサマシケレハ―すさましかりけれは、同（古注） たらちねの―たらちめの、同 たとれる所々を―たとれる心〳〵を、同 かしこくをろかなりと（建）―さかしくおろかなりと、同（古注） ヒトリネニケル―ひとよねにける、同 こゝろはえたれと（建伏天）―こゝろはえたれとも（尊「も」ヲ朱ミセケチ）、同（古注） ナニカハツユヲ（穂定）―なとかは露を、同（古注） ワカミヒトツヲ―わかみひとつは、同（古注） フクカセニ―ふくからに、同（古注） 「そとほりひめの哥」ナシ、同 身つからのことをも―みつからのコトをも（朱）（尊「みつからのをも」）、同 まくらことは（定）―まくらことはに、同 とりのあとも―とりのあと、一 たちける日（定）―立けるにヒ（朱）（穂傍書ナシ）、六 はなとやみらんラ（朱）（穂定）―花とやみえん（曼「ハナトヤミエム」）、九 きのつらゆき（穂定）―つらゆき（曼伏「キノツラ ユキ」）、ミミ（朱）

三五 春立て（建）―はるたてと、三〇 まかりにけるひと

を（曼天）—まかりける人を（伏欠丁）、六五　やとりもて（ヤトリシテ朱）—やとかりて（リシテ朱）、七六　よめる（曼）—よみける、八一　「みかは」ナシ（建）、八三　さくらのことく（曼）—さくらのことゝく、八四　詞書ナシ（建）、九一　見えすとも—みせすとも、一〇一　さくら花（建）—さくはなは（サクラハナ朱）（曼傍書ナシ）、一〇四　詞書ナシ（建「ア本此ハシガキナクテイ校トセリ」是香注記）、一一八　きさいの哥合—きさいの宮の哥合、一三八　春しなければ—はなしなければ、一四一　郭公を—ほとゝきすのなくを、一一〇五　なく山かけの—なく山さとの、一一三　くるかりはあまのとわたるふねにそありける（建）—くるふねはあまのとわたるかりにそありける、一一七　あたなるやとに—あれたるやとに、一一五　ひとつくさはと—ひとつくさとそ、一一九　をつたもみちの—おつるもみちの、同　かすをみよとや（曼）—かすをみよとか、一一三　なくしかは—なくしかの、一一三　つこもりに—つこもりのひ、一一四　作者ナシ、一一六　おもひでにせん（建）—おもひいてにせよ、一一五　たてまつりけるに（建天同上、伏「ニ」朱補入）—たてまつりける（尊欠丁）、同　すくる月日は（穂）—スクス月ヒハ（尊欠丁）、一一五　まかせてはてむ—まかせはてゝん、一一六　作者ナシ、一一七　詞書ナシ（建「ア此端書ナクシテイ校ニ書入タリ」是香注記）、一一五　ふちはらのゝりかけ—藤はらのゝちかけ、同　つかひにて（建）—つかひに、一一九　かへりねといひけれは—かへりねと、同　みちもおほえす—みちもしられす、一一二　やともとるへく—やとりとるへく、一一九一　まうてける日—まうてきけるひ、一一九八　おしむとも—をしむらん、一一〇六　いてたりける—さしいてたりける、同　かたりつたへたる—かたりつたふる、一一〇　かけに（建「ア本木のノ二字ナクテ木ノ一字ヲイ校トセリ」是香注記）—きのかけに、一一九　みこの哥を（穂）—みこゝのうたを、一一一　きるへきに（定）—きるへきお（を）、一一七　にはさくら（建）—かにはさくら、一一三　あふひかつら（定）—かつらあふひ、一一三　のはなけれはや（定）—のはなけなるを、異本歌4　おきのゐて—をきのゐ、一一六　はしめにて—はしめに、一一七　みせぬ人の—みもせぬ人の、一一八　つかはしける（静）—つかはせりける、一一九　「のちに」ナシ、一一九　君をこひつゝ—きみにこひつゝ、一一五　こかくれて—みかくれて、一一〇七　いはせ川—みなせ河、一一〇

ゆきてはかへる―ゆきてはきぬる、六三 本書ノミ脚注「普通ハサ、ワケシアサノ」トアリ、本文ト同ジ（諸本同）不審、六三 しのひしのひて―しのひなりけるところなりけれは、がとよりしもえいらて（伏一伏天定、上ノ「りけ」ナシ）、六三 よみ人しらす―つらゆき、六元 かきたれて―こきたれて、六八 したにまよひて―したにかよひて、六五 きみによも―きみにより、七〇五 いまゝうてあめのふりけるを―いまゝうてくあめのふりけるお（を）、七四 「いひけるあひたにおやのよふと」ナシ、七八 詞書ナシ、七四 めならふ人の（定）―めならふいろの（御本如此）（零静伏一傍書ナシ）、七八 すまのうらの―すまのあまの、八〇三 なにをうらみて―なにをうしとて、八〇七 よをはうらみし（定同上、尊「ヒト」傍書）―ひとはうらみし、八三八注 普通ニハワカミト（墨）オモヘハ（墨）、御本ニモトアリ、入了（朱）―御本ニモハトアリ（朱）、普通にはわかみと思へと（天コノ注ナシ、諸本小異アルモホボ同ジ、宮ハ誤リ）、八四一 作者ナシ、八四八 脚注「御本此定（朱）」トアルモ不詳、八五〇 詞書ナシ、八五三 いとしけなく―いとしけく、八五七 「みまかりにけるときにかのみこ」ナシ、八七〇 「つかはすとてよみて」ナシ、八八四 しけるに―しけるおりに、八九一 するをもみ（静伏一）―するおゝ（を）もみ、九〇〇 えとふらはす―えまかりとふらはす（尊「は」脱）、同 こと事なくて―こと事はなくて（零「コトハ、ナクテ」）、九〇八 まつもむかしのともならなくに（九〇九下句ヲ誤リ書ク）―おのえにたてるまつならなくに、九二四 詞書ナシ、九二九 をなしきたき―おなしたき、九三七 まかりける―まかりのほりける、九三八 いひにやれりける（天同上、伏一伏「に」朱ミセケチ）―いひやれりける、九六三 御時―御時に、同 宮このうちに―宮のうちに、九七〇 わすれては（定）―わすれつゝ、九八〇 こえぬひそなき―こへぬよそなき（零「ミエヌヨソナキ」）、九八五 あれたるやとに―あれたるいゑに（コイ）、同 すむへきやとゝ（定）―すむへきさとゝ（零「スムヘキサト（ヤイ）、」）、九八六 源ノいたるの朝臣―源のいたるの朝臣のむすめ（天ナシ）、九九〇 詞書ナシ、九九四 いひつたふる（伏天）―いひつたへたる、一〇〇三 すへらきの（定）―すめらきの、一〇〇四 いはし水（静定）―石つゝし、一〇〇六 みやのうちに（伏天同上、尊「みやのうち

に(は)」)—みやのうちは、一〇〇八　たらすみるへき—たゝすみるへき、一〇一五　あけにけり—あけぬめり、一〇一七　こりのみつきて—こりのみつみて、一〇一九　こゝろにもある哉—ころにもあるかな、一〇六三　こともやさしく—こともやさしき(零「コトソヤサシク」、静「コトソヤサシキ」)、一〇六四　身をはすてつ—みはすてつ(零「ミハクツ(ステツイ)、」)、一〇六五　作者小字書入「ちさと御本(墨)」(零同ジク朱書、伏一「ちさと」朱書書入)—ちさと(静落丁)、一〇六七　ましらなゝきそ(零定)—ましこなゝきそ(静落丁)、一〇六九　日本記(静同上、定「日本紀」)—日本(日ノ(朱))(零傍書ナシ)、一〇八一　ぬふといふさは(ママ)—ぬふといふかさは(静「ヌフテフカサハ」)、一〇八六　おほともくろぬし(カケ歟)—傍書ナシ、同かゝみのやまのたちくれは—かゝみのやまをたてたれは

(42)　この奥書部分、未刊国文古註釈大系本は疑問が多いので、西下氏論文と著書の引用を参考にして訂正し、なお、括弧で補訂案を示した。西下氏は、橋本進吉氏の解説と略写をも参酌されたため、奥書の訓みも訂正されるところがある。

なお、毘沙門堂本『古今集註』の書写年代は未刊国文古註釈大系の開題に「何れ鎌倉末期の制作と思はれる。毘沙門堂本は原著者の筆蹟ではなからうが、少くとも余り遠からざる時代に写されたものであらう。」とされていることから、南北朝ころの写しとされ、内容的にもそう考えて矛盾はないように思われるが、原本を略写された橋本氏は「書写年代は徳川の始めか、足利の末かにて、原著者の自筆でないことはいろ〳〵の点から考へられる。全部が片仮名と漢字とで書かれ、片仮名には古体を用ゐてゐるところもある。」と解説を加えられているという(西下氏論文二五頁)。原本が出現すれば解決することであるが、書写年代の認定に余りにも懸隔があり、しかもこのことは従来余り問題とされていないので、一言申し添えておく。

(43)　巻十巻末にこの一行に呼応して、

書本云

朱頭付、声并或本以題(頭)昭法橋本一点了、校合了

とある。

(44)　片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題』第二巻(昭48刊)、七二—三頁。

(45) ただ一箇所、序の脚注に「已上朱合点御本注也（朱）」（二四頁）と「御本」の名が見えるが、他の諸本と比較すると、「已上朱合点序本注也（已上ノ朱ノ合点ハ序ノ本注也）」の誤りで、清輔本古今集は序の古注を欄外に書くため、他の注と紛らわしいので、古注に朱の合点を付して区別したという意味であり、「御本」ではない。

(46) やはり初期段階の伝本であると考えられる建久五年奥書本にも真名序が存するが、冒頭、通宗の識語の前という位置も不自然な上、訓点も校合のみで審らかでないが、保元二年本とも顕昭本とも異っているかに思え、本来のものとは思われない。

(47) 建久五年奥書本にはこの注はなかったようである。

(48) 諸家の説として次のものがある。

西下氏前掲論文、七二―四頁。永治二年本かとされる。

西下氏前掲書、二四四、二四六―七頁。永治二年本であろうとされる。

山岸徳平氏「家長本古今和歌集」（「実践女子大学紀要3昭30・2）、六―七頁。永治二年本、次いで仁平四年本かとされる。

久曽神氏前掲書研究編、七〇、八七―八頁。仁平四年本であろうとされる。

菊池節子氏「藤原清輔伝記考―その二・三の問題点を中心に―」（「国文目白」20昭56・2）。仁平四年本、次いで永治二年本かとされる。

(49) この『顕註密勘』奥書に引用された清輔の『注古今』奥書と思われるものには難解な箇所があり、本来ならば検討の要があるが、本稿の論旨には左程関わらないので深入りしないことにする。

但し、「後人手跡」部分の解については、先学の説を知らぬが、「是則」以下は段落を異にし、冒頭の「抑崇徳院に貫之自筆本と申古今侍けり。」以来の記述を受けて、新院御本について定家の見解を述べているのではあるまいか。（それ以前の「後人手跡」が、二条院から返却された『注古今』を伝得書写した人の文であることは言うまでもない。）

何故このような説をなすかと言うと、この箇所を続けて解釈しようとすると「此注」は『注古今』（もしくは清輔本古今集）となり、上の「是」は受けるものがなく

なってしまうからである。

更に、『僻案抄』の次の記述との関連が注目される。該書は「このまより」の歌に注して次のように述べている。

（前略）例の本に、おちくる月とかきたるを、めでたき説といふ物(者)あり。おのがよむ歌もきゝにくゝ、しなゝきすがた、ことばをこのむ物(者)は、ふるき歌をさへ、おのが歌のさまにつくりなす也。月落とは、山に入月也。おちくるとは、いふべくもあらず。月にかぎらず、おちくるといふ詞、このみよむべからず。」（日本歌学大系本三一三頁）

この一文と、この奥書は符合しているのではあるまいか。そこでこの一文を念頭に置いて「是則」以下を解すると（「不レ入二此注歌之中一」は「不レ入二此注一歌之中」であろう）、次の如くなろう。

ここまで説明して来た崇徳院御本というのは此注（頭註）に御本と注している本のことである。（この崇徳院御本は貫之自筆と称するが、不審が甚多く、頗る信用し難い本で）、此注（頭註）が扱っていない歌でも「もりくる」を「おちくる」とするような不審な例が数え切れない程ある。

そもそも、承久三年三月廿八日の定家の署名の前が引用文で終わっていることが不可解であった。どこかで定家の文に戻るべきであろう。もっとも、「抑崇徳院に」以下は全て別紙か何かの挿入で、承久三年の定家の署名は、「抑崇徳院に」の前の「猶々ちらされ侍べからず」につながると見るべきかもしれない。しかし、何れにせよ、「是則」以下は定家の言であろう。他にもこの奥書は不審が多い。後考を俟つ。補注(3)

(50)　曼殊院蔵本の特色ある異文の箇所を掲げる。上段が本書である。

仮名序（古注）　ミチノクニヘ（宮）―みちのをくへ、
同（古注）　イツヽニタヽコトウタトナムイヘル（穂）―いつゝにたゝ事うたといへるなむ、同（古注）　スマノアマノ……コノウタヤカナフヘカラム（穂）―すまのあまの……このうたなとやかなふへからん（尊破損）、同（古注）「とめうたとやいふへからん」ナシ、同　トノツクリセリトイヘルナルヘシ（定）―とのつくりせりといへ

ることのたくひなるへし、同（古注）　カスカノニ……コレヤスコシカナフヘカラム（穂）―かすかのに……これらやすこしかなふへからん、同（古注）　ムクサニワカレムコトハエアルマシキニナム―むくさにわかれんことはえあるましきことになん（尊破損）、同　ハナス、キホニイタスコトモ―はなすゝきほにいたすへきにも（尊「はなすゝきほにいたすへき。にも」、伏天「ハナス、キホニイタスヘキコトニモ」）、同　タノシミコ、ロニアマリ（穂）―たのしひこゝろにあまり、同　ソノタキコエタルハ―そのなきこえたる人は、同　心ハエタレトモ（穂同上、尊「も」ニ朱ミセケチ）―こゝろはえたれと、同（古注）　「さかのにてむまよりをちてよめる」ナシ、同（古注）　イヤハカナニモナリニケルカナ―いやはかなにもなりまさるかな、同（古注）　ヨヲウキクサノ―みをうき草の、同（古注）　トシヘタルミハ―としへぬるみは、同　タテマツラセタマヒキ―たてまつらせたまひて、同　春夏秋冬ニモイラヌ（伏天「ニモイラヌ」ニ朱ミセケチ、「本」以下ナシ）―春夏秋冬ともいはぬ、同　イマイニシヘヲ―いにしへを、六　ミテヨメル（穂）―よめる、八　二条ノサキノ―二条のきさきの、三　ワカナツマム―わかなつむ（伏欠丁）、三　トキニ（宮穂天）―とき（伏欠丁）、二四　哥合ニヨメル（穂定）―うたあはせに、三〇　コシヘマカリニケルヒトヲ（宮天）―こしへまかりける人を（伏欠丁）、四三　ヲクレヌミツニソテヤヌレラム―をられぬみつにそてやぬれなん、五三　シカアレトモ―しかあれとも、同　モノヲモヒナシ―ものおもひもなし、五三　ナカリセハ（定）―さかさらは、五六　ヨメル（穂伏）―みてよめる、同　タレカシモ―たれしかも、七三　サクラハナ―はなさくら、七五　ソウクホウシ（尊）―そうくうほうし、七六　ヨメル（宮）―よみける、七七　ソウクホウシ（尊）―そうくうほうし、七八「はなにさして」ナシ（穂伏「ハナニサシテ」朱補入）、七九　ヤマサクラ―さくらはな、八〇　ワツラヒケル（穂定）―わつらひはへりける（伏「ハヘリ」朱補入）、八二　サカスヤハアラヌ（宮伏天定）―さかすやあらぬ、八六　ミテヨメル―よめる、八七　「花をみて」ナシ、一〇九　ヲノカハカセニ（定傍書ナシ）―おのかはふきに、一一　コマナヘテ（天同上、伏「コマナヘテ」）―こまなめて、一三

（注）　出羽郡司女也、如衰形伝ハ玉造氏也、小野ハ若住所名歟、十七首（穂歌数冒頭）―十七首、出羽国郡司女（諸本小異アリ）、一二五　女トモ（穂伏「とも」ヲ朱ミセケチ）―女、一三〇　トモカター―もとかた、巻三部立　夏哥（「哥」朱補）―夏哥、一三五　コノ哥ハ（穂天）―この哥（伏欠丁）、一五四　ヨクラキ―よやくらき、一六一　「よめる」ナシ、巻四部立　秋。上哥（朱）（伏天朱補入ナシ）―秋哥上、一七三　タ、ヌヒソナキ―たゝぬひはなし（朱）、一八一　ソセイホウシ（天同上、伏「ホウシ」ヲ朱ミセケチ）―そせい、一八九　カキリナリケリ―かきりなりける、二〇三　タレマツムシノ―たれをまつむし、二〇四　ナキツルノヘニ―なきつるなへに、二一九　カハラサリケリ―わすれさりけり（朱）、二二二　コノウタハ（伏天）―この哥、二二七　。ヘセウ（僧正（朱））（伏同上、宮穂補入ナシ）―僧正へせう、同　ヨミケル（穂伏同上、天「よめるみける」）―よめる、同　タテルトヲモヘハ（宮）―たてりとおもへは、二三二　アラヌモノヘ―あらぬものゆへ、二三七　ウシロメタナクモ（朱）―うしろめたくも、巻五部立　秋。下哥（朱）（伏同上、宮朱補入ナシ）―秋哥下、二六八　ウエケル―うへけるうた、二六九　ハナ（朱）（穂伏）―花を、二七五　ウエタリケルヲ（天同上、伏「ウエタリケルヲ」）―うゑたるを、二八九　カスヲミヨトヤ（宮）―かすをみよとか、三〇三　ナカレモアエヌ（伏天定「ナカレモアヘヌ」）―なかれもやらぬ、三〇四　ミテヨメル―よめる、三〇五　モミチ、ルヲ―もみちゝる、三一〇　寛平御時（定）―寛平御時に、同　ヨメリケル（伏天定）―よめる、三三六　ムメノハナ―むめのかの、三三八　マカリニケル（天同上、伏「ニ」ヲ朱ミセケチ）―まかりける、三三八　。御ヲハ（朱）ニ（伏同上、穂朱補入ナシ）―かの御おはに、三三九　「よめる」ナシ、三五三　トモヤス―もとやす（尊欠丁）、三五六　カハリテヨメル（伏「カハリテ」ヲ朱ミセケチ、天「かはりて」墨補入）―よめる、三六一　タ、ミネ（小字）―作者ナシ、三六三　ミツネ或本（小字）―作者ナシ、三六三　ツラユキ（小字）―作者ナシ、三六八　マカリケル。ニ時（朱）（伏同上、穂朱補入ヲ後人墨補入ニ改ム、天「まかけりけるとき時に」）―まかりけるときに、三六九　ソテツユケキ―そての露けき、三七七　ヨミテイタセル―よみていたせりける、三八〇　マカリケルヒトニ（定）―まかりける時に、三八三　シラクモノ―しら山の、三八七　ワ

カレヲ、シミケル所ニテ―わかれをしみけるところにて、
同　カシカラマシ―かなしからまし、三元四　僧ヘセウ―
僧正へせう

〔補注〕

(1)　聊か補足すると、厳密に言えば、朱筆本の歌数注記は、撰者俊頼自身のものである可能性と、朱筆本を見ての清輔（あるいは季経その他）の注記である可能性と両方あると考えられる。ただし、記載方式から考えて清輔が有力であろうことは既に述べた通りである。

何れにしろ、このような書き方が清輔自身の歌の書入れを意味していないことは明らかであろう。

(2)　本稿入稿後、多和文庫蔵『古今集序註』（五―九）に仁平四年本奥書が付載されていることに気づいた。該書は「長享弐戊申林鐘廿八日於摂州嶋上郡仲牧三／嶋江村為後用依為明誉證本書写訖、後見／之人者念仏一遍可預回向候／　権大僧都良朝」の書写奥書を有する所謂『古今集三流抄』の一伝本であり、書写年代の古い三流抄としても貴重であるが、古今集仮名序（片仮名交り）、同真名序、集之内哥目録、三流抄（序註）の順に一筆で書写されている。この中、「集之内哥目録」が、毘沙門堂本『古今集註』巻末の仁平四年奥書と同一である。

未刊国文古註釈大系で示すと、二四二頁下段の部立別目録より、二四五頁上段の作者別目録の終り（「斎宮一首」）までを存する。両者を比較するとまま異同があり、概して多和文庫本の方が誤りが多いようであるが、内容的には全く同じである。但し、両書は左程近しい関係にあるとは認められないので、本書が仁平四年清輔本に直接依拠したのか、毘沙門堂本『古今集註』等からの孫引きであるのかは明らかでない。

左記に奥書部分のみを掲げる。奥書中に毘沙門堂本に比して脱文（あるいは省略）が存する。

仁平四年玄莫白月之比若狭守通宗自筆本書写之、端書之文彼筆也、於上下勘物管見之所及自以記付之、至筆花薗左府本説也、貫之自筆、閑院春宮大夫本云、件本序註一筆也、少有疑、又陽明門院御本説間々勘入之、件貫之自筆也、延喜御本云々、顕綱朝臣従彼院

所二給預一也、伝々之後於二公住朝臣許一焼失訖、是等三本本大略無二相遠一歟、真名序者予所二書加一也、紀淑望作也、或説実紀家筆云々、墨合点哥新撰集也、藤原清輔、人々哥数、朱筆定数也、朱頭付、或本并声等者与二顕昭之本一以二校合本一加点、号二御本一者新院之御本也

(3) 本稿入稿後、深津睦夫氏より「僻案抄について—注釈過程における定家の意識をめぐって—」(「皇學館論叢」24の4平3・8)を恵与された。御論考中に『僻案抄』の「このまより」歌の注と六条家歌学との関わりを説かれた箇所が存するとともに、既に稲田利徳氏「『落ちたる月の影』考—清輔本『古今集』の享受」(稲賀敬二氏編『源氏物語の内と外』昭62刊所収)があることも知った。また、後述の鳥井千佳子氏論文にもこの歌の本文に言及した箇所がある。但し、何れも本稿とはやや視点を異にするので言及するに止めることとする。

〔付記〕

本稿において当然触れるべくして触れえなかった先学の業績として、鳥井千佳子氏「清輔本古今集の性格」(「和歌文学研究」49昭59・9)、片桐洋一氏『古今和歌集の研究』(平3刊)中の論考等が存する。御寛恕願うとともに今後の課題としたい。

本調査に際し、御所蔵の図書の閲覧・複写を許された諸文庫・機関に深く感謝の意を表する。

特に、貴重な御蔵書の調査・撮影を許された久曽神昇博士にはその御学恩と共に深謝申し上げる次第であります。